



日新火災

日新火災の 現状

BUSINESS REPORT

2006

会社概要

社名 日新火災海上保険株式会社
 本店所在地 東京都千代田区神田駿河台2 3
 TEL(03)3292-8000(大代表)
 取締役社長 宮島 洋
 創立 明治41年(1908年)6月
 資本金 203億円
 従業員数 2,662名
 代理店数 16,950店
 U R L <http://www.nisshinfire.co.jp>

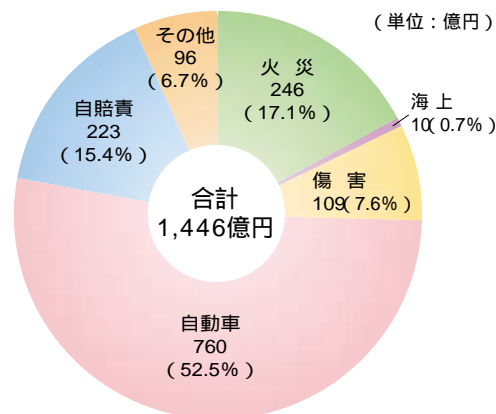
子会社等
 日新火災損害調査株式会社
 日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社
 日新情報システム開発株式会社
 日新総合サービス株式会社
 NISSHIN INSURANCE GUERNSEY
 PCC LIMITED
 ユニバーサルリスクソリューション株式会社
 日伸実業株式会社
 トークビルサービス株式会社

(平成18年6月28日現在)
 従業員数・代理店数は平成18年3月31日現在

平成17年度の代表的な経営指標

正味収入保険料(注1)..... 1,446億円
 正味損害率(注2)..... 59.0%
 正味事業費率(注3)..... 36.5%
 保険引受利益(注4)..... 24億円
 経常利益(注5)..... 53億円
 当期純利益(注6)..... 29億円
 ソルベンシー・マージン比率(注7)..... 1,132.5%
 総資産額..... 5,177億円
 純資産額..... 1,246億円
 その他有価証券評価差額(注8)..... 796億円
 リスク管理債権の対貸付金比率(注9)..... 0.4%

注1 - 契約者から引き受けた保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、積立保険料を控除したものです。
 注2 - 保険会社を受け取った保険料(正味収入保険料)に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したものです。
 注3 - 保険会社を受け取った保険料(正味収入保険料)に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものです。
 注4 - 保険引受に係るものだけをまとめて算出した利益であり、保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支にて算出したものです。
 注5 - 保険の営業や資産の運用などの通常の活動で生じた利益です。
 注6 - 経常利益に特別損益・法人税等を加減したものであり、事業年度の最終的な利益をいいます。
 注7 - P.56をご参照ください。
 注8 - 期末において時価評価されたその他有価証券の貸借対照表計上額と取得原価との差額をいいます。
 注9 - 貸付金に対するリスク管理債権の割合は0.4%と大変低い水準です。リスク管理債権の詳細についてはP.72をご参照ください。



正味収入保険料の種目別構成比

日新火災の現状

BUSINESS REPORT 2006

目次

ご挨拶	2
経営方針	3
経営理念	
お客さま本位の会社づくり宣言	
中期経営計画	
平成18年度実行計画	
ミレアホールディングスとの経営統合について	
業績の概況	6
営業の経過及び成果と今後の課題	
保険引受の概況	
資産運用の概況	
日新火災の活動	10
第2期リテール戦略の取り組み	
トピックス	
日新火災のあゆみ	
お客さまサービスと商品	13
最近の新商品開発と約款・料率の改定	
商品開発	
主な保険商品	
各種サービス	
リスクコンサルティングサービス	
保険のしくみと販売制度	21
保険のしくみ	
ご契約の流れ	
事故発生から保険金お受け取りまでの流れ	
代理店	
保険会社の運営	26
リスク管理の基本方針とリスク管理態勢	
法令遵守の体制	
勧誘方針	
社外・社内の監査・検査体制	
ディスクロージャーの体制	
個人情報保護	
内部統制基本方針	
「お客さまの声」の施策への反映	
資料編	
.会社の概要	38
.主要な業務の状況	46
.経理の状況	57
.企業集団の状況	85
.設備の状況	87
.損害保険用語の解説	88
.店舗の一覧	91
当社の店舗網	95

本誌は、保険業法第111条に基づき、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご紹介するために作成したディスクロージャー資料です。

損害保険業界を取り巻く環境は、経済の着実な回復の影響を受け好転の様相を呈しながらも、付加保険料の弾力化など新たな競争要件の出現もあり、価格・サービスや効率化をめぐる競争は一層激化しております。

このような中、当社は常に「一人は万人のために、万人は一人のために」という保険産業の基本理念に立ち返り、お客さま本位に徹し、損害保険産業が持つ社会性・公共性を十分に発揮しつつ、地域社会に密着した事業展開を図っております。

日本国内の保険市場の特徴は、人と人との関係性のよわらかさや温暖な人間関係を共通項として、都市圏においても地方圏においても、地域ごとに固有の歴史的・文化的な条件を有する多様な地域社会が複合している点にあるといえます。当社はこのような国内市場の多様性にきめ細かく対応することにより、お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社であり続けることを目指しています。

その実現のためにも、保険に対するお客さまのニーズを多面的に取り上げ、地域に根ざして活動している多くの代理店とともにお客さまのご期待にそえるよう努めてまいります。

なお当社は、過日の定時株主総会におきまして、株式会社ミレアホールディングスとの経営統合についてご承認いただき、本年9月30日より、ミレアグループの損害保険会社として新たなスタートを切ることとなりました。

当社は、ミレアグループの中で引き続きお客さま本位の企業として、販売面や損害サービスの更なる向上に励むとともに、自己責任に基づくコンプライアンスの一層の徹底を図り、リスク許容度に応じた慎重かつ総合的なリスク管理や資産運用総合収益の確保などを通じて、健全経営を確実に遂行していく所存です。



取締役社長 宮島 洋

経営方針

経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。

健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。

代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。

従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。

損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

お客さま本位の会社づくり宣言

当社は、本当の意味での「お客さま本位」の事業運営を遂行していくため、「お客さま本位の会社づくり宣言」を定めております。全役職員が「すべてはお客さまのために」という考え方を基軸に行動してまいります。

日新火災は、お客さまに新しい感動と満足をお届けできるよう誠心誠意努力することを宣言します。

- 1 日新火災は、全社員・全部門がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さまの満足の向上に向けて会社業務の改革や改善に不断の努力を行っていきます。
- 2 日新火災は、お客さまにわかりやすい商品の提供や利便性の高いサービスの提供を徹底して行っています。
- 3 日新火災は、お客さまに商品を的確にご理解いただけるよう、代理店と共にお客さまの立場に立った販売を行っていきます。
- 4 日新火災は、お客さまの事故発生時には心から安心を実感していただけるよう、的確で誠実な対応を行っていきます。



経営方針

中期経営計画

当社は、平成17年度より3か年の中期経営計画をスタートいたしました。この計画では、平成12年度から推進してまいりました第1期リテール戦略によって確立した当社の基盤と到達点を踏まえ、お客さまの視点ですべての業務を再構築し、本当の意味での「お客さま本位」の会社として、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社となることを目指しております。

中期経営計画の中核戦略である第2期リテール戦略においては、昨年度に引き続き「お客さまの信頼を勝ち得る販売網の確立」、「お客さまにわかりやすくご納得いただける商品の提供」、「事故の際のお客さまへのより一層の安心の提供」、「お客さまやマーケットを踏まえた組織運営の確立」の4本の柱を軸に、取り組みを進めております。具体的な取り組みの一例としては、お客さまの声に基づいた代理店の業務運営の標準形である「お客さま信頼スタンダード」を定め、定着を図っていますが、この達成度の高い代理店において高い増収率が確認されるなど、着実に成果を挙げております。また、自動車保険のお客さま向けに、ご契約

に関する基本的な確認事項や補償の過不足を視覚に訴えてご説明するためのツールとして「ご契約内容確認マップ」を開発し、お客さまに十分にご理解、ご納得いただいた上で契約をしていただく体制を整えました。さらに、さいたま本社内に「安心サービスセンター」を開設し、夜間・休日の自動車事故の初期対応を開始するなど、第2期リテール戦略を順調に遂行しております。

また、第2期リテール戦略を支える企業基盤を強化するため、ITインフラを中心とした業務インフラの革新による業務品質の向上や、お客さま本位を実現するための人材の育成、コーポレートガバナンスの充実やリスク管理態勢の強化など、様々な課題に取り組んでおります。今後もこれらの取り組みをさらに推進していくとともに、巨大災害等の発生に備えた異常危険準備金の充実に努め、保険金支払能力の一層の向上を図ってまいります。

さらに、企業存続の大前提である個人情報保護を含めたコンプライアンスの推進と企業の社会的責任(CSR)遂行のための体制を充実させてまいります。

平成18年度実行計画

お客さま本位のリテール戦略の推進

- ・お客さまにわかりやすくご納得いただける商品の提供
- ・お客さまから信頼される高品質代理店の拡充
- ・お客さまの視点に立った付加価値の高い損害サービスの提供
- ・お客さま本位の組織及び組織運営の確立
- ・お客さまに向けたわかりやすいコミュニケーションの強化
- ・営業力の強化

リテール戦略を支えるインフラの強化

- ・人材の育成と強化
- ・資産運用力の強化
- ・業務インフラの革新
- ・総合リスク管理態勢の強化
- ・業務の厳正化と内部統制の強化
- ・収支管理の強化
- ・提携の推進

コンプライアンスの推進と企業の社会的責任(CSR)遂行のための体制の充実

- ・コンプライアンス推進態勢の強化
- ・CSRの遂行
- ・働きがい高める企業風土の確立

ミレアホールディングスとの経営統合について

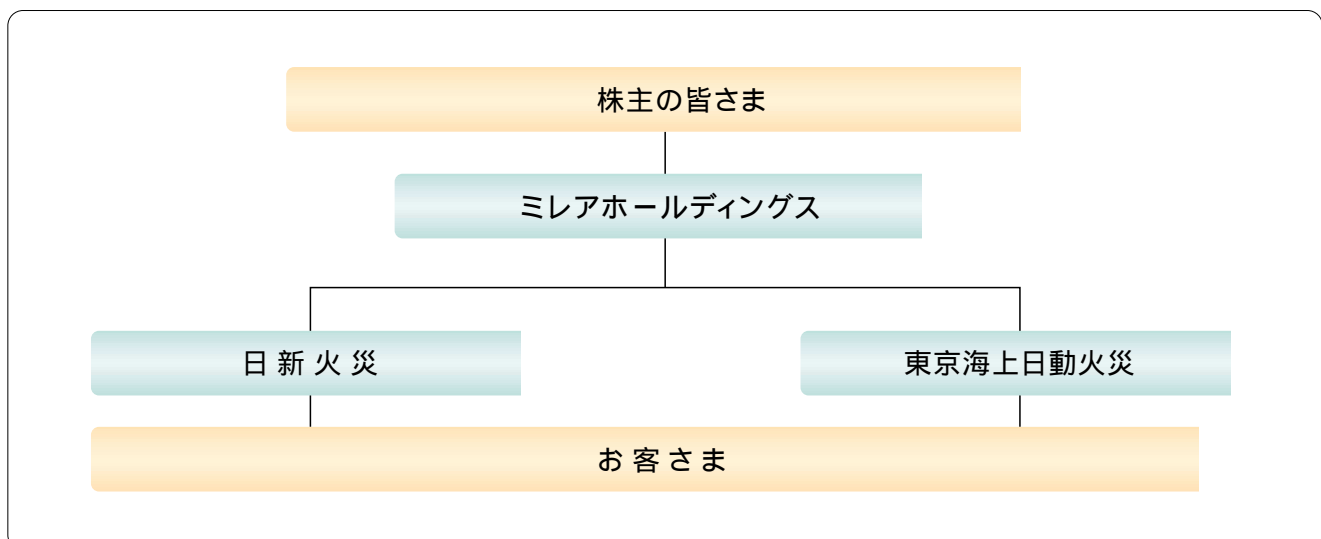


当社は、来る平成18年9月30日をもって株式会社ミレアホールディングスと経営統合を行い、ミレアグループの損害保険会社として新たなスタートを切ることとなりました。

当社は、かねてより株式会社ミレアホールディングスの完全子会社である東京海上日動火災保険株式会社とは友好関係にあり、平成15年3月には業務提携・資本提携契約を締結いたしました。業務提携については営業面における共同取り組み、あるいは商品・事務・インフラ面における共有化・共同利用等を積極的に進めてまいりました。資本提携については、平成17年2月に東京海上日動社が当社の発行済株式総数の3分の1程度を取得しております。このような取り組みを進める中で、当社は国内のリテール市場

に基軸をおき、真の意味での「お客さま本位」を実現するというビジネスモデルへの確信を深めてまいりました。

今回の経営統合は、この提携関係を更に発展させたものであり、これにより自由化以降より多様化するお客さまや代理店からのニーズに、迅速かつ的確に、高品質な商品・サービス等をもってお応えしていくことができるものと確信しております。経営統合以降、当社はミレアグループの中で主にリテール分野を担う保険会社として、引き続き当社リテール戦略を強力に推進してまいります。また、当社と東京海上日動社の両社が持つ強みを最大限に活かしながら互いに補完し合うことによって、ミレアグループ全体の成長と効率化を実現し、企業価値を向上させてまいります。



業績の概況

営業の経過及び成果と今後の課題

当期のわが国経済は、活発な海外需要を背景に企業部門の生産活動が高水準で推移するなか、企業業績の回復が民間消費に波及し、所得及び雇用環境が一段と改善するなど、内外需ともにバランスのとれた成長を続けました。

損害保険業界におきましては、引き続き厳しい競争環境が続いておりますが、火災保険をはじめとした主力商品の販売が好調に推移するなど、徐々にではありますが回復基調に転じてきております。

このような環境のなか、当社は「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念として掲げ、その実現を図っていくための諸施策を実行しております。

当期の業績

経常収益は前期に比べ109億円減少し、1,727億円となりました。一方、経常費用は、台風の被害に伴う損害保険金支払いが減少した影響などにより保険引受費用が減少した結果、110億円減少し1,674億円となりました。経常損益は前期と比べ1億円増加し、53億円の経常利益となりました。

また、特別損益は5億円の損失を計上し、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を控除した当期純利益は、29億円となりました。

なお、保険会社の経営の健全性を測るうえでの重要な判断指標であるソルベンシー・マージン比率は1,132.5%となり、引き続き健全な水準を維持しております。

付随的な保険金の支払い漏れについて

当社は「基本となる保険金をお支払いする際に合わせてお支払いすることができる付随的な保険金の支払い漏れ」に関して、平成17年11月25日付で保険業法に基づく行政処分(業務改善命令)を受けました。日頃から事故対応サービスの充実に取り組んでいたにもかかわらず、このような事態を生じさせ、お客さま及び関係者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社では今回の処分を厳粛に受け止め、全役職員一丸となって再発防止に取り組むとともに、当社の経営理念である「お客さま本位の安心と補償」をお届けすることを改めて徹底していくことにより、お客さま及び関係者の皆さまの信頼を一刻も早く回復するよう努力してまいります。

販売網の強化

お客さまの信頼を勝ち得る販売網の確立のために、お客さまと接点をもつ代理店の開発・育成に努めるとともに、お客さまの声に基づいた代理店の業務運営の標準形として「お客さま信頼スタンダード」を確立・定着させる取り組みにより、お客さまから信頼される代理店網の強化を図ってまいりました。

お客さまのニーズに基づく商品の開発・提供

自動車保険のお客さま向けに、ご契約に関する基本的な確認事項や補償の過不足等を視覚に訴えてご説明する「ご契約内容確認マップ」の提供を開始しました。また、自動車事故を疑似体験することにより、万一自動車事故を起こしてしまった場合の対応や自動車保険の構成をより深くご理解いただくために「事故体感ツール」を開発するなど、お客さまにとって納得感と安心感のある販売手法の確立を推進してまいりました。

損害サービスの充実

自動車事故に遭われたお客さまに、担当者から直接、迅速に電話連絡を差し上げる「ご安心4コール(ご安心コール・リターンコール・経過コール・解決コール)」の徹底を図り、きめ細やかな対応に努めました。また、テレホンサービスセンターにおける24時間事故受付や、ドライビングサポート24によるロードサービスの提供に加え、休日の自動車事故の初期対応を行う「安心サービスセンター」を設立、稼働を開始するなど、事故・トラブル時にお客さまに安心をお届けするサービスの充実を図りました。

コーポレート・ガバナンスの充実

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営責任の明確化、速やかな意思決定、経営監視機能の強化の徹底を図っております。また、各事業年度の経営責任を明確にするため取締役の任期を1年とし、さらに、経営の意思決定の迅速化と責任体制の一層の明確化を図るために執行役員制度を設け、諸施策の迅速な遂行に努めてまいりました。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス委員会において、コンプライアンス・マニュアルの策定と態勢の構築を図り、年度ごとに策定するコンプライアンス・プログラムに基づき会社全体で取り組みました。また、個人情報保護管理委員会において、個人情報保護に係る基本ルールの定着と浸透、諸課題の克服に向け徹底して取り組んでまいりました。

リスク管理の強化

リスク管理委員会において、保険引受リスク及び資産運用リスクといった分野別のリスク管理状況を把握するとともに、会社全体としての事業に係るリスク量を的確に管理していくために、統合リスク管理の強化に取り組みました。なお、各種リスクを横断的、統合的に管理するための専門部署として、平成17年8月にリスク管理部を設置し、リスク管理態勢の強化を図っております。

東京海上日動社との業務提携・資本提携

平成15年3月に東京海上火災保険株式会社(現・東京海上日動火災保険株式会社)と業務及び資本提携契約を締結し、以後、営業面における共同取り組みや商品・事務・インフラ面での共有化・共同利用等を実施してまいりました。資本提携については、平成17年2月に同社が当社の発行済株式数の30.99%を取得し、資本提携を完了させております。

その後平成18年4月、株式会社ミレアホールディングスと同社の完全子会社である東京海上日動社との間で会社分割が行われ、東京海上日動社が保有していた当社株式はミレアホールディングス社に移転されました。翌5月、当社とミレアホールディングス社は、平成18年9月30日付で経営統合を行うことに合意いたしました。

富国生命社との業務委託

平成16年9月の業務委託締結により、富国生命保険相互会社は当社の損害保険募集代理店となり、以降、富国生命社の営業職員を通じて、同社のお客さまに当社の商品を提供してまいりました。今後も引き続き、優れた商品と充実したサービスの提供に努め、両社の提携関係を活かした販路拡大に向けた施策を遂行してまいります。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き海外経済や原油価格の動向などに不安材料があるものの、個人消費や設備投資といった民間需要を中心に着実に回復を続けていくものと思われまます。

損害保険業界におきましては、商品やサービスをご利用されるお客さまのより高い満足度の実現を目指し、今後も更なる競争の激化が見込まれます。また、多発する自然災害に対応するための一層の担保力強化が求められています。

当社といたしましては、こうした時代に対処するため、平成17年度よりスタートした3か年の中期経営計画に基づき、これまでの損害保険事業のあり方を真摯に見直し、第2期リテール戦略を引き続き強力に推進してまいります。「お客さまの信頼を勝ち得る販売網の確立」、「お客さまにわかりやすくご納得いただける商品の提供」、「事故の際のお客さまへのより一層の安心の提供」、「お客さまやマーケットを踏まえた組織運営の確立」という各課題を推進することで、真にお客さま本位のビジネスモデルを確立し、そのビジネスモデルを継続的に改善していくことで、リテール市場における当社の存在感と成長力の確保を目指してまいります。

また、更なる内部統制の充実・強化に向けて、コンプライアンス推進態勢、総合リスク管理態勢の強化、財務報告の信頼性の確保、業務の厳正化に取り組むとともに、リテール戦略を支えるインフラ強化のため、人材の育成、業務インフラの革新、収支管理の強化、資産運用力の強化、CSRの遂行などの課題に取り組まます。

同時に、今後とも増加が予想される巨大自然災害の発生に対し保険金支払能力の一層の向上を図るため、異常危険準備金の充実等に積極的に努めてまいります。

当社は、これらの諸施策を通じて、業界内でリテール市場における確固たる地位を築いていくとともに、今後ともお客さまから選ばれる「人にやさしい、あたたかさ」をもつ企業として、お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社を目指し、全社一丸となって努力していく所存です。

業績の概況

保険引受の概況

保険引受収益1,623億円のうち正味収入保険料につきましては、専業代理店・兼業代理店を中心とした募集チャネルの開発を推進したことなどにより、火災保険の増収につながりましたが、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の料率改定による減収などにより元受保険料が伸び悩んだ結果、全種目合計の正味収入保険料は1,446億円と、前期に比べ3億円、0.2%と僅かですが減収となりました。また、保険引受費用1,372億円のうち正味支払保険金につきましては、全種目合計で781億円と前期に比べ64億円の減少となり、正味損害率は4.4ポイント低下し、59.0%となりました。

保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては、当期にスタートしました中期経営計画推進のためのIT関連投資を実施したこともあり、274億円と、10億円増加しました。一方、諸手数料及び集金費は2億円減少し、その結果、正味事業費率は36.5%となりました。これらに収入積立保険料、満期返れい金、支払備金繰入額及び責任準備金戻入額などを加減した保険引受利益は、マイナス24億円となりました。

保険種目別の概況

火災保険

正味収入保険料は246億円となり、20億円、8.8%の増収となりました。正味損害率は42.7%となり、33.6ポイント低下しました。

海上保険

正味収入保険料は10億円となり、4.1%の減収となりました。正味損害率は59.5%となり、9.3ポイント上昇しました。

傷害保険

正味収入保険料は109億円となり、2億円、2.7%の減収となりました。正味損害率は43.8%となり、0.5ポイント低下しました。

自動車保険

正味収入保険料は760億円となり、9億円、1.3%の減収となりました。正味損害率は64.0%となり、0.9ポイント上昇しました。

自動車損害賠償責任保険

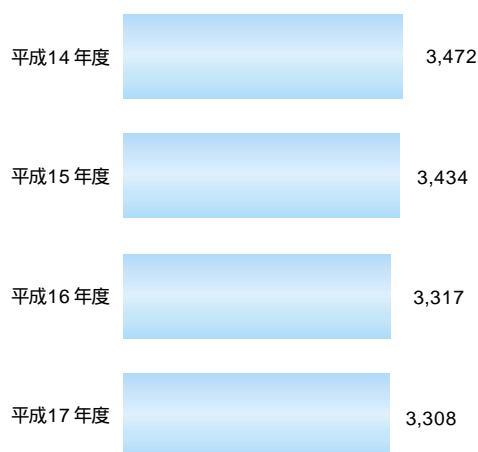
正味収入保険料は223億円となり、2億円、0.9%の減収となりました。正味損害率は69.4%となり、9.3ポイント上昇しました。

その他保険

賠償責任保険、動産総合保険、労働者災害補償責任保険、運送保険等が主なものですが、正味収入保険料は96億円となり、8億円、8.0%の減収となりました。正味損害率は55.2%となり、10.7ポイント低下しました。

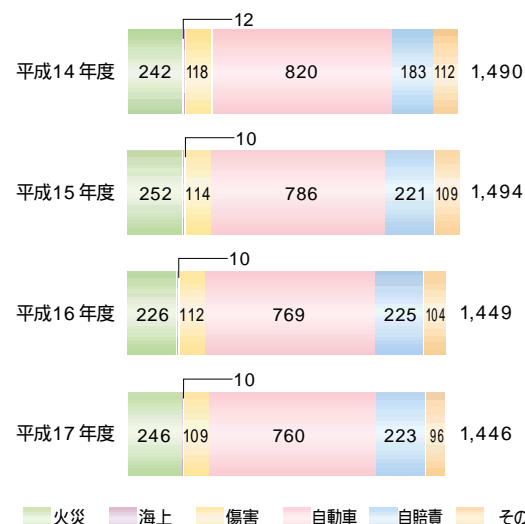
責任準備金の推移

(単位：億円)



種目別正味収入保険料の推移

(単位：億円)



資産運用の概況

資産運用方針

損害保険会社の資産は、将来の保険金支払への備え、あるいは積立型保険に係る満期返れい金等の支払のための準備金としての性質を有しています。こうした社会性・公共性の高い資産を運用するにあたり、当社では、安全性・有利性・流動性の確保を大原則として、貸付金・債券を中心とした運用を行うとともに、資金の効率的な活用により安定的な収益を確保することを資産運用の基本方針としています。

近年、金融市場の国際化・自由化が進展する中で、資産運用に係るリスクは多様化・複雑化しています。こうした中、当社では、投融資の実行部署と管理・審査部署の分離による相互牽制機能の強化、システムの高度利用によるリスク分析・管理機能の向上、社内のルールに則った業務の厳正処理による内部管理の強化など、総合的なリスク管理態勢の強化に努めています。

また、積立資産の運用にあたっては金利動向等に留意しつつ、資産・負債の両面を考慮したポートフォリオ構築に取り組んでいます。

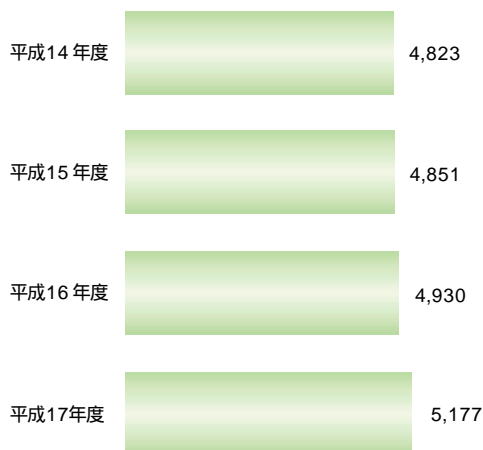
資産運用概況

当期末の総資産は5,177億円となり、前期に対し246億円の増加となりました。このうち、運用資産は4,667億円となり、352億円の増加となりました。

資産運用につきましては、安全性、収益性及び流動性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努め、利息及び配当金収入は、前期に対し14.9%、9億円増加し76億円となりました。これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は、38億円増加し98億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損及び有価証券償還損等が減少したことなどから11億円となり、前期に対し5億円の減少となりました。

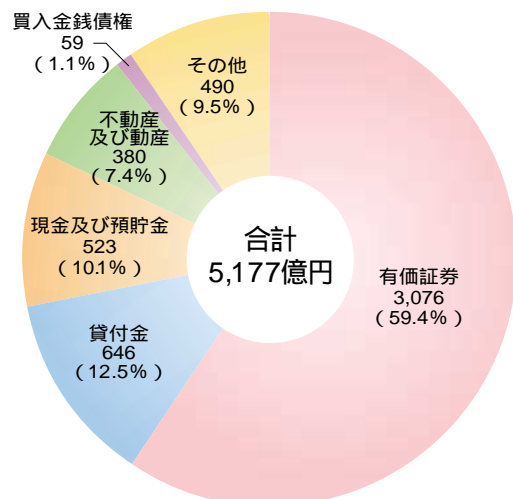
総資産の推移

(単位：億円)



総資産の内訳(平成18年3月31日現在)

(単位：億円)



第2期リテール戦略の取り組み

平成17年度、当社は第2期リテール戦略に基づいて、以下の取り組みを進めてまいりました。このうち、「ご契約内容確認マップ」「安心サービスセンター」「お客さま信頼スタンダード」は、お客さまアンケートで寄せられたご意見を具体的に施策へ反映させたものです。(お客さまアンケートの詳細はP.36「お客さまの声の施策への反映」をご参照ください)

「ご契約内容確認マップ」 「事故体感ツール」の開発

平成17年10月、お客さまにわかりやすくご納得いただける商品の具体化第一弾となる、自動車保険の「ご契約内容確認マップ」及び「事故体感ツール」を開発しました。



「ご契約内容確認マップ」は、自動車保険の更新時期を迎えたお客さまにお届けしているツールです。お客さまのご契約内容に関する基本的な確認事項や補償がイラスト等を使ってわかりやすく表現されており、現在のご契約内容を視覚的にご確認いただきながら更新内容をご検討いただくことができます。

また、「事故体感ツール」は、自動車事故を疑似体験いただくことで、万一事故を起こしてしまった場合の対応や自動車保険の構成をより深くご理解いただけるツールです。



シミュレーションゲーム仕立ての「映像編」と「平面編」の2種類を制作しました。「映像編」はビデオ・DVDをご用意したほか、弊社ホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.nisshinfire.co.jp>)

「自然災害損害サービスシステム」稼働

平成17年10月、第2期リテール戦略の推進を支える業務インフラ革新計画の一つとして、大規模災害発生時の損害サービス業務を支援する「自然災害損害サービスシステム」を構築、稼働を開始しました。

これは、従来損害サービス担当者が手作業で行っていた初動対応書類の印刷、損害額及び保険金の算定をはじめとする様々な業務を自動化したシステムです。これにより、大規模災害が発生した際の損害サービス現場の負荷は大幅に軽減し、その分、本来あるべき、迅速・丁寧・親切というきめ細かいお客さまサービスを一層充実させることが可能となりました。

「安心サービスセンター」稼働

事故の際に、お客さまにより一層の安心をご提供することを目指し、平成17年10月、夜間・休日における事故受付と専門家による初期対応を行う「安心サービスセンター」を設立、平成18年4月22日より本格稼働させました。

当社では、従来もテレフォンサービスセンターにおいて、24時間・365日、事故連絡の受付や事故後のアドバイス等を行っていましたが、夜間・休日には損害サービスの専門家による十分な対応が行えず、具体的な対応については翌日や休日明けまでお待ちいただいていた。

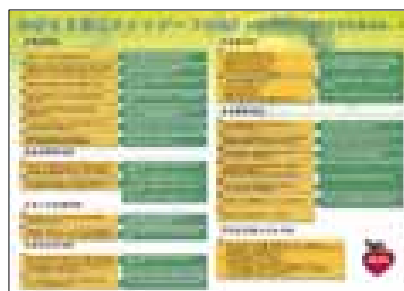
その改善に向け、この度、さいたま本社内に安心サービスセンターを設置し、夜間・休日に受け付けた事故全件の初期対応を行う体制を整えました。これにより、夜間・休日等、当社の営業時間外に事故の報告があったすべての事案について、事故対応の専門家が事故の相手方との連絡や修理工場・病院との打合せ等の初期対応を行うことが可能となりました。

「お客さま信頼スタンダード」の制定

当社にご契約いただくお客さまに、等しくご満足いただける商品とサービスのご提供を目指して、全国の代理店が均質で高いレベルのお客さま対応を実現できるよう、お客さまの声に基づいた代理店業務運営の標準形として「お客さま信頼スタンダード」を定めました。

この「お客さま信頼スタンダード」は、法令遵守など代理店として実践すべき課題に加え、今までお客さまから寄せられたご意見をもとに「お客さまが求める代理店対応」を標準化したものです。具体的には、ご契約の更改時や商品のご説明時、あるいは事故が発生した時などの対応について、代理店が実行すべき業務を定めています。

今後は、当社と代理店が一丸となって、この「お客さま信頼スタンダード」を実行することにより、お客さまによりご支持いただける販売体制の構築を目指します。



トピックス

共済事業者に対する業務支援を開始

平成17年12月より、少額短期保険業者への移行を検討している共済の運営者に対する業務支援を開始しました。

平成18年4月改正の改正保険業法では、従来の共済事業者が少額短期保険業者として登録を受けた場合、改正保険業法の施行日から7年間は、保険金限度額の制限（一被保険者について1千万円）を超えて契約を引き受けることが可能ですが、その際には、超過部分について保険会社への出再が必要と定められています。当社ではこの再保険の引き受けを始め、少額短期保険商品を補完する損害保険商品の提供、募集人教育・損害サービス業務の代行など、各種業務支援を行っています。

当社は少額短期保険業者の将来性を評価し、これまで当社が蓄積してきた共済制度や各種補償制度の運営をサポートするノウハウを提供していくことで、双方の強みを活かしたビジネスモデルの構築を目指します。

「安全 健康 快適フェア2006 - 安全衛生総合展 -」に出展

平成18年5月17日より19日まで、東京ビッグサイトで開催された「安全 健康 快適フェア2006 - 安全衛生総合展 -」に、昨年度に引き続き、当社リスクコンサルティング部及び当社関連会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社が参加しました。

このフェアは、「リスクマネジメントで安全と安心の未来へ」をテーマに、職場の安全衛生、交通安全、防災・防犯などに関わる優れた情報と技術を提供する総合展示会で、136社が出展しました。

当社は、「日新火災の提案する『安全』へのサポート」と題して、社有車事故防止対策を提案し、自動車に搭載して走行状況を記録する装置「セフトイレコーダ」を活用したコンサルティングの紹介や、モニターを見ながら自己の運転特性を自覚する「運転適性診断サービス」を実施しました。このほか、昨年度当社が制作した「事故体感ツール『ゴソ太の試練』」の上映とDVDの配布を行い、自動車事故防止対策の必要性を改めて呼びかけました。



「MOTTAINAIキャンペーン」への協賛

当社は、ケニア共和国環境副大臣・ワンガリ=マータイ氏が提唱する地球環境保護運動であるMOTTAINAI運動及びキャンペーンに協賛しています。

マータイ氏は、平成17年に来日された際、日本語の「もったいない」という言葉に感銘を受け、資源有効活用のためのキーワードとして「MOTTAINAI」を世界共通語とするために様々な場で訴えています。

このマータイ氏の活動に賛同し、MOTTAINAI精神の普及を目指して、平成18年2月のマータイ氏の来日に際し開催された地球環境保護関連のシンポジウムへの協賛を行ったほか、ノベルティとしてMOTTAINAIロゴの入ったエコロジーグッズを製作し、お客さまにご提供しております。

加えて、平成18年3月にはマータイ氏の主催するグリーンベルト運動に役立てていただくため、毎日新聞社に50万円を寄託しました。

当社は、今後もMOTTAINAI運動への参加及び協賛を通じて、損害保険会社としての社会的責任を果たしていきます。



使用済み切手・プリペイドカード類の寄贈

平成18年3月、社会貢献活動の一環として、各種団体への寄付活動を行いました。

昨年度一年間に全国の営業所より集められた、使用済み切手・プリペイドカード類及び書き損じハガキをとりまとめ、(社)日本キリスト教海外医療協会をはじめ3団体へ寄贈しました。

使用済み切手・プリペイドカード類は、収集家や取扱業者の協力により換金され、アジアをはじめとする保健医療が不十分な地域への医療従事者の派遣費用や、ボランティアの現地での活動資金の一部として役立てられています。また、未使用切手は骨髄バンクのドナー登録募集に活用されています。

当社は、今後も社員の理解と協力のもと、積極的な社会貢献活動を続けてまいります。

日新火災の活動

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
明治	
41年(1908年)6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
43年(1910年)8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
大正	
14年(1925年)10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
昭和	
17年(1942年)4月	東明火災海上保険株式会社を合併
18年(1943年)7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併して現在の日新火災海上保険株式会社と改称
24年(1949年)5月	東京証券取引所に株式を上場
27年(1952年)10月	ロンドンのウイリス社に代理店を委嘱、マリンの再保険取引開始(ノンマリンは昭和34年4月開始)
32年(1957年)7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
41年(1966年)6月	地震保険の発売
45年(1970年)4月	株式会社日新損害調査センターを設立(現 日新火災損害調査株式会社)
49年(1974年)1月	中国人民保険会社と再保険取引開始
50年(1975年)9月	ニューヨークのアランティック・ミュチュアル社と提携
51年(1976年)9月	代理店特別研修生制度発足
53年(1978年)7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
55年(1980年)9月	日新ビジネスサービス(現 日新火災キャリアアクトライフサービス)株式会社を設立
57年(1982年)6月	ロンドン駐在員事務所開設
62年(1987年)7月	本店を東京都千代田区から港区に移転
63年(1988年)10月	日新火災浦和センター(現 さいたまセンター)を開設
11月	日新情報システム開発株式会社を設立
12月	総合オンラインシステム(MELON)稼働

年 月	事 項
平成	
元年(1989年)4月	国債窓口販売業務を開始
2年(1990年)6月	資産運用管理システム(DREAM)稼働
7月	総合オンライン第2期システム稼働
3年(1991年)4月	日新総合サービス株式会社を設立
4年(1992年)2月	東京本社・浦和本社(現さいたま本社)の2本 社体制スタート
6年(1994年)7月	東京本社を東京都港区から千代田区に移転
8年(1996年)7月	富国生命保険相互会社と業務提携
11月	第1回・第2回無担保転換社債(各100億円、 合計200億円)発行
9年(1997年)8月	「はあべすと」(現 ジョイエ シリーズ)の発売
10年(1998年)6月	創立90周年
12月	全社情報ネットワーク(Vネット)完成
11年(1999年)1月	総合自動車保険「VAP」の発売
10月	明治生命(現 明治安田生命)保険相互会 社と業務提携
12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
12年(2000年)2月	ニッシン・インシュアランス・ガンジー・ビーシー シー・ミットを設立
13年(2001年)3月	自動車保険「無事故円満」の発売
4月	米国ミネソタ州セント・ポール社と業務提携
7月	「がん保険」の発売
15年(2003年)3月	東京海上火災(現 東京海上日動火災)保険 株式会社と業務提携・資本提携
4月	住宅ローン利用者向け火災保険「すまいの 保険・住自在(じゆうじざい)」の発売
7月	家庭用自動車保険「HAP」の発売
16年(2004年)3月	第1回無担保転換社債満期償還
10月	賃貸入居者向け家財専用火災保険「L(エル) プランSuper」の発売
17年(2005年)3月	積立型医療保険「ジョイエ医療保険」の 発売
18年(2006年)3月	第2回無担保転換社債満期償還
5月	株式会社ミリアホールディングスとの経営統 合に合意

は商品の発売

お客さまサービスと商品

最近の新商品開発と約款・料率の改定

年 月	事 項
平成	
12年(2000年) 2月	「車両新価保険」発売
2月	「介護・福祉事業者補償制度」発売
2月	「デビットカード盗難保険」発売
4月	介護費用保険約款改定
6月	自動車保険「等級プロテクト特約」、「子供運転特約」、「臨時運転者特約」発売
6月	指定居宅介護支援事業者・指定居宅サービス事業者賠償責任保険を「介護総合賠償責任保険」に改定
7月	交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険料率改定
7月	「商売安心」(新テナント総合保険)発売
8月	「公務員賠償責任保険」発売
10月	「食品総合保険」発売
10月	「ホールインワン懸賞金保険」発売
13年(2001年) 1月	自動車保険フリート制度改定
3月	自動車保険「ノンフリート多数割引」創設
3月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付自動車保険)発売
3月	「バスジャック対応費用保険」発売
4月	「生活大臣」(生活安全総合保険)発売
4月	「学生・生徒総合補償保険」(こども総合保険)発売
5月	「共済等運営費用保険」(フリーガン被害共済制度運営費用保険等)発売
6月	普通傷害保険「企業・事業者等包括付保契約特約」発売
7月	「がん保険」発売
9月	自動車保険フリートの特約自由方式の実施
10月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
10月	プライムAA「100・30・mini」発売
10月	傷害保険付帯「医療基本特約」、「がん基本特約」発売

年 月	事 項
13年(2001年) 11月	火災保険「リスクサーベイ割引」導入
14年(2002年) 1月	「PCプロテクション」(コンピュータ総合保険)発売
1月	「学費免除費用保険」発売
2月	「コミュニティ活動補償制度費用保険」発売
3月	銀行窓販用商品の一般代理店での販売開始
6月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付自動車保険)改定
7月	「オールキーパー」(企業総合賠償責任保険)発売
11月	リサイクル部品・指定修理工場入庫条件付自動車保険「Eco・ひいき」(現 アサunte)発売
11月	「39Harvest」(積立普通傷害保険)
	「39Harvest Smile」(新積立女性保険)発売
15年(2003年) 4月	「ろうむキーパー」(企業向け傷害保険)発売
4月	「すまいの保険・住自在」(住宅ローン利用者向け火災保険)発売
5月	建設工事保険の改定
7月	「HAP」(家庭用自動車保険)発売
8月	「住宅ローン利用者等長期火災保険」を改定、「いはずまいホーム」に名称変更
16年(2004年) 2月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
2月	火災保険工場物件料率改定
4月	「レジャーの保険」発売
5月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
10月	「LプランSuper」(生活安全総合保険)発売
10月	「HAP」(家庭用自動車保険)の改定
12月	「個人情報賠償責任保険」発売
17年(2005年) 2月	自動車保険「ノンフリート多数割引」の改定
3月	「シヨイ工医療保険」(積立型医療保険)発売
6月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
18年(2006年) 3月	「Eco・ひいき」を「アサunte」に名称変更
3月	「海外旅行保険」発売

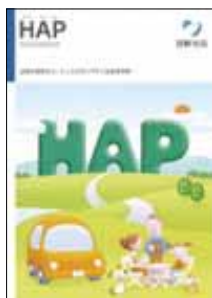
お客さまサービスと商品

商品開発

当社では、お客さまのニーズに合った様々な商品を開発しています。

家庭用自動車保険

エイチエイビー
HAP



一般的に複雑化する傾向にある商品戦略とは一線を画した新しいタイプの家庭用自動車保険「HAP」を、平成15年7月より販売しています。

「HAP」は、国内上場損保初となる「地域別」「使用目的別」といったリスク区分を取り入れ、対人・対物・人身傷害保険をあらかじめセットしたパッケージ型商品です。さらに、日常生活を取り巻く賠償リスクや保管物賠償リスクも補償され、万が一の事故の際は自動車事故と同様の示談代行サービスをご提供いたします。お客さまにとっては「安心」で「わかりやすい」、代理店にとっては「販売しやすい」商品としてご好評を得ております。

平成16年10月には、保険料水準を全面的に見直し、よりリスク実態に近づけました。加えて、日常生活における偶然な事故によって被害者となった場合の弁護士費用等を補償する「被害事故弁護士費用等担保特約(日常生活補償用)」を新設するなど、補償内容の充実を図っております。

安全運転でお金が戻る自動車保険

無事故円満



“自動車保険でも、満期時には払戻金が欲しい”“長年無事故の契約者にはもっとメリットを提供して欲しい”といったお客さまの声をもとに開発した当社のオリジナル自動車保険「無事故円満」を平成13年3月より販売しています。

加入時に無事故払戻金を設定し、保険期間中無事故であればその全額が、万が一事故を起こしてしまった場合でも、所定の回数以内であれば一定割合までが戻る仕組みとなっています。保険料は、無事故の場合1年契約を継続するよりも割安となっており、かつ保険期間が2年または3年の長期のため、毎年の継続手続きの煩わしさもありません。

「無事故円満」は、お客さまの安全運転意識を高め、交通事故の発生を抑制する社会貢献度の高い当社の主力商品の一つとして、今後も積極的に販売してまいります。

満期返れい金付き医療保険

ジョイエ
Joy-e医療保険



平成17年3月1日“現在加入している医療保険だけでは不安だ”といったお客さまの声をもとに、保険期間5年・満期返れい金付き医療保険「ジョイエ医療保険」を発売しました。この商品は、ケガ・病気のときの入院費用・手術費用を中心としたシンプルな設計で、保険料を低く抑える一方、日帰り入院もお支払いの対象とするなど補償内容も充実させ、お客さまにご安心いただける内容となっています。一時的に補償を上乘せたいという働き盛りの方ももちろん、初めて医療保険に加入される方にもお勧めできる商品です。

また、フリーダイヤルによる24時間・365日医療相談サービス「医療のサポート24」が付帯されています。突然の病気やケガなど、緊急時の対処方法について常駐の救急専門医がアドバイスする「緊急医療相談サービス」を始め、「予約制専門医相談サービス」「医療機関案内サービス」といった業界最高水準のサービスで、お客さまの「もしも」をサポートいたします。

*「ジョイエ(Joy-e)」とは、“喜び”を表す「joy」と、「every time」「every one」の「e」を組み合わせて、「いつも・みんな・嬉しい」という意味を表しています。

地球にやさしい自動車保険

アサンテ(旧 Eco-ひいき)



平成14年に販売を開始した環境重視型の自動車保険「Eco-ひいき」を、平成18年3月、「アサンテ」と名称を変えリニューアル発売しました。

「アサンテ」は、車両事故の際に、当社が指定した修理工場でリサイクル部品を使用して修理していただく自動車保険です。リサイクル部品を使うことにより、資源の有効活用につながるだけでなく、車両保険料を割り引いてお客さまに還元します。また、修理の際には当社が定める一定のサービス基準を満たした指定修理工場に入庫していただくことで、質の高い修理とご満足いただけるサービスの提供を可能にします。

当社は、この「アサンテ」の販売を通じ、リサイクルパーツを使った修理を推進することで、地球環境保護の一翼を担ってまいります。

*「アサンテ」とは、スワヒリ語で「ありがとう」という意味です。MOTTAINAI運動を提唱するアガリ・マータイ氏が当社に来社されたことを記念して命名しました。

フレキシブルな設計が可能な総合補償型の火災保険

生活大臣



平成13年4月に発売された生活安全総合保険「生活大臣」は、ご家庭における様々なリスクを1契約で補償する総合補償タイプの火災保険です。

「生活大臣」は、オールリスク型の補償範囲の広い商品である一方、お客さまのご希望に応じて補償内容を自由に選択することができる商品です。

傷害保険やホールインワン保険、各種の費用補償など、特約も充実しているうえ、別体系のマンション共用部分用専用プランを設定し、幅広い補償と低廉な保険料を実現しています。また、鍵の紛失やトイレ詰まりなどの、住まいのトラブルに無料で対応するサービス「すまいのサポート24」も付帯されています。

平成17年6月には、補償内容や料率体系を見直し、従来以上にお客さまのニーズとリスク実態に合った商品内容としました。

賃貸住宅ご入居者専用の家財専用火災保険

エルスーパー LプランSuper



平成16年10月1日、賃貸用のマンション・アパートにお住まいの方向けの家財専用

火災保険「LプランSuper」を発売しました。この商品は、賃貸住宅入居者に必要な補償をパッケージ化した商品で、火災や盗難などによる家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や修理費用、日常生活における第三者への賠償責任などもまとめて補償します。

また、鍵の紛失や水漏れなどの住まいに関するトラブルへの対応サービスも、24時間・365日無料でご提供します。

さらに、独自の「保険料のコンビニ払い収納方式」を導入し、コンビニエンスストアを通じた保険料の支払いを可能としました。これにより、お客さまの利便性を向上させるとともに、代理店の事務軽減にも寄与しています。

企業・事業者向け傷害保険

ろうむキーパー



全従業員の労災リスクを無記名で包括的に補償する、企業向け傷害保険「ろうむキーパー」を平成15年4月より販売しています。

この商品は、従業員の入れ替わりの多い業種や業務従事者数の把握が困難な建設業などでも、売上高や請負金額から保険の対象者数を換算して保険料の算出ができるため、合理的かつ簡便な保険設計が可能です。また各種手続きを簡略化したり、政府労災の支給決定を待たずに保険金をお支払いするなど、お客さまの利便性を重視した商品です。

企業総合賠償責任保険

オールキーパー

企業の様々な賠償リスクを総合的に補償する企業総合賠償責任保険「オールキーパー」を、平成14年7月より販売しています。この商品は、施設の所有・使用・管理に起因する事故、業務中の事故、生産物の事故による賠償責任などをあらかじめセットし、売上高のみで保険料算出を可能にするなど、包括的な補償を簡便に設計することができます。また、人格権侵害、使用不能損害、見舞費用、リコール費用なども幅広く補償しています。

建設工事に係るリスクをサポート

建設工事保険

平成15年5月、建設中の建物や資材などを補償する「建設工事保険」を大幅にリニューアルしました。保険料水準を引き下げ一方、水災・雪災などを補償する特約や各種費用保険金を拡充する特約を標準セットとしたり、従来は対象外であった建物付帯設備工事も補償するなど、内容を充実させました。また1年間に施工する建設工事を1契約として引き受ける「総括契約」では、年間の請負金額のみで保険料算出を可能とし、毎月のお客さまから保険会社への通知を不要とするなど、利便性を格段に向上させました。

お客さまサービスと商品

主な保険商品

住まいと生活の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

[掛け捨て型]

生活安全総合保険
(一般住宅用 = 生活大臣)
(マンション共用部分用)
(賃貸住宅ご入居者用 = LプランSuper)
住宅火災保険
住宅総合保険
団地保険
すまいの保険(住自在)

金融機関融資住宅特約付火災保険
(いえすまいホーム)
地震保険
家財総合保険
個人賠償責任保険
セーフリーファイヤー
ボランティア活動保険
車いす利用者総合補償保険

[積立型]

積立生活総合保険
ジョイエ火災保険



くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らしたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

[掛け捨て型]

総合自動車保険(VAP)
家庭用自動車保険(HAP)

自動車運転者損害賠償責任保険
(ドライバー保険)
自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

[無事故払戻型]

無事故円満

からだの保険

お客さまご自身やご家族などの予測できない事故や病気に対して、確かな補償をお届けします。

[掛け捨て型]

普通傷害保険
家族傷害保険
総合補償保険
交通事故傷害保険
ファミリー交通傷害保険
学生・生徒総合補償保険
自転車総合保険
所得補償保険
医療費用保険
がん保険

[積立型]

積立ファミリー交通傷害保険
積立家族・普通傷害保険
悠(積立普通傷害保険(個人賠償責任特約付)動産総合保険のセット商品)
積立女性保険
積立子ども総合保険
積立いきいき生活傷害保険(プライムAA)
年金払積立傷害保険
ジョイエ医療保険
ジョイエ傷害保険
ジョイエ傷害保険 レディースプラン
ジョイエ傷害保険 キッズプラン
ジョイエ傷害保険 ファミリープラン
ジョイエ傷害保険 アクティブプラン



スポーツ・レジャーの保険

スポーツやレジャーの間の事故、用品の損害を補償して、楽しい余暇をサポートします。

[掛け捨て型]

旅行傷害保険
(国内、海外、国内航空傷害)
ゴルフ保険

スキー・スケート総合保険
レジャーの保険



企業・店舗の保険

店舗や事業にかかわる損害、従業員の災害補償など、ビジネスにかかわる事故を補償します。

[掛け捨て型]

普通火災保険
店舗総合保険
店舗休業保険
利益保険
動産総合保険
賠償責任保険
(施設所有[管理]者、請負業者、
生産物[PL]旅館、保管者、
自動車管理者、会社役員など)
オールキーパー(企業総合賠償責任保険)
個人情報賠償責任保険
公務員賠償責任保険
ろうむキーパー(企業向け傷害保険)
労働災害総合保険
(法定外補償保険、使用者賠償責任保険)

[積立型]

積立店舗休業保険
積立家賃保険

団体長期障害所得補償保険(GLTD)
機械保険
組立保険
盗難保険
入札保証保険
履行保証保険
公共工事履行保証証券
(公共工事履行ボンド)
建設工事保険
テナント総合保険
福利厚生見舞金費用保険
運送保険
船舶保険
貨物海上保険
国内物流総合保険



このほか、各種の危険に対して様々な保険をご用意しております。

お客さまサービスと商品

各種サービス

事故時のサービス

当社では、全国のサービスセンターで専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しております。また、テレホンサービスセンター「サービス24」をはじめ、次の通り多様なサービスを展開しております。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付及び事故相談など、様々なサービスをご提供しています。

フリーダイヤル ジコ ナ シ ナ シ
0120-25-7474



ドライビングサポート24

ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げ)を必要とするお客さまから「サービス24」にご連絡をいただいた場合、提携業者にお取り次ぎします(24時間・365日)。

無料ロードサービスの対象車種は下記の通りです。

- 人身傷害補償保険付きのご契約車両
- 無事故円満のご契約車両
- アサンテ(旧 Eco-ひいき)のご契約車両
- HAPのご契約車両
- すべてのフリートご契約車両

自動車事故 休日急行サービス

休日に「サービス24」で受け付けた自動車事故のうち、相手方が死亡・入院された事故で、お客さまが訪問によるアドバイスを希望された場合、お客さまを訪問し、今後の事故解決の流れをご説明します。

東京・名古屋・大阪地区の13都府県にて実施中

火災・漏水事故 休日急行サービス

休日に「サービス24」で受け付けた火災・水漏れ事故について、専門のスタッフが現場へと急行し、事故対応をします。

首都圏・名古屋・京阪神・札幌・仙台・広島・九州地区(沖縄を除く)にて実施中

すまいのサポート24

生活安全総合保険(生活大臣・LプランSuper)をご契約のお客さまが、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けを必要とした場合、「サービス24」にご連絡をいただければ、提携業者に無料でお取り次ぎします(24時間・365日)。

日新火災デジカメセンター

全国の修理工場よりフリーダイヤルで送られる事故車両の写真画像を受信します(24時間・365日)。受信した画像は「社内ネットワーク」により、送信された修理工場の最寄りのサービスセンターに転送され、アジャスター(車両損害鑑定人)が損害額を協定します。土日祝休日には、安心サービスセンターに駐在しているアジャスターが担当します。

安心サービスセンター

夜間・休日など当社の営業時間外に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つことなく「安心サービスセンター」にて専門家による初期対応を行っています。

安心サービスセンターでは、夜間・休日に事故のご連絡をいただいた事案について、事故対応の専門家が、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡を始め、事故後のアドバイスや保険適用の判断、修理工場・病院との打合せ、代車の手配などの初期対応を迅速に行っています。

その他のサービス

入院事故クイックサービス

事故受付日から3営業日以内にお客さまと相手方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

ご安心コール・事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さま及び関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金のご請求方法に関するご相談に、日本語で対応いたします。

その他のアシスタンスサービス

通訳の手配 弁護士の手配
緊急帰国のための航空券の手配 等

医療相談サービス

医療のサポート24

医療に関する様々なご質問について、専門スタッフが24時間・365日フリーダイヤルにてご相談に応じます。ジョイエ医療保険をご契約のお客さまとご家族であれば、いつでも本サービスをご利用いただけます。

突然の病気やケガへの対処方法についての救急専門医によるアドバイス
日ごろのお体の不調やお悩みに関するご相談
夜間・休日の救急医療機関、旅先での最寄りの医療機関のご案内 等

顧客システムサービス

お客さまの生年月日からバイオリズムを診断いたします。お客さまが現在ご加入している保険の種類がわかる一覧表を作成します。

保険相談サービス

東京本社内に「お客さま相談室」を設置して、お客さまからの保険に関するご相談、ご照会に対応しています(前年度受付件数3,456件)。またテレホンサービスセンターにおいても、24時間体制で事故の受付と併せ保険に関する各種ご相談、ご照会に対応しています(前年度受付件数98,851件)。

また、インターネットホームページ上にも照会窓口を開設しています(<http://www.nisshinfire.co.jp>)。

さらに、全国の各部には苦情相談担当者を配置し、広く損害保険全般についての理解と普及に努めています。

当社の保険相談サービスの他、次の相談窓口もあります。

損害保険調停委員会

(社)日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室が、損害保険会社への解決の依頼やあっせんなど適正な解決に努めたにもかかわらず、当事者間で問題の解決がつかない場合、公平な立場から調停を行うことを目的として損害保険調停委員会が設けられています。個人の方から苦情の申立を受け、原則として3ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは(社)日本損害保険協会のホームページをご参照ください。

<http://www.sonpo.or.jp>

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自動車損害賠償責任保険[自賠責保険]及び自動車損害賠償責任共済[自賠責共済]の保険金[共済金]の支払をめぐる紛争の公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険[自賠責共済]の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険[自賠責共済]の保険金[共済金]の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。

<http://www.jibai-adr.or.jp>

お客さまサービスと商品

リスクコンサルティングサービス

企業や個人を取り巻く様々なリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案いたします。

自動車防災サービス

企業や団体における交通事故防止・安全運転管理をサポートするため、お客さまのニーズに合わせた以下のサービスを実施しています。

- 運転適性診断サービス
- 自動車事故分析診断サービス
- 安全運転講習・研修会の実施
- 交通安全ビデオの貸出し
- 安全運転管理資料の提供
- セイフティコーダコンサルティングサービス



各種診断サービス

防災診断サービス

火災・爆発や自然災害など、施設・設備にダメージを与え、企業活動を阻害する恐れのあるリスクへの対応状況を診断し、予防・軽減対策等をご提案します。



リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案します。

【法人向けサービス】

- 情報リスク診断
- 危機管理体制診断
- コンプライアンス体制診断
- 雷リスク診断
- 瞬低・停電リスク診断
- 土壌汚染リスク診断
- 中小企業・法人向けリスク診断

【個人向けサービス】

- らくらくファミリーリスクマネジメント診断

保険診断サービス

企業活動に伴い発生する各種リスクを分析し、現在のリスクに見合った「最も合理的な保険設計」のアドバイスを行っています。また、ビルや工場の新設・増改築の際に、設計段階から、建築基準法や消防法のほか防火設計や消火設備について検討を行い、防火対策や火災保険の保険料軽減策をご提案します。



賠償リスク診断サービス

社会の変化や法制化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防軽減策をご提案します。

- PL(生産物賠償責任)防災サービス
- 個人情報保護対応サービス
- その他の賠償リスク診断

日新セイフティビデオライブラリー

企業のトップ・安全管理の推進者・従業員向けに、各種のリスクに対する事故防止策や軽減策に関するビデオ等を取り揃え、防災教育の支援サービスを行っています。

リスクマネジメント情報の提供

「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」(季刊)では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報を様々な角度から取り上げてお届けしています。



防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、賠償事故などの各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、ご提供します。

保険のしくみと販売制度

保険のしくみ

損害保険のしくみ

損害保険とは、同じ種類の経済上の危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を出しあって、万一事故に遭った場合に、その損害に対して一定の基準による給付(保険金)を受ける相互扶助制度です。その幅広い普及により、個人や企業などを様々な危険や災害から守り、個人生活や企業の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険料率

「保険料率」は保険の価格のもとになる数値であり、保険金の支払原資に相当する「純保険料率」と、保険会社の事業運営のコストに相当する「付加保険料率」があります。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料率」で、「純保険料率」と「付加保険料率」をもとに算出されたものです。

「純保険料率」には、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された「損害保険料率算出機構」が算出し参考値として各損害保険会社に提供される「参考純率」と、各損害保険会社が独自に算出する「純保険料率」があります。各損害保険会社はこれに自社で算出した「付加保険料率」を加えて「営業保険料率」を算出し、保険業法の規定に基づき、各社ごとに金融庁に認可または届出の手続きを行っています。

なお、公共性がより高い地震保険並びに自動車損害賠償責任保険は、「損害保険料率算出機構」がそれぞれ「営業保険料率(基準料率)」の算出を行うとともに、金融庁への届出の手続きを行っています。

約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」「特約条項」があり、保険会社が作成し、金融庁に届出あるいは認可を取得しているものです。

具体的には「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」「保険金のお支払いの基準」などの保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」「保険契約の解約・解除・無効の場合」などの保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

保険料の収受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっており、保険種類によっては各種の特約条項を付帯することで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効などの場合は、約款の定めその他、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。なお、所定の計算式については、金融庁に届出・認可を取得した各種の書類を基に保険会社が定めたものとなっています。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

再保険

損害保険事業においては、毎年安定した保険事業成績をあげることが重要です。そのためには、「大数の法則」に則り、均質のリスクを多数募集する必要があります。

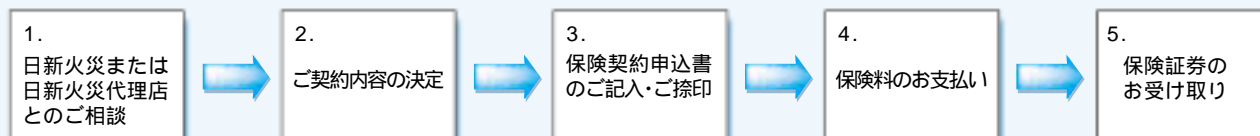
しかし実際には、大型船舶・航空機・超高層ビル・ハイテク工場等のような高額物件の保険契約を引き受けた結果、巨額の損害が発生してしまったり、風水害・地震等の自然災害により広域大災害が発生した場合には、その年の保険引受に対する収支が大幅に左右されることもあります。

このような事態を避けるため、当社では引き受けた契約について、保険金支払責任の一部をあらかじめ国内外の他の保険会社に転嫁すること(出再)により、リスクの平均化・分散化を図っています。

また、一方で国内外の他の保険会社のリスクを引き受けること(受再)により、当社が保有するリスクの分散化にも努めています。

保険のしくみと販売制度

ご契約の流れ



1. 日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、代理店による募集、保険仲立人(保険ブローカー)の媒介による保険会社の直接引受、保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法によりご契約いただいております。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

2. ご契約内容の決定

ご契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「約款」や「特約条項」により定められています。ご契約前にはこれらをよくお読みいただき、当社代理店・社員から十分な説明をお受けください。

なお、当社ではパンフレット・重要事項説明書の他、主な保険商品について、商品内容をわかりやすく解説した「しおり」を作成していますので、あわせてご覧ください。

適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。例えば、火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物などの評価額を超過した保険金額でご契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回るご契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

3. 保険契約申込書のご記入・ご捺印

申込書は正しくご記入ください

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項がご契約者と当社の双方を拘束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4. 保険料のお支払い

保険料はご契約と同時に支払ってください

保険料は、ご契約と同時に全額(分割払の場合は初回保険料)を現金または小切手(クレジットカードやデビットカードは除く)でお支払いください。その際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行いたします。

保険料または分割保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

あらかじめ取決めをすることにより、クレジットカード、デビットカード、口座振替などにより、保険料をお支払いいただくことができる場合があります。

5. 保険証券のお受け取り

保険証券の内容をご確認ください

保険契約後、ご契約の証として保険証券を発行いたしますので、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容に変更が生じた時は、すぐにご連絡ください

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じたときは、直ちに当社代理店または当社にご連絡ください。

ご連絡をいただくまでの期間に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできない場合があります。

保険証券はときどき見直してください

事故が起きた時、すでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたということのないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間や契約内容をご確認いただくことをおすすめいたします。

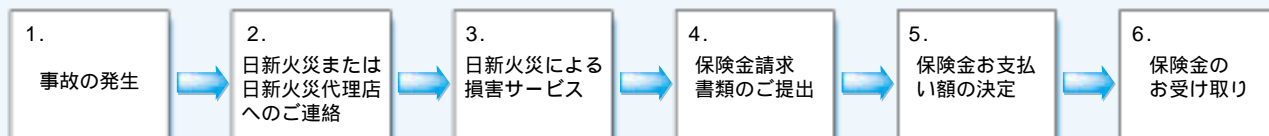
なお、ご契約内容は、全国の当社営業課支店にてご照会いただけます。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「お申し込み日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面によりお申し込みの撤回、またはご契約の解除(クーリングオフ)を行える場合があります(一部例外もあります)。

ご契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ



不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場になって、迅速で適切な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、平成11年10月にワークフローによる損害サービス業務支援システム「S(しんらい)ネット」を導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しました。

また、リテール損害サービスに向けた対応の一貫として「ご安心4コール」を実施しています。「ご安心4コール」とは、お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行うサービスです。

<ご安心4コール>

ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(ご契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

リターンコール

ご安心コール後、相手方・修理業者・病院等との打合せ内容を迅速にご報告します。

経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。また、確定した支払保険金額についてもお知らせします。

1 事故の発生

万一事故が発生したら、まず負傷者救護等の緊急措置や損害の拡大防止行動を必ずとり、同時に、警察署・消防署などへ速やかにご通報ください。また、自動車事故の場合は、相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などの確認も必要となります。

2 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店まで、お名前(ご契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名などをお知らせください。

テレフォンサービスセンターでは、夜間・休日を問わず、24時間体制で多様な事故対応サービスを実施しています。

テレフォンサービスセンター  フリーダイヤル  ジコ ナシナシ 0120-25-7474

3 日新火災による損害サービス

当社の各サービスセンターでは、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の社員、関連会社のアジャスター(車両損害鑑定人)、日本損害保険協会に登録された鑑定人などが、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院等への照会など、様々な調査活動を行います。事故の状況や損害の程度によっては、資料のご提出をお願いすることがあります。

なお、解決までの相手方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

4 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

5 保険金お支払い額の決定

ご契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉し、修理見積書、診療報酬明細書、領収証などの資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

6 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行あるいは郵便貯金口座振込等をご指定いただきます。

保険のしくみと販売制度

代理店

当社では、全国16,950店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細やかなサービスをご提供いたしております。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お客さまを取り巻く様々な危険に対して最適な保険をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図ることを推進しています。

代理店の業務

代理店の主な業務は次の通りです。

1. 保険契約の取り扱い

- 保険契約の締結
- 保険料の領収または返還
- 保険料領収証の発行・交付
- 保険会社への契約報告
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- 保険料の保管・保険会社への精算
- 保険証券の交付

2. 事故発生時の取り扱い

- お客さまからの事故連絡の受付
- 保険会社への通知
- 保険金請求手続の援助

3. 保険に関する各種サービスのご提供

- お客さまのニーズに合った保険の企画・設計
- 保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集関係諸規程等に基づいて実施・運営されています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

当社の代理店制度概要

平成18年4月より、従来の代理店クラス制度を改定し、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険などを広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険などを専門に取り扱う「専門代理店」とに分類した新しい代理店制度を導入いたしました。

同時に、お客さまサービスの更なる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、新代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しております。

代理店数の推移

平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
16,161店	16,581店	16,950店

代理店の教育

代理店資格講習の開催

損害保険代理店資格を取得するためには、資格試験に合格しなければなりません。当社は損害保険代理店資格取得希望者のための講習を全国で実施しています。

独自の資格制度・講習制度の充実

当社は商品知識を中心とした損害保険代理店資格の他にも、当社独自の資格・講習制度として、事故対応力(SA)資格制度と実務講習制度を実施しています。高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じて、お客さまの信頼に応える代理店を育成しています。

各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売技法、経営手法等の習得だけでなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

営業部・営業課支店等における教育

全国の営業部・営業課支店等において、代理店の業務能力、商品知識の向上を目的とした研修を随時開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまの様々なニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。



代理店経営者養成制度

プロ代理店の養成制度

当社の専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集及びこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要な様々な知識と実務を習得する制度です。

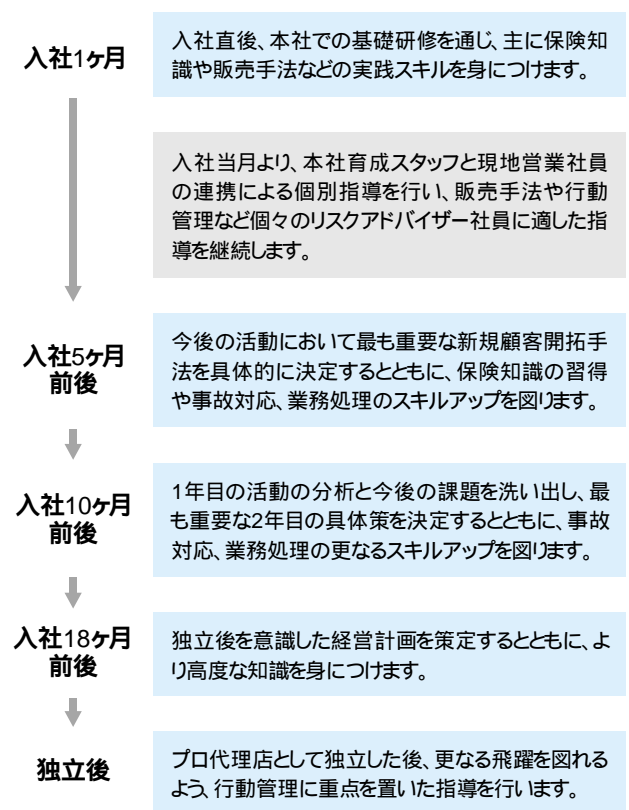
当社の制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修効果を高めるため、研修内容や待遇面など、制度を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一環した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

やる気にこたえる待遇制度

給与は固定給 + 歩合給制度(各種手当あり)をとり、やる気が持てる待遇制度となっています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。



保険会社の運営

リスク管理の基本方針とリスク管理態勢

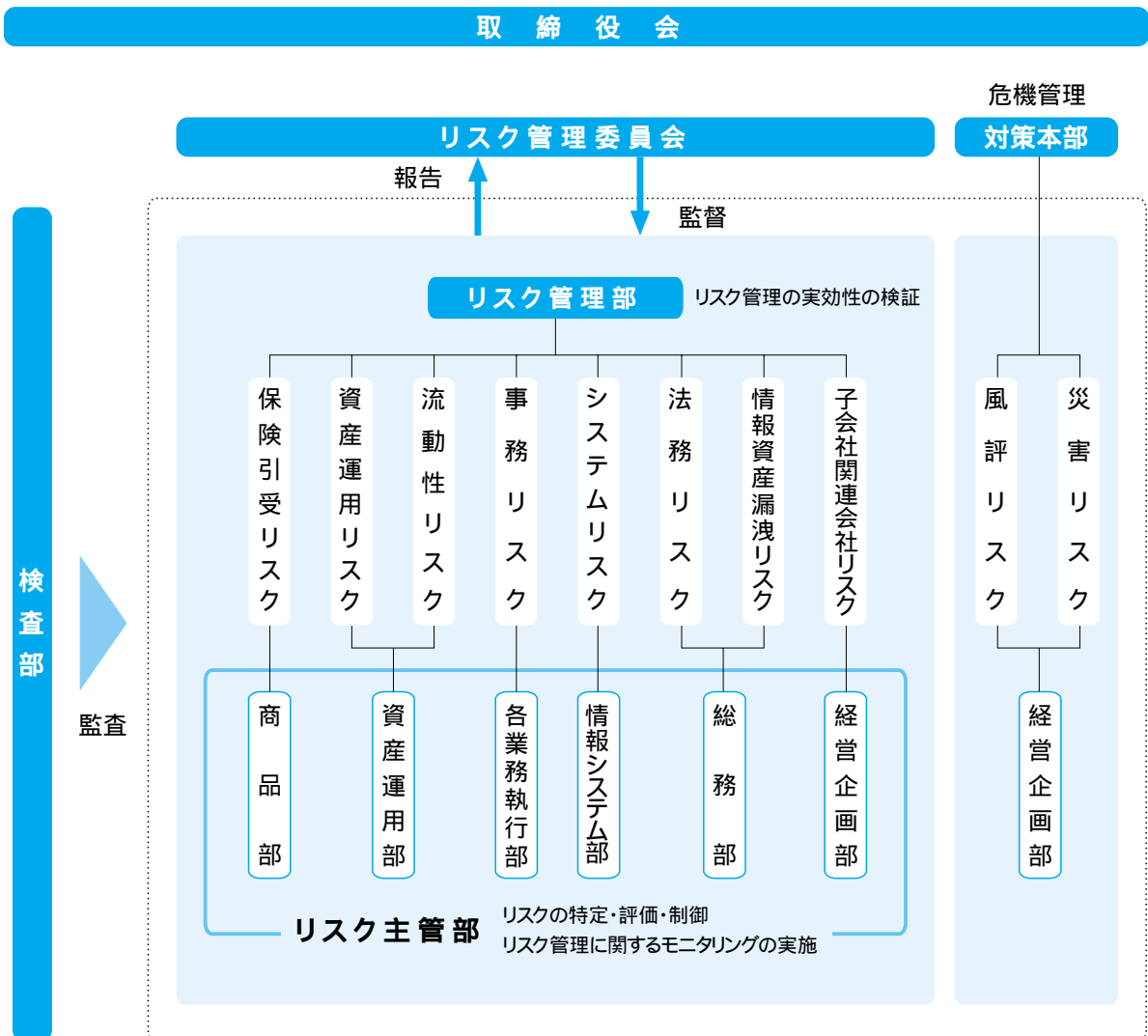
金融自由化の一層の進展など事業環境の大きな変化に伴い、損害保険会社を取り巻くリスクは複雑化・多様化しています。当社では、経営の健全性確保と収益の安定的拡大のためには、様々なリスクを総合的に把握し厳格な管理体制のもとで適切な対策を講じていくことが重要であると認識しており、リスク管理の推進・強化が当社の企業価値を高め、お客さまへのサービスの向上やステークホルダーの皆さまからの信頼性確保につながるものと考えています。

上記の認識に基づき、取締役会がリスク管理に関する基本指針として「リスク管理基本方針」を制定するとともに、

この方針に則って個別のリスク管理規程・基準等を定めています。また取締役会において選出された委員により構成するリスク管理委員会のもと、リスクの種類ごとに定められたリスク主管部は、リスクの特定・評価・制御を行うほか、業務執行部門が適切なリスク管理を実行しているかなどについてモニタリングを実施しています。リスク管理部では、各リスク主管部・業務執行部門が遂行するリスク管理の実効性について検証し、経営への報告を行っています。

さらに、経営計画の一環として年度ごとに「リスク管理計画」を策定・実行し、リスク管理の推進・強化を図っています。

〔リスク管理体制図〕



注) 法務リスクのうち法令違反に係るリスクはコンプライアンス委員会、情報資産漏洩リスクのうち個人情報に係るリスクは個人情報保護管理委員会の所管事項となります。

個別リスク管理

保険引受リスク

損害保険業には、地震や台風などの自然災害による巨大リスクへの対応が求められていること、費用である保険金が事後に確定するということや、商品によっては契約期間が長期間にわたるといったことなど、他産業にはない特有のリスクがあります。

そこで、当社では、各種規程の整備等により契約引受時に適正なリスク判断を行うとともに、大災害やテロ行為で予想される最大損失額を算定し、それを踏まえて再保険によるリスク分散を図るなど、引受能力を最大限効率的に発揮できる保険ポートフォリオの構築に努めています。また、特に契約期間が長期間にわたる商品については、社会・経済環境の変化の可能性も踏まえ、料率設定リスクを十分意識しながら商品開発や販売を行っています。

一方で、異常危険準備金を中心とした内部留保の一層の充実により、担保力の強化に努めています。

変動に留意し、支払能力に不安が生じた際に適切な対応を行うように努めています。

2. 受再の基本的な方針

受再の引受にあたっては、個々のリスクの把握が難しく、成績の変動が激しいことから慎重な引受を行っています。

引受に際しては規程に基づき、毎年方針を確立し、引受条件・責任額・成績等を十分精査し、地理的分散やリスクの集積をも考慮して、優良な受再を慎重に選択して引受を行うことで、当社保有リスクの分散化を図っています。なお、一般的にリスクが高いとされる再保険代理店を通じた引受や、米国の賠償責任保険のみの引受は行っていません。

また、引受後も成績管理やリスクの変化について監視・検証を行い、リスク管理に努めています。

資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを「市場関連リスク」、「信用リスク」、「ALMリスク」、「不動産投資リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・為替・株価などの変動によって損失を被るリスクです。当社では、適切な分散投資と保有限度額の設定により損失発生の可能性を制御するとともに、リスク量を算定する代表的な手法であるバリュー・アット・リスク (VaR) を導入して、リスク・リターン の最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債券等の元利金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手先の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定の体制を強化するとともに、特定業種や特定企業グループに集中するリスクを回避するために、与信枠に制限を設けて厳格に運営しています。

3. ALMリスク

ALMリスクとは、負債の特性に応じた資産管理が行えないことが原因で、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや運用利回りが予定利率を下回ることにより損失を被るリスクです。当社では、積立型保険などの長期の保険負債において資産・負債に関する総合管理を行うことで、リスクの最小化を図っています。

再保険について

1. 保有・出再の基本的な方針

各年度の保有および出再の基本方針はリスクの特性に応じて策定しています。

地震や台風などの自然災害の集積リスクについては、同一年度内に、地震は関東大震災規模、台風は伊勢湾台風規模相当の自然災害が発生しても経営の安定が保てるよう異常危険準備金の残高を考慮しながら慎重に保有を定め、保有額を超過する部分については損害額の一定割合を回収できる割合再保険、予め定められた額を超過した場合にその超過額を回収できる超過損害額再保険を適切に組み合わせ、効率的かつ安定的な再保険カバーとなるように努めています。

火災保険や自動車保険等における通常リスクについては、リスクの内容や特性、これまでの保険成績、再保険市場の動向等を十分に考慮し、発生頻度の低い大口の事故が発生しても保険ポートフォリオの損害率が単年度で大きく変動することがないような範囲で保有を定め、超過する部分については十分かつ最適な再保険カバーを確保し、安定的なリスク転嫁に努めることとしています。

なお、再保険取引は極めて専門性が高く、国際的な取引となることも多いため、基本的に再保険市場に精通した再保険ブローカーを介して行っていますが、複数のブローカーを利用することにより、情報の公平性と客観性を保てるようにしています。また、受再者の選定の際には、確実に再保険金を回収できるよう、外部格付機関による一定以上の格付けを有している再保険者であることを原則とし、特定の再保険者に過度のリスクが偏らないよう配慮しています。さらに、出再後も常時受再者の格付けの

4.不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動産収益の減少、または市況の変化等による不動産価格減少のリスクです。当社では、不動産の投資利回りや含み損の状況などを的確に管理し、リスクの軽減、投資効率の向上に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払いや市場の混乱等により資金繰りが悪化し損失を被るリスクです。当社では、保険金支払いに十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

事務リスク

社員・代理店等の不適正な事務処理や事故により発生するリスクであり、契約者保護を徹底するためにも重要な課題です。当社では、社員・代理店別に対策を整理し、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における業務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、検査部門を中心とした社内検査を全社において着実に実施することにより、リスクの最小化に努めています。

システムリスク

システム関連のリスクは、コンピューターのシステムダウンや誤作動等により発生するリスク、コンピューターの不正使用・犯罪行為に伴うリスク、システム開発のミスや遅延に伴うリスクなど、ますます大きくなっています。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」、「IT開発リスク」、「IT運用リスク」、「IT基盤リスク」、「ITに起因する情報資産漏洩リスク」に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面も含めた様々なセキュリティ対策の強化など、リスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震などの有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

その他のリスク

当社では、上記のリスク以外に、法務リスク、ITに起因しない情報資産漏洩リスク、子会社等の事業活動に伴うリスク、風評リスク及び災害リスクについて、それぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた適切な手法に基づくリスク管理を実施しております。

なお、災害リスク管理の一貫として、大規模地震等の広域災害が全国のいかなる地において発生した場合でも、迅速な損害サービスや保険金支払いを可能とするシステム・事務処理対策を講じるほか、東京圏における大規模地震の際の東京・さいたま両本社機能の維持・確保に向けての諸対策も講じています。

統合リスク管理

当社では、保険引受リスク、資産運用リスクなどの個別リスクの計量結果に基づき、これらを統合したリスク量をバリュー・アット・リスク (VaR) にて計測しています。

この計測結果に基づき、リスクが顕在化した場合でも自己資本の範囲内で十分に損失が吸収できるように、適切にリスクを制御することとしています。

法令遵守の体制

当社は、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を果たしていくために、業務執行については、その最高意思決定機関である取締役会での決定を踏まえて行い、監査役会による監査を受け、その記録を取締役会議事録、監査役会議事録として整備しています。

本格的な自由化時代においては、自己責任体制を明確にし、公正かつ透明な企業行動・事業運営が求められます。当社では、コンプライアンスに関する重要な事項は、取締役

会において審議・決定しており、経営トップをはじめ全役職員に対する法令遵守徹底の基本方針として「日新火災行動規範」を制定しました。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進諸施策の立案などを行うとともに、傘下にコンプライアンス推進責任者及び推進担当者、並びに推進リーダー及び推進スタッフを配置し、コンプライアンス推進体制を確立しています。

基本方針(日新火災行動規範)

当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために右記の行動規範を定め、全役職員はこれを誠実に遵守・実践します。

全役職員には行動規範を記載した「コンプライアンスカード」を配布し、各自が署名の上、常時携帯することを義務づけることにより、その徹底を図っています。

コンプライアンス・マニュアル

日新火災行動規範、コンプライアンス規程、社内報告ルール、コンプライアンスホットライン、コンプライアンスルール等の内容を掲載したコンプライアンス・マニュアルを社員全員に配布し、研修等を通じコンプライアンス・マインドの高揚を図っています。

日新火災行動規範 < 骨子 >

人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を实践するために誠意を持って行動します。

法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

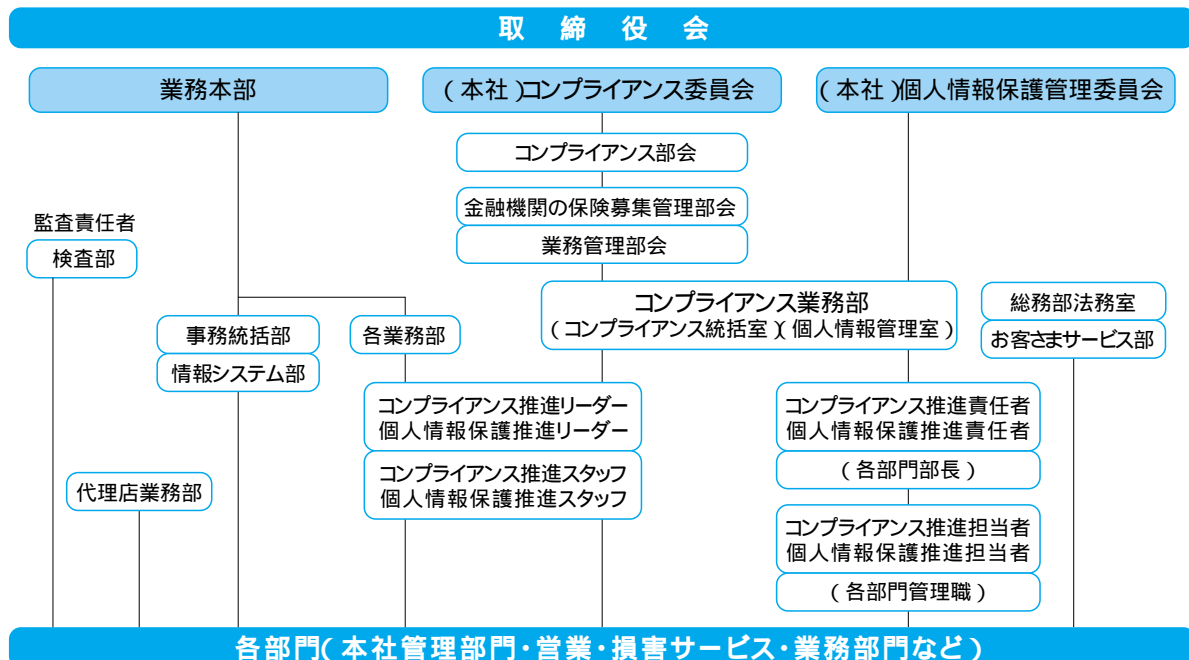
適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

〔コンプライアンス・個人情報保護体制図〕



勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国

の営業所で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守及び勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

- 1 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 2 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、加入経験、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
- 4 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝などお客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- 5 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
- 6 お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売に生かしてまいります。
- 7 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売に当たる者の研修に取り組みます。
- 8 お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
- 9 お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

社外・社内の監査・検査体制

1. 社外の監査・検査

当社は、保険業法の定めにより、金融庁検査局の検査並びに財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか、商法特例法・証券取引法に基づく監査法人(中央青山監査法人)による監査を受けています。

なお、当社会計監査人でありました中央青山監査法人が、金融庁から2ヵ月間(平成18年7月1日から平成18年8月31日まで)の一部業務停止の行政処分を受けたため、平成18年6月30日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。これに伴い、当社の一時会計監査人として、あらた監査法人を選任することといたしました。

2. 社内の監査・検査体制

当社は、監査役が行う監査と、業務の実施部署から独立した組織である検査部による内部監査を実施しています。

検査部が行う内部監査は、取締役会の承認を受けた内部監査計画・方針に基づき、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の適切性・有効性の検証に重点を置いて実施されており、内部監査の結果は、代表取締役及び検査部担当取締役に報告されています。

ディスクロージャーの体制

当社は次のような方法で経営に関する情報を開示しています。

本誌「日新火災の現状」の発行

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を発行しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

ホームページ

当社ホームページにおいて、当社の商品・サービスの紹介、決算・財務情報などの情報を掲載しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。
当社ホームページ：<http://www.nisshinfire.co.jp>

アニュアルレポートの発行

海外の投資家、取引先の皆さまに当社の取り組み、決算・財務情報についてお知らせするために、英文開示資料「アニュアルレポート」を毎年発行しています。

個人情報の保護

当社は個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等に従って、適切な措置を講じています。

お預りしたお客さまの個人情報の取り扱いが適正に行われるように、代理店及び従業者等への教育・指導を徹底す

るほか、個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善していきます。

当社の個人情報に対する取組方針等は「お客さま情報の取り扱いについて<個人情報保護宣言>」としてホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示・備え付けをし、広く一般に公表しています。

お客さま情報の取り扱いについて

<個人情報保護宣言>

2006年6月28日

日新火災海上保険株式会社

代表取締役社長 宮島 洋

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように、弊社代理店及び弊社業務に従事している従業者等への教育・指導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

なお、個人情報のご提供はお客さまのご意思によりですが、必要な情報をご提供いただけない場合は、保険契約の締結等手続きができないことがあります。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに後記4.及び5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、これらの目的以外には利用いたしません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約のお申し込みに係る保険契約の適正な引受やリスクの審査及び管理
- (2) 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (4) 弊社が取り扱う当該契約以外の商品やサービスの案内・提供

- (5) 弊社関連会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内
- (6) 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会を含みます)
- (7) 請求に係る保険金のお支払い
- (8) 弊社が有する債権の回収
- (9) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (10) 弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (11) 弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (12) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- (13) 弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (14) 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15) その他、上記(1)~(14)に付随する業務ならびにお客さまのお取引引き、及び弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの外部への提供・委託

弊社は、以下の場合を除いて、個人データを外部に提供・委託することはありません。

- (1) お客さまが同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 医療機関をはじめ、保険金の請求及び支払いに関する関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等を行う場合
- (4) 質権及び抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に係る事務手続き及び担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合
- (5) 上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部又は一部を、弊社関連会社及び委託先(保険代理店を含みます)に委託する場合
- (6) 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合
- (7) 弊社関連会社・提携先企業が提供する商品やサービス等を案内する場合(以下「4. 関連会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください)

- (8) 社団法人 日本損害保険協会及び損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)
- (9) 損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合(以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)
- (10) 国土交通省との間で共同利用を行う場合(以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)

4. 関連会社・提携先企業との共同利用

前記2(1)から(15)に記載した利用目的のため、弊社及び弊社関連会社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1) 個人データの項目: 住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2) 管理責任者: 弊社

弊社の関連会社・提携先企業は、下記一覧表のとおりです。

【関連会社】

会社名	事業内容
日新火災損害調査株式会社	自動車保険、新種保険等の損害調査
日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社	人材派遣、給与厚生事務
日新情報システム開発株式会社	情報システムの開発、運用
日新総合サービス株式会社	帳票管理と発送、印刷
ユニバーサルリスクソリューション株式会社	保険引受のためのリスク調査、防災
トークビルサービス株式会社	不動産管理、物品販売
日伸実業株式会社	損害保険代理業

【提携先企業】

東京海上日動火災保険株式会社及び子会社、関連会社
 ホームページ: http://www.millea.co.jp/group/tm_group.html
 東京海上日動あんしん生命保険株式会社・ミレアグループ各社
 ホームページ: <http://www.millea.co.jp/group/index.html>

5. 情報交換制度等

(1) 損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】
 社団法人 日本損害保険協会 / せんがいほけん相談室
 所在地: 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
 電話: (03)3255-1467(受付時間 / 午前9時~午後5時) *
 ホームページ: <http://www.sonpo.or.jp>

(2) 損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」といいます)に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】
 損害保険料率算出機構 / 総務企画部 個人情報相談窓口
 所在地: 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
 電話: (03)3233-4141(受付時間 / 午前9時~午後5時) *
 ホームページ: <http://www.nlro.or.jp>

(3) 代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用いたします。また、損害保険代理店の委託等のために、社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ窓口】
 社団法人 日本損害保険協会
 所在地: 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
 ホームページ: <http://www.sonpo.or.jp>
 業務企画部 企画・安全技術グループ
 (損害保険代理店等の従業者に係る個人データについて)
 電話: (03)3255-1942(受付時間 / 午前9時~午後5時) *
 業務運営部 試験運営グループ
 (損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データについて)
 電話: (03)3255-1481(受付時間 / 午前9時~午後5時) *

(4) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のながきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです

- ・契約者の氏名、住所 ・証明書番号、保険期間
 - ・自動車の種別 ・車台番号、標識番号又は車両番号
- 詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】
 国土交通省 / 自動車交通局 保障課自動車事故対策係
 所在地: 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地3号
 電話: (03)5253-8111(内線41417)
 (受付時間 / 午前9時30分~午後5時45分) *
 ホームページ: <http://www.jibai.jp>

6. 信用情報の取り扱い

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

7. センシティブ情報の取り扱い

お客様の健康状態・病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供いたしません。

8. ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約の取扱代理店までお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日原則として書面で回答いたします。

10. 個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。また、弊社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

11. お問い合わせ窓口

弊社は、お客様情報の取り扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報の取り扱いや個人データの安全管理措置、保有個人情報に関するご照会・ご相談は、下記のお問い合わせ先で承っております。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望なきらない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

【お問い合わせ先】

	電話番号	受付時間
テレフォンサービスセンター	(0120)25-7474	24時間・年中無休
お客様相談室	(03)3292-8000	平日 午前9時～午後5時(*)
弊社支店・支社・損害サービスセンター	お手元の保険証券もしくは保険約款に記載しております。	平日 午前9時～午後5時(*)

12. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受付けています。

【お問い合わせ窓口】

社団法人 日本損害保険協会 / そんがいほけん相談室
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
電話：(03)3255-1470(受付時間/午前9時～午後5時X*)
ホームページ：http://www.sonpo.or.jp

【日新火災の個人情報全般に関するご連絡先】

個人情報管理室長：03-5282-5699

【日新火災のホームページ】

http://www.nisshinfire.co.jp

(*)土日祝休日及び年末年始を除く

内部統制基本方針

平成18年5月の会社法施行を受けて、当社は「内部統制基本方針」を制定いたしました。

内部統制の構築と運用は、企業が業務を適正かつ効率

的に行うために極めて重要な体制およびプロセスです。当社は、本方針に則り、内部統制の整備・強化を進めてまいります。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じ、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。

(2) 当社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針および諸施策の決定等を行うとともに、コンプライアンスの推進状況の定期的な検証を行う。また、これらを検討する機関として、取締役会の下に社外委員も含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、全社的なコンプライアンス推進を統括する部門を設置する。

(3) 当社は、役職員の遵守すべき法令および社内ルールの具体的な内容を明示したコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員に配付し研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。

(4) 当社は、全店にコンプライアンス推進リーダー、推進スタッフ等を配置し、コンプライアンス推進、教育、研修を実施するとともに法令違反行為の防止に努める。

(5) 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他にコンプライアンスホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。

(6) 当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、実効性のある内部監査を実施する。

2. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスク管理を推進するために、体制の整備、リスク管理に係る基本方針および諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理の推進状況の定期的な検証を行う。またこれらを検討する機関として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置するとともに、全社的なリスク管理を統括する部門を設置する。

(2) 当社は、リスク管理に係る基本方針の下に分類されたリスクごとのリスク管理規程を定め、リスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証することにより、リスク管理の実効性を確保していく。また、大地震等の発生や長期間のコンピュータシステム機能停止が発生した場合のコンテンツエンシユプランを策定することにより、危機管理体制を構築する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営方針に沿った計画を策定する。この経営計画に

基づき取締役等は職務執行を行い、その遂行状況等について定期的に取締役会に報告する。

(2) 当社は、職制規程、職務権限規程により、当社の機構および職位ならびにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。

(3) 当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役会の下に経営会議等を設置するとともに、経営の意思決定の迅速化と責任体制の一層の明確化を図るために執行役員制度を設け、諸施策の遂行に努める。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社は、法令および文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。

(2) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、関連会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。

(2) 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役の職務の執行を監査するため必要があるときは、子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務および財産の状況を調査する。

(3) 内部監査部門は、子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、その結果を取締役会等に報告する。

6. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、以下の事項を中心に、取締役会その他重要な会議への監査役出席、取締役および使用人からの監査役への報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

内部統制システムの構築状況、運用状況
競業取引利益相反取引、会社がする無償の財産上の利益供与、子会社もしくは株主との通例でない取引等
会計方針、会計処理の方法、計算書類等の記載方法の変更

苦情の処理、内部通報システムの運営

内部監査部門の監査結果

営業の報告、業務、財産の状況

上記のほか、監査役が求める事項

(2) 監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見および情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な関係を保つ。

平成18年5月19日 制定

「お客様の声」の施策への反映

当社では、お客様の声を具体的な施策に反映させる取り組みの一環として、2004年度から自動車保険のご契約者を対象に「お客様アンケート」を実施しています。2005年度のアンケートは、全国の自動車保険のご契約者の中から無作為に抽出した3,000名を対象に実施し、701名のお客様からご回答をいただきました。

調査項目は「契約時における代理店の説明の評価」「代理店に求める対応」「日新火災に求めるサービス」「自動車保険の選択基準」など全23項目にわたっています。

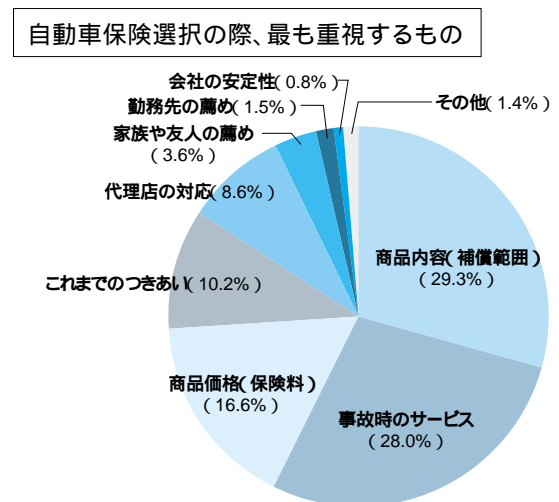
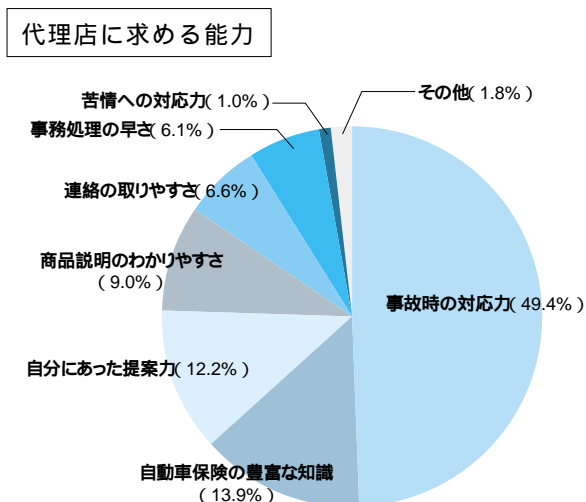
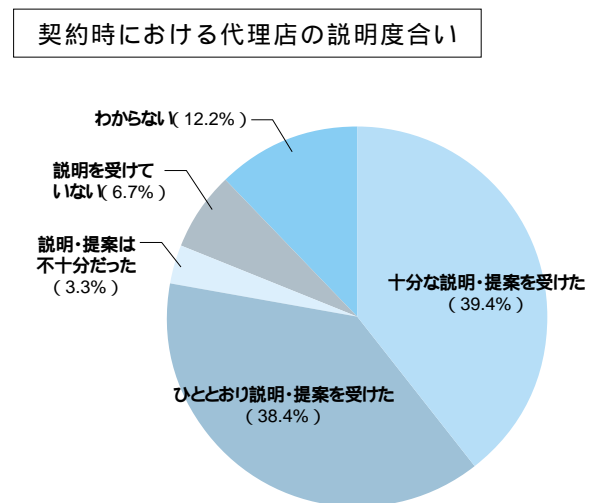
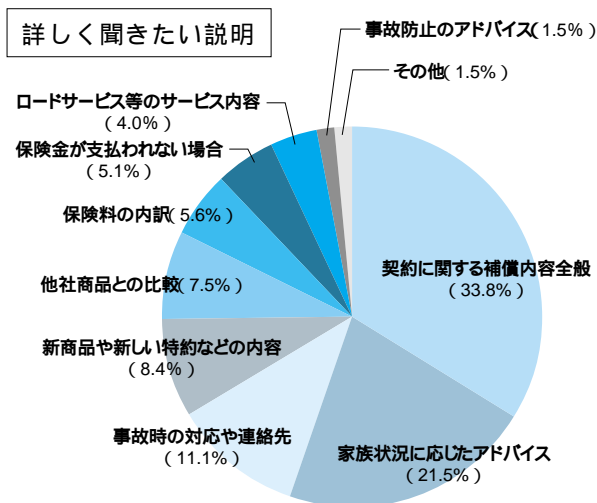
その中で、お客様が「契約に関する補償内容全般」や「家族状況に応じたアドバイス」など商品に関する詳しい説明を期待しているにも関わらず、実際には約1割の方が代理店から説明を受けていない、もしくは不十分だったと感じて

いるという実態が浮き彫りになりました。また、「代理店に求める能力」では「事故時の対応力」が最も大きな割合を占めており、「自動車保険を選ぶ際に重視するもの」においても「商品内容」に続いて「事故時のサービス」が上がっていることから、事故の際の対応やサービスがお客様満足度を向上させるうえで極めて重要であるということがわかりました。

こうした「お客様の声」を、2005年度の施策の中で、「お客様信頼スタンダード」や「ご契約内容確認マップ」等として具体化しております。(P.10参照)

当社は、今後も「お客様アンケート」を通じ、あるいは、お客様相談室やテレホンサービスセンターにおいてお客様の声を幅広くお受けし、実際の施策に活かしてまいります。

2005年度お客様アンケートより



資料編

目次

・会社の概要

- 1. 株主及び株式の状況 38
- 2. 組織図 42
- 3. 役員 の 状況 43
- 4. 従業員 の 状況 45

・主要な業務の状況

- 1. 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移 46
- 2. 保険引受の状況 47
- 3. 資産運用の状況 52
- 4. 特別勘定に関する指標 55
- 5. ソルベンシー・マージン比率 56

・経理の状況

- 1. 計算書類 57
- 2. 資産の明細 67
- 3. 負債・資本の明細 75
- 4. 損益の状況 78
- 5. 時価情報等 80

・企業集団の状況

- 1. 主要な事業の内容及び組織の構成 85
- 2. 子会社等 86
- 3. 連結財務諸表 86

・設備の状況

- 1. 設備投資等の概要 87
- 2. 主要な設備の状況 87

・損害保険用語の解説

- 88

・店舗の一覧

- 1. 営業店舗所在地の一覧 91
- 2. サービスセンターの一覧 94

会社の概要

1 株主及び株式の状況

平成18年3月31日現在、当社が発行する株式の総数は389,957千株、発行済株式総数は212,696千株、資本金は203億円です。

(1) 基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
基準日	定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主とします。
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社

(2) 第99期定時株主総会

第99期定時株主総会が、本年6月28日、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地東京本社ビル12階大会議室において開催されました。報告事項及び決議事項は以下のとおりです。

報告事項 平成17年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 平成17年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は、前期と比べ1円増配して、1株につき8円と決定しました。

第2号議案 当社と株式会社ミレアホールディングスとの株式交換契約書承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、当社は株式会社ミレアホールディングスと平成18年9月30日付で株式交換により経営統合することとなりました。これに伴い、当社は同日付で同社の完全子会社となります。
なお、株式交換契約書の主な内容は次のとおりです。

株式交換 株式会社ミレアホールディングスを当社の完全親会社、当社を株式会社ミレアホールディングスの完全子会社とする株式交換を行う。

交換比率 効力発生日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された当社の株主が所有する株式数の合計に0.126を乗じた数の株式会社ミレアホールディングスの普通株式を交付する(効力発生日と同日に株式会社ミレアホールディングスの普通株式の株式分割(普通株式1株を500株に分割)が実施されることを前提とした比率)。

効力発生日(交換期日) 平成18年9月30日

第3号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の要点は次のとおりです。

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、必要な規定の加除・修正、字句の修正等全般にわたって所要の変更を行ったものです。主要な事項は次のとおりです。

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限する定めの新設

取締役会における書面決議の導入

社外役員との責任限定契約に係る定めの新設

剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とし、機動的な利益還元を可能とするための定めの新設

(2) 会社法施行に係る以外の主な変更事項は次のとおりです。

電子公告制度の導入

取締役の定員を23名から15名へ変更

第4号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり、宮島洋、水上誠、多田佳嗣、福島良平、徳本政幸、上月和夫、秋元茂夫、福山雅朝、馬路修司、大園恵美の10氏が選任され、就任しました。

なお、大園恵美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、新たに上野昭二氏が選任され、就任しました。

なお、上野昭二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり、退任取締役 野田道雄、矢野雄男、駒形昌義の各氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することで承認可決されました。

(3) 株主の状況

所有者別分布状況

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数	名	69	20	220	90	4	7,197	7,600	
所有株式数	単元	131,513	811	11,720	32,511	9	34,341	210,905	株 1,791,546
割合	%	62.36	0.38	5.56	15.41	0.00	16.29	100.00	

(注)1. 自己株式2,270,354株は、「個人その他」に2,270単元、「単元未満株式の状況」に354株含まれています。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、3単元含まれています。

所有株数別分布状況

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況	
	1,000単元以上	500単元以上	100単元以上	50単元以上	10単元以上	5単元以上	1単元以上	計		
株主数	名	28	14	75	35	728	1,066	5,654	7,600	
割合	%	0.37	0.18	0.99	0.46	9.58	14.03	74.39	100.00	
所有株式数	単元	152,070	10,357	17,469	2,574	12,111	6,727	9,597	210,905	株 1,791,546
割合	%	72.11	4.91	8.28	1.22	5.74	3.19	4.55	100.00	

地域別分布状況

(平成18年3月31日現在)

地域別	株主数	株主総数に対する割合	株式数	株式総数に対する割合
北海道	184名	1.79%	8,267千株	3.89%
東北	318	3.09	5,341	2.51
関東(東京を除く)	2,471	24.06	9,452	4.44
東京	2,016	19.63	123,631	58.13
中部	2,007	19.54	14,616	6.88
近畿	2,018	19.65	10,342	4.87
中国	454	4.42	1,613	0.76
四国	274	2.67	1,248	0.59
九州	440	4.30	5,912	2.76
外国	87	0.85	32,269	15.17
合計	10,269	100.00	212,696	100.00

- (注)1.株主数には単元未満株主数を含めています。
2.1,000株未満は切り捨てて表示しています。

(4)大株主(上位10位まで)

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	58,621千株	27.56%
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	8,500	4.00
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西三丁目11番	7,801	3.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,798	3.67
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	7,181	3.38
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB,U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	6,316	2.97
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地	6,303	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,166	2.43
日新火災社員持株会	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	4,179	1.97
ザチースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE,COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD,ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,915	1.84
合計		115,783	54.44

- (注)1.1,000株未満は切り捨てて表示しています。
2.東京海上日動火災保険株式会社は、株式会社ミレアホールディングスの完全子会社です。株式会社ミレアホールディングス及び東京海上日動火災保険株式会社の会社分割契約により、平成18年4月、当社の株式の所有者は株式会社ミレアホールディングスとなっています。
3.明治安田生命保険相互会社の株主名簿上の所有株式数は、7,182千株です。

(注)4.当社は、モルガン・スタンレー証券会社から平成18年4月12日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成18年3月31日現在でモルガン・スタンレー証券準備株式会社及び共同保有者計7社が次のとおり株式を保有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、前記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
モルガン・スタンレー証券準備株式会社	399 千株	0.20 %
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	814	0.42
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	1,087	0.55
エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンス・サービス(ケイマン)・リミテッド	130	0.07
エムエスディーダブリュ・エクイティー・ファイナンス・サービス(ルクス)・エス・アー・エル・エル	330	0.17
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	2,873	1.47
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	334	0.17
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	6,939	3.54

(注)1.発行済株式総数は、196,102,520株(平成18年2月28日現在)が使用されています。

2.モルガン・スタンレー証券準備株式会社は、平成18年3月31日にモルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドより営業譲渡を受けています。また、平成18年4月1日にはモルガン・スタンレー証券準備株式会社から、モルガン・スタンレー証券株式会社へと名称変更しています。

(5) 配当政策

当社は、損害保険業の基盤となる担保力を一層強化するために、内部留保の充実にも努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としています。平成18年3月期の株主配当金につきましては、当期業績が順調に推移し増益となったことから、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、前期に比べ1株につき1円増配し8円としました。

この結果、平成18年3月期の配当性向は51.2%、株主資本当期純利益率は2.8%、株主資本配当率は1.4%となりました。

また、内部留保資金につきましては、諸準備金の積み増しなどにより、担保力の増強や事業展開のための経営基盤の強化に努めることとしました。

今後とも、着実な業績の進展を図り、関係各位の期待にお応えするよう努力していく所存です。

(6) 発行済株式総数及び資本金の推移

年月日	発行済株式総数		資本金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
平成12年3月31日	2,453 千株	196,747 千株	千円	15,634,652 千円	利益による株式の消却 (平成11年4月1日～平成12年3月31日)
平成13年3月31日	1,942	194,805		15,634,652	利益による株式の消却 (平成12年4月1日～平成13年3月31日)
平成14年3月31日	5,648	189,157		15,634,652	利益による株式の消却 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)
平成17年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)
平成18年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(7) 最近の社債発行

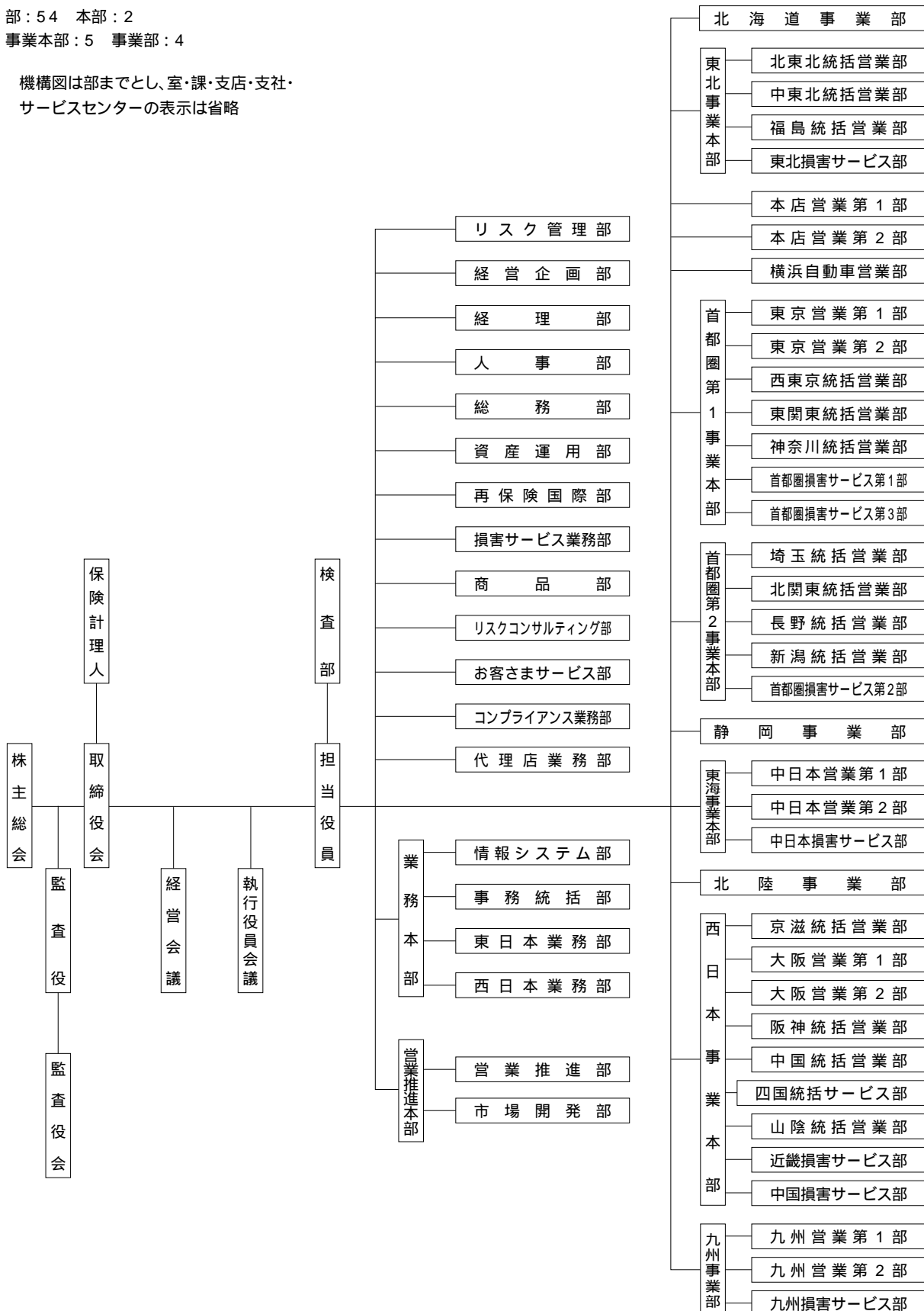
銘柄(発行年月日)	発行総額	発行の内容等
第1回無担保転換社債 〔転換価額下方修正条項及び〕 〔転換社債間限定同順位特約付〕 (平成8年11月22日)	10,000百万円	利率 年0.65% 転換価額 404円 償還期限 平成16年3月31日 残高
第2回無担保転換社債 〔転換価額下方修正条項及び〕 〔転換社債間限定同順位特約付〕 (平成8年11月22日)	10,000百万円	利率 年0.75% 転換価額 404円 償還期限 平成18年3月31日 残高

(注)第1回無担保転換社債は平成16年3月31日に、第2回無担保転換社債は平成18年3月31日に償還済みです。

2 組織図(平成18年6月28日現在)

部：54 本部：2
事業本部：5 事業部：4

機構図は部までとし、室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



3 役員¹の状況(平成18年6月28日現在)

(1) 取締役

代表取締役社長(営業推進本部長)

みやじま ひろし
宮島 洋(昭和25年5月4日生)

昭和 49年 4月 当社入社
以後 総合企画部長を経て、
平成 12年 6月 取締役総合企画部長
平成 13年 4月 取締役人事総務部長
同 年 11月 取締役人事総務部長兼改革推進室長
平成 14年 4月 取締役人事部長兼改革推進室長
平成 15年 4月 常務取締役営業推進本部副本部長
同 年 6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員
営業推進本部副本部長
平成 16年 4月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員
営業推進本部長
平成 17年 4月 取締役社長(代表取締役)営業推進本部長(現職)

代表取締役

みずかみ まこと
水上 誠(昭和24年7月26日生)

昭和 48年 4月 当社入社
以後 人事総務部長を経て、
平成 12年 6月 取締役人事総務部長
平成 13年 4月 取締役営業企画部長
平成 14年 4月 取締役営業推進部長
平成 15年 4月 常務取締役
同 年 6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員
業務統括本部長兼経営企画部長
平成 16年 6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員
業務統括本部長
平成 18年 4月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員
同 年 6月 取締役(代表取締役)専務執行役員(現職)

取締役

ただ よしつぐ
多田 佳嗣(昭和22年7月11日生)

昭和 46年 4月 当社入社
以後 資産運用部長を経て、
平成 13年 6月 取締役資産運用部長
平成 15年 4月 常務取締役構造改革本部長兼人事部長兼改革推進室長
同 年 6月 常務取締役常務執行役員
構造改革本部長兼人事部長兼改革推進室長
平成 16年 6月 常務取締役常務執行役員構造改革本部長
平成 17年 4月 常務取締役常務執行役員
平成 18年 6月 取締役常務執行役員(現職)

取締役(西日本事業本部副本部長)

ふくしま りょうへい
福島 良平(昭和23年6月10日生)

昭和 47年 4月 当社入社
以後 東海北陸本部長を経て、
平成 13年 6月 取締役東海北陸本部長
同 年 9月 取締役東海北陸本部長兼中日本業務部長
平成 15年 6月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長
平成 16年 4月 取締役常務執行役員
平成 18年 4月 取締役常務執行役員西日本事業本部副本部長(現職)

取締役(業務本部長)

とくもと まさゆき
徳本 政幸(昭和23年10月9日生)

昭和 49年 4月 当社入社
以後 経営企画部長を経て、
平成 15年 6月 取締役執行役員業務統括本部副本部長
平成 16年 6月 取締役執行役員業務統括本部副本部長兼
経営企画部長
平成 17年 4月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼
業務統括本部室長兼経営企画部長
同 年 6月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼
業務統括本部室長
平成 18年 4月 取締役常務執行役員業務本部長(現職)

取締役(営業推進本部副本部長兼首都圏第1事業本部長)

こうづき かずお
上月 和夫(昭和27年2月12日生)

昭和 51年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
平成 13年 7月 同社中部・北陸本部富山支店長
平成 15年 6月 当社取締役執行役員営業推進本部副本部長
平成 17年 4月 当社取締役常務執行役員
営業推進本部副本部長兼首都圏事業本部長
平成 18年 4月 当社取締役常務執行役員
営業推進本部副本部長兼首都圏第1事業本部長(現職)

取締役(営業推進本部副本部長)

あきもと しげお
秋元 茂夫(昭和25年1月21日生)

昭和 48年 4月 当社入社
以後 営業推進部長を経て、
平成 15年 6月 執行役員営業推進部長
平成 17年 4月 執行役員営業推進部長兼お客さまサービス部長
平成 18年 4月 常務執行役員営業推進本部副本部長
同 年 6月 取締役常務執行役員
営業推進本部副本部長(現職)

取締役(損害サービス業務部長)

ふくやま まさと
福山 雅朝(昭和26年9月28日生)

昭和 49年 4月 当社入社
以後 損害サービス業務部長を経て、
平成 17年 4月 執行役員損害サービス業務部長
平成 18年 6月 取締役執行役員損害サービス業務部長(現職)

取締役

まじ しゅうじ
馬路 修司(昭和30年4月6日生)

昭和 53年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
平成 14年 7月 同社中部・北陸本部長
平成 16年 10月 東京海上日動火災保険株式会社名古屋営業第一部長
平成 18年 6月 当社取締役執行役員(現職)

取締役

おおその えみ
大園 恵美(昭和40年8月8日生)

平成 12年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
平成 14年 10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授(現職)
平成 16年 6月 当社取締役(現職)

(注)1.平成18年6月28日以降、当社は取締役の役付き役員制度を廃止しました。したがって、取締役は取締役社長を除いて代表取締役と取締役にしています。
2.取締役 大園恵美は、会社法第2条第15条に定める社外取締役です。

(2) 監査役

監査役(常勤)

たかはし まこと
高橋 諒(昭和23年1月23日生)

昭和 47年 4月 当社入社
以後 関連事業室長を経て、
平成 16年 6月 監査役(常勤)(現職)

監査役(常勤)

はぎわら よしはる
萩原 祥元(昭和25年6月4日生)

昭和 48年 4月 当社入社
以後 検査部長を経て、
平成 17年 6月 監査役(常勤)(現職)

監査役

おおしま くにお
大嶋 邦男(昭和17年12月2日生)

昭和 41年 4月 富国生命保険相互会社入社
平成 10年 7月 同社取締役
平成 13年 7月 同社常務取締役(現職)
平成 15年 6月 当社監査役(現職)

監査役

ひらお かずゆき
平尾 和之(昭和15年11月25日生)

昭和 39年 4月 株式会社静岡銀行入行
平成 3年 6月 同行取締役
平成 5年 4月 同行常務取締役
平成 11年 6月 静岡保険総合サービス株式会社取締役社長(代表取締役)
平成 13年 6月 同社取締役会長(代表取締役)
平成 15年 6月 当社監査役(現職)
平成 17年 6月 理研軽金属工業株式会社監査役、
株式会社すみや監査役(現職)

監査役

うえの しょうじ
上野 昭二(昭和19年2月5日生)

昭和 42年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
同社営業企画部長、人事企画部長を経て、
同社取締役
平成 5年 6月 同社取締役
平成 8年 6月 同社常務取締役
平成 11年 6月 同社専務取締役
平成 13年 6月 同社取締役副社長
平成 14年 4月 株式会社ミレアホールディングス取締役
平成 16年 10月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
平成 17年 6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社監査役、
東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社監査役(現職)、
株式会社ミレアホールディングス常勤監査役(現職)
当社監査役(現職)

(注) 監査役 大嶋邦男、監査役 平尾和之及び監査役 上野昭二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(3) 執行役員

社長

みやじま ひろし
宮島 洋

「取締役」の欄をご参照ください。

専務執行役員

みずかみ まこと
水上 誠

「取締役」の欄をご参照ください。

専務執行役員

こまがた まさよし
駒形 昌義(昭和21年12月15日生)

昭和 44年 4月 当社入社
以後 埼玉統括営業部長を経て、
平成 12年 6月 取締役九州本部長
平成 15年 6月 取締役常務執行役員西日本事業本部長兼西日本本部長
平成 17年 4月 取締役常務執行役員西日本事業本部長
平成 18年 4月 取締役専務執行役員西日本事業本部長
同 年 6月 専務執行役員西日本事業本部長(現職)

常務執行役員

ただ よしつぐ
多田 佳嗣

「取締役」の欄をご参照ください。

常務執行役員

ふくしま りょうへい
福島 良平

「取締役」の欄をご参照ください。

常務執行役員

とくもと まさゆき
徳本 政幸

「取締役」の欄をご参照ください。

常務執行役員

こうつき かずお
上月 和夫

「取締役」の欄をご参照ください。

常務執行役員

あきもと しげお
秋元 茂夫

「取締役」の欄をご参照ください。

執行役員(神奈川統括営業部長)

ありが かつあき
有賀 克明(昭和24年10月15日生)

昭和 47年 4月 当社入社
以後 静岡統括営業部長を経て、
平成 15年 6月 執行役員静岡統括営業部長
平成 17年 4月 執行役員神奈川統括営業部長(現職)

執行役員(首都圏第2事業本部長)

いたや すずむ
板谷 進(昭和25年9月21日生)

昭和 48年 4月 当社入社
以後 商品部長を経て、
平成 15年 6月 執行役員東海本部長
平成 17年 4月 執行役員東海事業本部長
平成 18年 4月 執行役員首都圏第2事業本部長(現職)

執行役員(東北事業本部長)

まつもと せんじ
松本 千二(昭和26年2月5日生)

昭和 48年 4月 当社入社
以後 北海道統括営業部長を経て、
平成 17年 4月 執行役員東北事業本部長(現職)

執行役員

ふくやま まさとち
福山 雅朝

「取締役」の欄をご参照ください。

執行役員(東海事業本部長)

たけの やすお
竹野 泰生(昭和26年4月3日生)

昭和 50年 4月 当社入社
以後 本店営業第1部長を経て、
平成 18年 4月 執行役員東海事業本部長(現職)

執行役員

まじ しゅうじ
馬路 修司

「取締役」の欄をご参照ください。

4 従業員の状況

(1) 従業員数等

(平成18年3月31日現在)

区 分	総 合 職	一 般 職	嘱託職員・他
従 業 員 数	1,024名	879名	759名
	2,662名		
平 均 年 齢	40.1歳		
平 均 勤 務 年 数	10.0年		
平 均 年 間 給 与	5,517,822円		

- (注)1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(2) 新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	総 合 職	一 般 職	合 計
平成14年度	12名	134名	146名
平成15年度		40名	40名
平成16年度	17名	65名	82名
平成17年度	32名	63名	95名
平成18年度	25名	67名	92名

- (注)職種転換者及び関連会社からの移籍者は除く

(3) 社員の採用と教育

「お客さま本位」の事業運営を遂行し、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を実現していくために必要なコミュニケーション能力を備え、誠実で真面目に仕事に取り組める人材の確保を目指しています。

採用後は専門知識やスキルの習得を目指すプログラムが組まれています。その実現のために大切なことは「自発的な向上心」です。社員一人一人が「自ら成長を望み、行動する」ことを求めています。

また、業務知識の習得のみならず、時代の変化に柔軟に対応し、多様化する損害保険のニーズを敏感にとらえ、的確に対応できる幅広い知識とスキル、創造性をもった損害保険のプロフェッショナルの育成に努めています。

(4) 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

- ・財形貯蓄制度
- ・住宅資金貸付制度
- ・持株会制度
- ・共済会
- ・各種保養施設 他

主要な業務の状況

1 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項 目	年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		144,966 (1.73%)	149,067 (2.83%)	149,422 (0.24%)	144,962 (2.98%)	144,620 (0.24%)
経常収益 (対前期増減率)		200,410 (8.42%)	193,492 (3.45%)	182,724 (5.57%)	183,689 (0.53%)	172,776 (5.94%)
保険引受利益 (対前期増減率)		2,711 (318.02%)	7,692 ()	6,122 (20.41%)	1,793 (70.70%)	2,496 (239.21%)
経常利益又は経常損失() (対前期増減率)		13,294 (270.07%)	4,849 ()	8,819 (81.85%)	5,254 (40.43%)	5,359 (2.01%)
当期純利益又は当期純損失() (対前期増減率)		11,581 (561.20%)	2,317 ()	3,010 (29.93%)	2,659 (11.65%)	2,943 (10.68%)
正味損害率		58.51%	53.89%	53.88%	63.37%	59.05%
正味事業費率		39.49%	35.40%	35.14%	35.88%	36.50%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)		7,851 (23.62%)	6,952 (11.45%)	6,398 (7.97%)	6,694 (4.62%)	7,692 (14.91%)
運用資産利回り (インカム利回り)		1.71%	1.64%	1.57%	1.70%	1.94%
資産運用利回り (実現利回り)		1.13%	0.58%	1.69%	1.94%	3.03%
資本金 (発行済株式総数)		15,634 (189,157千株)	15,634 (189,157千株)	15,634 (189,157千株)	15,635 (189,159千株)	20,389 (212,696千株)
純資産額		62,467	57,141	70,338	88,551	124,638
総資産額		503,283	482,374	485,133	493,070	517,768
積立勘定として経理された資産額		162,442	143,211	127,159	114,969	105,585
責任準備金残高		358,659	347,226	343,446	331,739	330,829
貸付金残高		49,831	40,174	36,470	47,158	64,666
有価証券残高		265,367	259,436	277,047	276,959	307,669
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)		837.3%	846.0%	1,010.4%	1,110.9%	1,132.5%
自己資本比率		12.41%	11.85%	14.50%	17.96%	24.07%
自己資本利益率(ROE)		15.90%	3.87%	4.72%	3.35%	2.76%
株価収益率(PEP)		倍	17.99倍	20.55倍	24.72倍	35.81倍
配当性向		%	55.73%	39.41%	41.69%	51.15%
従業員数		2,487名	2,261名	2,350名	2,493名	2,662名

(注)保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)の算出方法については、「P.56 5.ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

2 保険引受の状況

(1) 保険料の推移

正味収入保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	25,219	16.9 %	3.8 %	22,684	15.7 %	10.1 %	24,689	17.1 %	8.8 %
海 上	1,045	0.7	15.5	1,046	0.7	0.2	1,004	0.7	4.1
傷 害	11,422	7.7	3.6	11,229	7.8	1.7	10,931	7.6	2.7
自 動 車	78,653	52.6	4.2	76,986	53.1	2.1	76,015	52.5	1.3
自動車損害賠償責任	22,146	14.8	20.5	22,522	15.5	1.7	22,320	15.4	0.9
そ の 他	10,934	7.3	2.7	10,493	7.2	4.0	9,658	6.7	8.0
合 計	149,422	100.0	0.2	144,962	100.0	3.0	144,620	100.0	0.2

(注)正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	30,532	18.0 %	1.0 %	31,203	18.5 %	2.2 %	31,832	19.4 %	2.0 %
海 上	933	0.5	15.2	948	0.6	1.7	897	0.5	5.4
傷 害	23,561	13.9	9.9	23,490	14.0	0.3	21,448	13.1	8.7
自 動 車	79,099	46.7	3.2	77,418	46.0	2.1	76,433	46.5	1.3
自動車損害賠償責任	23,913	14.1	5.2	24,306	14.4	1.6	23,527	14.3	3.2
そ の 他	11,446	6.8	1.4	11,013	6.5	3.8	10,183	6.2	7.5
合 計	169,487	100.0	2.7	168,381	100.0	0.7	164,322	100.0	2.4
従業員一人当たり 元受正味保険料(含む積立保険料)	72		6.3	67		6.4	61		8.6

(注)1.元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返れい金及び元受その他返れい金を控除したものをいいます。

2.従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数

受再正味保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	3,951	18.1 %	12.2 %	1,385	7.2 %	64.9 %	2,049	10.4 %	47.9 %
海 上	341	1.6	15.4	297	1.5	12.8	289	1.5	3.0
傷 害	8	0.0	57.1	10	0.0	15.9	13	0.1	30.7
自 動 車	63	0.3	94.3	54	0.3	15.1	49	0.3	8.0
自動車損害賠償責任	16,621	75.9	26.6	16,885	87.4	1.6	16,749	84.6	0.8
そ の 他	898	4.1	21.4	690	3.6	23.1	618	3.1	10.4
合 計	21,885	100.0	13.3	19,323	100.0	11.7	19,770	100.0	2.3

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金及び受再その他返れい金を控除したものをいいます。

支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	4,824	18.9%	3.4%	5,778	21.9%	19.8%	5,977	23.1%	3.4%
海 上	229	0.9	14.0	199	0.8	12.9	182	0.7	8.8
傷 害	161	0.6	37.0	144	0.5	10.3	145	0.6	0.8
自 動 車	509	2.0	31.6	486	1.8	4.7	467	1.8	3.8
自動車損害賠償責任	18,389	72.0	5.2	18,669	70.6	1.5	17,956	69.4	3.8
そ の 他	1,413	5.6	4.8	1,152	4.4	18.5	1,143	4.4	0.7
合 計	25,528	100.0	3.1	26,431	100.0	3.5	25,873	100.0	2.1

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

〔国内契約・海外契約別の収入保険料の割合〕

区 分	平成16年度	平成17年度
国 内 契 約	99.7%	99.4%
海 外 契 約	0.3%	0.6%

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(2)解約返れい金

(単位:百万円)

種 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火 災	2,343	1,798	2,075
海 上	50	48	50
傷 害	3,299	2,466	2,126
自 動 車	922	894	911
自動車損害賠償責任	645	737	770
そ の 他	644	442	409
合 計	7,906	6,388	6,342

(注)解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金及び積立解約返れい金の合計額をいいます。

(3)保険引受利益

(単位:百万円)

種 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火 災	392	5,729	4,100
海 上	272	252	59
傷 害	333	835	687
自 動 車	5,680	5,892	1,442
自動車損害賠償責任			
そ の 他	556	543	466
合 計	6,122	1,793	2,496

(4) 保険金の推移

正味支払保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率
火 災	8,592	11.7 %	35.2 %	16,690	19.7 %	76.3 %	10,068	12.9 %	42.7 %
海 上	548	0.7	56.5	490	0.6	50.2	562	0.7	59.5
傷 害	4,589	6.3	43.6	4,520	5.3	44.3	4,344	5.6	43.8
自 動 車	45,009	61.4	63.1	44,185	52.3	63.1	44,125	56.4	64.0
自動車損害賠償責任	9,172	12.5	47.3	12,250	14.5	60.1	14,207	18.2	69.4
そ の 他	5,415	7.4	54.8	6,392	7.6	65.9	4,818	6.2	55.2
合 計	73,327	100.0	53.9	84,529	100.0	63.4	78,126	100.0	59.0

(注)1 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

元受正味保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	7,166	9.0 %	20,559	22.5 %	10,375	12.9 %
海 上	309	0.4	286	0.3	373	0.5
傷 害	4,587	5.8	4,517	4.9	4,341	5.4
自 動 車	45,355	57.0	44,855	49.0	44,698	55.4
自動車損害賠償責任	16,857	21.2	15,859	17.3	16,024	19.9
そ の 他	5,245	6.6	5,526	6.0	4,766	5.9
合 計	79,521	100.0	91,605	100.0	80,579	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

受再正味保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	2,212	18.2 %	1,319	8.8 %	1,380	8.4 %
海 上	380	3.1	287	1.9	242	1.5
傷 害	2	0.0	4	0.0	5	0.0
自 動 車	40	0.4	48	0.3	42	0.3
自動車損害賠償責任	9,172	75.5	12,250	82.0	14,207	86.8
そ の 他	337	2.8	1,037	7.0	490	3.0
合 計	12,147	100.0	14,946	100.0	16,368	100.0

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		787	4.3 %	5,188	23.5 %	1,688	9.0 %
海 上		141	0.8	82	0.4	54	0.3
傷 害		0	0.0	0	0.0	1	0.0
自 動 車		386	2.1	718	3.3	615	3.3
自動車損害賠償責任		16,857	91.9	15,859	72.0	16,024	85.1
そ の 他		167	0.9	172	0.8	437	2.3
合 計		18,341	100.0	22,022	100.0	18,820	100.0

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

〔未収再保険金の推移〕

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年度開始時の未収再保険金		385	337	2,140
当該年度に回収できる事由が発生した額		1,199	5,353	2,189
当該年度回収等		1,248	3,549	4,009
年度末の未収再保険金	= + -	337	2,140	321

(注)地震保険・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

(5) 積立保険(貯蓄型保険)の契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません)。

従いまして契約者配当金は毎月変動しますが、平成17年5月及び平成18年5月に満期を迎えた積立ファミリー交通傷害保険のご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

〔満期返れい金100万円の例〕

満期月 及び保険期間	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
		平成17年5月	3年	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
平成18年5月	3年	0円	0円	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

(6) 正味損害率及び正味事業費率の推移

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正 味 損 害 率		53.88%	63.37%	59.05%
正 味 事 業 費 率		35.14%	35.88%	36.50%

(注)正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料

(7) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種 目	平成17年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	42.7%	46.2%	89.0%
海 上	59.5	41.2	100.7
傷 害	43.8	49.2	93.0
自 動 車	64.0	34.6	98.6
自動車損害賠償責任	69.4	19.6	89.0
そ の 他	55.2	50.6	105.7
(うち賠償責任)	51.2	55.4	106.6
(うち信用・保証)	83.0	40.8	123.8
合 計	59.0	36.5	95.5

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

(8) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種 目	平成17年度		
	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	56.4%	49.2%	105.6%
海 上	68.4	35.6	104.0
傷 害	44.1	48.5	92.5
自 動 車	63.8	34.3	98.1
そ の 他	47.0	43.5	90.5
(うち賠償責任)	56.5	56.4	112.9
(うち信用・保証)	33.8	28.1	61.9
合 計	59.1	39.3	98.4

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 支払諸手数料及び集金費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

(9) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	553百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 637百万円

- (注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
56	45.7%

(注)出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A-以上	BBB+ ~ BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
出再保険料における格付ごとの割合	83.5%	7.0%	9.5%	100.0%

(注)特約再保険を出再している再保険者(プール出再を除く)を対象としています。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

格付区分の方法

- 1 スタンダード・アンド・プアーズ社の格付けを使用しています。
- 2 スタンダード・アンド・プアーズ社の格付けを持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付けの有無を確認し、利用できる格付けに読み替えて使用しています。
- 3 格付けの読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上		B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1 ~ Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下

3 資産運用の状況

(1) 総資産及び運用資産の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末		
		金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
総 資 産		485,133	100.0%	0.6%	493,070	100.0%	1.6%	517,768	100.0%	5.0%
運 用 資 産		419,943	86.6	3.5	431,478	87.5	2.7	466,750	90.1	8.2
運 用 資 産 内 訳	預 貯 金	50,564	10.4	21.1	58,107	11.8	14.9	52,220	10.1	10.1
	買入金銭債権	18,349	3.8	28.4	12,561	2.5	31.5	5,950	1.1	52.6
	金銭の信託									
	有価証券 (うち株式)	277,047 (88,375)	57.1 (18.2)	6.8 (25.2)	276,959 (93,962)	56.2 (19.1)	0.0 (6.3)	307,669 (132,516)	59.4 (25.6)	11.1 (41.0)
	貸付金	36,470	7.5	9.2	47,158	9.6	29.3	64,666	12.5	37.1
	土地・建物	37,512	7.8	3.0	36,692	7.4	2.2	36,242	7.0	1.2

(2) 利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)の推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		利回り		利回り		利回り
預貯金	39	0.07%	54	0.10%	64	0.12%
買入金銭債権	57	0.30	40	0.47	33	0.46
金銭の信託						
有価証券	5,195	2.05	5,462	2.18	6,295	2.64
(うち株式)	(1,017)	(1.66)	(1,073)	(1.81)	(1,365)	(2.37)
貸付金	603	1.72	637	1.68	878	1.56
土地・建物	393	1.02	402	1.08	335	0.91
小計	6,289	1.57	6,597	1.70	7,606	1.94
その他	109		96		85	
合計	6,398		6,694		7,692	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)...運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

(3) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り
預貯金	43	54,891	0.08%	116	53,230	0.22%	105	54,234	0.19%
買入金銭債権	57	18,833	0.30	40	8,554	0.47	33	7,271	0.46
金銭の信託									
有価証券	4,778	253,468	1.89	6,396	251,012	2.55	10,130	238,496	4.25
(うち公社債)	(1,361)	(77,464)	(1.76)	(1,279)	(74,488)	(1.72)	(1,541)	(74,266)	(2.08)
(うち株式)	(1,346)	(61,385)	(2.19)	(3,051)	(59,418)	(5.13)	(4,014)	(57,526)	(6.98)
(うち外国証券)	(1,861)	(99,497)	(1.87)	(1,662)	(93,748)	(1.77)	(3,441)	(82,238)	(4.19)
(うちその他の証券)	(209)	(15,120)	(1.38)	(404)	(23,356)	(1.73)	(1,133)	(24,465)	(4.63)
貸付金	608	35,107	1.73	671	37,981	1.77	952	56,404	1.69
土地・建物	393	38,422	1.02	402	37,392	1.08	335	36,703	0.91
金融派生商品	809			188			285		
その他	85			92			74		
合計	6,775	400,722	1.69	7,530	388,171	1.94	11,917	393,111	3.03

(注)資産運用利回り(実現利回り)...資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標。

- ・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用±特別損益のうち資産運用関連損益
- ・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価又は償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均。ただし、買入金銭債権は日々残高の平均)

(4) 参考 時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り %	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り %	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り %
預 貯 金	43	54,891	0.08	116	53,230	0.22	105	54,324	0.19
買 入 金 銭 債 権	57	18,833	0.30	40	8,554	0.47	33	7,271	0.46
金 銭 の 信 託									
有 価 証 券	30,753	258,345	11.90	15,769	281,961	5.59	49,294	278,873	17.68
(うち公社債)	(187)	(81,078)	(0.23)	(1,396)	(76,927)	(1.82)	(1,472)	(76,822)	(1.92)
(うち株式)	(26,141)	(65,710)	(39.78)	(10,422)	(88,538)	(11.77)	(42,132)	(94,017)	(44.81)
(うち外国証券)	(3,510)	(96,759)	(3.63)	(3,424)	(92,757)	(3.69)	(2,980)	(83,064)	(3.59)
(うちその他の証券)	(914)	(14,796)	(6.18)	(525)	(23,738)	(2.21)	(2,708)	(24,968)	(10.85)
貸 付 金	608	35,107	1.73	671	37,981	1.77	952	56,404	1.69
土 地 ・ 建 物	393	38,422	1.02	402	37,392	1.08	335	36,703	0.91
金 融 派 生 商 品	1,854			1,544			287		
そ の 他	85			92			74		
合 計	33,795	405,599	8.33	15,547	419,120	3.71	51,083	433,487	11.78

(注)時価総合利回り...時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・資産運用損益等(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用±特別損益のうち資産運用関連損益)
+(当期末評価差額*)-前期末評価差額*)+繰延ヘッジ損益増減
- ・平均運用額(時価ベース)=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*)
+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*)税効果控除前の金額によっています。

(5) 海外投融資残高の内訳と利回りの推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
外 貨 建	外 国 公 社 債	22,797	25.7	26,981	30.6	19,834	25.5
	外 国 株 式	638	0.7				
	そ の 他	7,395	8.4	7,236	8.2	3,372	4.3
	計	30,831	34.8	34,218	38.8	23,207	29.8
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	1,265	1.4	525	0.6	500	0.6
	外 国 公 社 債	35,629	40.2	26,465	30.0	19,359	24.9
	そ の 他	20,906	23.6	27,046	30.6	34,781	44.7
	計	57,800	65.2	54,037	61.2	54,640	70.2
合 計		88,632	100.0	88,255	100.0	77,848	100.0
インカム利回り		2.77%		2.96%		3.67%	
実 現 利 回 り		1.91%		1.84%		4.20%	
時価総合利回り		4.64%		2.29%		3.60%	

(注)1.外貨建及び円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2.インカム利回り...利息・配当金収入から示す利回り

3.実現利回り、時価総合利回り...P.53 3)及び上記4)をご参照ください。

(6) 公共関係投融资の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区 分		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国 債	715	50.9	541	36.9	333	24.6
	地 方 債						
	公社・公団債	17	1.3	14	1.0	15	1.1
	小 計	733	52.2	556	37.9	349	25.7
貸 付	公 共 団 体	148	10.5				
	公 社 ・ 公 団	523	37.3	911	62.1	1,009	74.3
	小 計	671	47.8	911	62.1	1,009	74.3
合 計		1,404	100.0	1,467	100.0	1,358	100.0

(7) 各種ローン金利

(単位:%)

貸 出 の 種 類		利 率												
平 成 16 年 度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成16年 4月1日	平成16年 4月9日		平成16年 6月10日	平成16年 7月9日	平成16年 8月10日	平成16年 9月10日			平成16年 12月10日			平成17年 3月10日
		1.65	1.70		1.90	1.80	1.75	1.70			1.55			1.65
平 成 16 年 度	消 費 者 ロ ー ン	平成16年 4月1日			平成16年 6月7日						平成16年 12月6日			
		5.61			5.41						5.46			
平 成 17 年 度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成17年 4月1日	平成17年 4月8日	平成17年 5月10日	平成17年 6月10日		平成17年 8月10日	平成17年 9月9日	平成17年 10月12日	平成17年 11月10日	平成17年 12月9日	平成18年 1月11日	平成18年 2月10日	平成18年 3月10日
		1.65	1.55	1.50	1.45		1.60	1.55	1.80	1.90	1.85	1.80	2.00	2.10
平 成 17 年 度	消 費 者 ロ ー ン	平成17年 4月1日			平成17年 6月6日						平成17年 12月5日			
		5.46			5.41						5.31			

(8) 公共債窓販状況

該当ありません。

4 特別勘定に関する指標

(1) 特別勘定資産残高

該当ありません。

(2) 特別勘定資産

該当ありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当ありません。

5 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額		160,233	177,496	226,596
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額を除く)		49,385	61,424	72,150
価格変動準備金		2,473	2,876	3,272
異常危険準備金		64,764	61,881	64,310
一般貸倒引当金		253	174	232
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		27,985	36,420	71,667
土地の含み損益		877	2,126	2,371
負債性資本調達手段等				
控除項目				
その他		16,249	16,845	17,333
(B)リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2+R_4+R_5}$		31,717	31,955	40,017
一般保険リスク(R_1)		7,950	7,710	7,744
予定利率リスク(R_2)		196	187	180
資産運用リスク(R_3)		13,666	14,150	18,188
経営管理リスク(R_4)		736	739	905
巨大災害リスク(R_5)		15,000	14,935	19,177
(C)ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$		1,010.4%	1,110.9%	1,132.5%

(注)上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されています。このため、前期と当期の数値はそれぞれ異なる基準によって算出しています。

ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上記の表(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を(一般保険リスク) 除く)

予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生(予定利率リスク) し得る危険

資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等(資産運用リスク)

経営管理上の危険：業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの(経営管理リスク)

巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険(巨大災害リスク)

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

- (1) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書について、中央青山監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。
- (2) 証券取引法第193条の2の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー - 計算書及び利益処分計算書について、中央青山監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

年 度 科 目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	年 度 科 目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)	平成17年度 (平成18年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	58,282	52,373	保険契約準備金	372,212	372,597
現金	174	153	支払準備金	40,473	41,767
預貯金	58,107	52,220	責任準備金	331,739	330,829
買入金銭債権	12,561	5,950	転換社債	9,736	
有価証券	276,959	307,669	その他負債	16,578	14,067
国債	20,581	21,096	共同保険借	556	551
地方債	1,455	1,107	再保険借	6,072	5,826
社債	49,191	50,954	外国再保険借	1,810	870
株式	93,962	132,516	未払法人税等	2,199	1,636
外国証券	87,010	76,290	預り金	674	531
その他の証券	24,758	25,704	前受収益	60	52
貸付金	47,158	64,666	未払金	1,129	1,145
保険約款貸付	856	772	仮受金	3,110	3,278
一般貸付	46,301	63,893	金融派生商品	355	115
不動産及び動産	38,392	38,088	繰延ヘッジ利益	606	56
土地	21,032	20,670	その他の負債	2	2
建物	15,659	15,572	退職給付引当金	2,456	2,508
動産	1,700	1,846	賞与引当金	658	685
その他資産	41,517	44,440	価格変動準備金	2,876	3,272
未収保険料	33	37	負債の部合計	404,518	393,130
代理店貸	9,405	8,940	(資本の部)		
共同保険貸	491	390	資本金	15,635	20,389
再保険貸	6,334	6,037	資本剰余金	11,747	16,502
外国再保険貸	3,230	1,434	資本準備金	7,865	12,620
未収金	3,245	8,894	その他資本剰余金	3,882	3,882
未収収益	707	451	(自己株式処分差益)	(3,882)	(3,882)
預託金	1,425	1,395	利益剰余金	36,233	37,868
地震保険預託金	8,466	8,988	利益準備金	4,935	5,235
仮払	3,564	4,091	任意積立金	27,093	28,137
金融派生商品	233	135	(特別準備金)	(19,840)	(20,340)
繰延ヘッジ損失	1,242	690	(配当引当積立金)	(5,700)	(6,000)
その他の資産	3,136	2,952	(不動産圧縮積立金)	(1,553)	(1,596)
繰延税金資産	19,047	5,225	(不動産圧縮特別勘定積立金)	()	(200)
貸倒引当金	848	646	当期末処分利益	4,204	4,495
			(当期純利益)	(2,659)	(2,943)
			株式等評価差額金	25,818	50,804
			自己株式	882	927
			資本の部合計	88,551	124,638
資産の部合計	493,070	517,768	負債及び資本の部合計	493,070	517,768

平成17年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
 - (1) 子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
3. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法により行っています。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部及び審査所管部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。なお、当該部署から独立した検査部が資産の自己査定結果を監査しています。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしています。
上記のほか、役員の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当期末の要支給額466百万円を退職給付引当金に含めて計上しています。
7. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
9. 外貨建債券取得に係る為替リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について繰延ヘッジを適用しています。ヘッジ手段に係る利益は繰延ヘッジ利益として、ヘッジ手段に係る損失は繰延ヘッジ損失として表示しています。
10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
12. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法により行っています。
13. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は96百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものはありませぬ。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は176百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は272百万円です。
14. 貸付金のうち、ローン・パーティシペーション契約における参加利益購入を債権譲渡を受けたものとして取り扱い、原債務者に対する貸付債権として会計処理した参加元本金額の期末残高の総額は1,000百万円です。
15. 不動産及び動産の減価償却累計額は22,297百万円、圧縮記帳額は5,966百万円です。
16. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は50,928百万円です。
17. 子会社に対する金銭債権総額は61百万円、金銭債務総額は80百万円です。

18. 子会社株式の額は3,580百万円です。

19. 担保に供している資産は、預貯金1,086百万円です。これは、信用状発行の目的により差し入れているものです。

20. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	38,819百万円
同上に係る出再支払備金	2,470百万円
差引(イ)	36,348百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	5,419百万円
計(イ+ロ)	41,767百万円

21. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	116,352百万円
同上に係る出再責任準備金	3,288百万円
差引(イ)	113,064百万円
その他の責任準備金(ロ)	217,765百万円
計(イ+ロ)	330,829百万円

22. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は9,453百万円です。

23. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1)退職給付債務及びその内訳

イ.退職給付債務	22,247百万円
ロ.年金資産	10,092百万円
ハ.退職給付信託	18,757百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	6,603百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	4,932百万円
ヘ.未認識過去勤務債務	974百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	696百万円
チ.前払年金費用	2,738百万円
リ.退職給付引当金(ト-チ)	2,041百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
過去勤務債務の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

(3)退職一時金制度、適格退職年金制度及び自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金	適格退職年金	自社年金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	5,601	251	5,369	10,719
退職給付信託の年金資産	3,560	1,728	6,126	11,415
退職給付引当金(純額)	2,041			2,041
前払年金費用(純額)		1,980	757	2,738

24. 繰延税金資産の総額は36,615百万円、繰延税金負債の総額は30,963百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は427百万円です。

繰延税金資産の発生の子会社別の内訳は、責任準備金27,282百万円、退職給付引当金3,971百万円、有価証券評価損1,259百万円、ソフトウェア1,170百万円及び価格変動準備金1,184百万円です。

繰延税金負債の発生の子会社別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金28,826百万円です。

25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

区分	年 度 科 目	平成16年度	平成17年度	
		(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)	
		金 額	金 額	
経常	経常収益	183,689	172,776	
	保険引受収益	176,961	162,385	
	正味収入保険料	144,962	144,620	
	収入積立保険料	16,311	13,599	
	積立保険料等運用益	3,296	3,208	
	支払備金戻入額	633		
	責任準備金戻入額	11,707	910	
	為替差益	42	23	
	その他保険引受収益	7	23	
	資産運用収益	6,010	9,896	
	利息及び配当金収入	6,694	7,692	
	有価証券売却益	2,364	4,237	
	有価証券償還益	45	586	
	金融派生商品収益		285	
	為替差益	90	51	
	その他運用収益	113	251	
	積立保険料等運用益振替	3,296	3,208	
	その他経常収益	717	494	
	損益の部	経常費用	178,435	167,417
		保険引受費用	148,499	137,295
正味支払保険金		84,529	78,126	
損害調査費		7,326	7,267	
諸手数料及び集金費		25,648	25,374	
満期返戻金		30,884	25,114	
契約者配当金		9	5	
支払備金繰入額			1,294	
その他保険引受費用		100	111	
資産運用費用		1,776	1,187	
有価証券売却損		1,142	1,038	
有価証券評価損		19	84	
有価証券償還損		388	7	
金融派生商品費用		188		
その他運用費用		36	56	
営業費及び一般管理費用		27,613	28,611	
その他経常費用		545	322	
支払利息		73	1	
貸倒引当金繰入額		283	18	
貸倒損失			0	
その他の経常費用	188	303		
	経常利益	5,254	5,359	
特別損益の部	特別利益	1,495	479	
	不動産動産処分益	1,495	479	
	特別損失	1,996	1,062	
	不動産動産処分損	270	311	
	減損損失		311	
	価格変動準備金繰入額	403	395	
	不動産評価損	1	44	
	退職給付会計基準変更時差異償却	1,320		
当期	税引前当期純利益	4,753	4,776	
	法人税及び住民税額	2,074	2,188	
	法人税等調整額	18	355	
	当期純利益	2,659	2,943	
前当期	繰越利益	1,544	1,552	
	未処分利益	4,204	4,495	

平成17年度の注記事項

1. 子会社との取引による収益総額は256百万円、費用総額は4,176百万円です。

2.(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	170,493百万円
支払再保険料	25,873百万円
差 引	144,620百万円

(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	96,947百万円
回収再保険金	18,820百万円
差 引	78,126百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	26,337百万円
出再保険手数料	962百万円
差 引	25,374百万円

(4)支払備金繰入額の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	1,266百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	65百万円
差 引 (イ)	1,201百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	93百万円
計 (イ+口)	1,294百万円

(5)責任準備金戻入額(は責任準備金繰入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金戻入額(出再責任準備金控除前)	2,772百万円
同上に係る出再責任準備金戻入額	218百万円
差 引 (イ)	2,991百万円
その他の責任準備金戻入額(口)	3,901百万円
計 (イ+口)	910百万円

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	64百万円
買入金銭債権利息	33百万円
有価証券利息・配当金	6,295百万円
貸付金利息	878百万円
不動産賃貸料	335百万円
その他利息・配当金	85百万円
計	7,692百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は54百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益は15円64銭です。

算定上の基礎である当期純利益は2,943百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。普通株主に係る当期純利益は2,943百万円、普通株式の期中平均株式数は188,226千株です。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は1,101百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	693百万円
利息費用	441百万円
期待運用収益	181百万円
数理計算上の差異の費用処理額	277百万円
過去勤務債務の費用処理額	129百万円
計	1,101百万円

6. 当期における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は38.4%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額3.1%、受取配当等の益金不算入額 6.1%、交際費等の損金不算入額3.4%、住民税均等割等2.7%です。

7. 当期から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しています。この結果、従来の方によった場合と比較して、税引前当期純利益は290百万円減少しています。

なお、当期における減損損失に関する事項は、次のとおりです。

当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

(単位:百万円)

用途	資産	減損損失			
		土地	建物	その他	計
遊休不動産及び 売却予定不動産	秋田県内に保有する 駐車場等7物件	74	12		86
ソフトウェア	ソフトウェア			224	224
計		74	12	224	311

保険事業等の用に供している不動産等については保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産、遊休不動産、売却予定不動産等、個別性の強い資産については物件ごとに1つの資産グループとしています。

遊休不動産及び売却予定不動産の一部について、不動産時価の下落が生じたため、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(86百万円)として特別損失に計上しています。また、ソフトウェアについては、収益性の著しい低下により投資額の回収が見込まれなくなったため、上記ソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(224百万円)として特別損失に計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としています。正味売却価額は売却予定額または不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出し、使用価値は将来キャッシュ・フローを10%で割り引いて算定しています。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	平成16年度 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
	金 額	金 額
.営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	4,753	4,776
減価償却費	1,810	1,699
減損損失		311
支払備金の増加額	633	1,294
責任準備金の増加額	11,707	910
貸倒引当金の増加額	283	18
退職給付引当金の増加額	431	51
賞与引当金の増加額	48	26
価格変動準備金の増加額	403	395
利息及び配当金収入	6,694	7,692
有価証券関係損益()	260	3,793
支払利息	73	1
為替差損益()	82	45
不動産動産関係損益()	1,223	123
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	233	4,339
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	305	1,142
その他の	136	352
小 計	12,685	9,823
利息及び配当金の受取額	6,698	7,901
利息の支払額	73	1
法人税等の支払額	828	2,759
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,888	4,683
.投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増加額	482	200
買入金銭債権の取得による支出	31,274	27,985
買入金銭債権の売却・償還による収入	37,061	31,596
有価証券の取得による支出	113,910	144,213
有価証券の売却・償還による収入	123,600	156,434
貸付けによる支出	29,245	50,591
貸付金の回収による収入	18,558	32,926
小 計	5,271	1,631
(+)	(1,617)	(6,315)
不動産及び動産の取得による支出	978	1,797
不動産及び動産の売却による収入	1,691	782
その他の	695	167
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,288	2,478
.財務活動によるキャッシュ・フロー		
転換社債の償還による支出	0	227
自己株式の取得による支出	3,175	46
自己株式の売却による収入	13,862	2
配当金の支払額	1,111	1,305
その他の	0	
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,575	1,576
.現金及び現金同等物に係る換算差額	58	30
.現金及び現金同等物の増加額	8,034	8,707
.現金及び現金同等物期首残高	47,382	55,416
.現金及び現金同等物期末残高	55,416	46,709

平成17年度の注記事項

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資から構成されています。

2. (1)現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成18年3月31日現在)

現金及び預貯金	52,373百万円
買入金銭債権	5,950百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	6,664百万円
現金同等物以外の買入金銭債権	4,951百万円
現金及び現金同等物	46,709百万円

(2)投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

(4)貸借対照表の推移

(単位:百万円)

年 度		平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
資 産 の 部	現金及び預貯金	50,730	58,282	52,373
	買入金銭債権	18,349	12,561	5,950
	有価証券	277,047	276,959	307,669
	貸付金	36,470	47,158	64,666
	不動産及び動産	39,322	38,392	38,088
	その他資産	41,368	41,517	44,440
	繰延税金資産	22,458	19,047	5,225
	貸倒引当金	614	848	646
	資産の部合計	485,133	493,070	517,768
負 債 及 び 資 本 の 部	保険契約準備金	384,553	372,212	372,597
	転換社債	9,737	9,736	
	その他負債	15,298	16,578	14,067
	退職給付引当金	2,025	2,456	2,508
	賞与引当金	707	658	685
	価格変動準備金	2,473	2,876	3,272
負債の部合計	414,795	404,518	393,130	
資 本 の 部	資本金	15,634	15,635	20,389
	資本剰余金	7,866	11,747	16,502
	利益剰余金	34,688	36,233	37,868
	当期純利益	(3,010)	(2,659)	(2,943)
	株式等評価差額金	19,838	25,818	50,804
	自己株式	7,689	882	927
	資本の部合計	70,338	88,551	124,638
負債及び資本の部合計	485,133	493,070	517,768	

(5) 損益計算書の推移

(単位:百万円)

区分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常 損益 の部	経 常 収 益	182,724	183,689	172,776
	保 険 引 受 収 益	174,599	176,961	162,385
	正味収入保険料	149,422	144,962	144,620
	収入積立保険料	16,422	16,311	13,599
	積立保険料等運用益	3,415	3,296	3,208
	支払備金戻入額	1,545	633	
	責任準備金戻入額	3,779	11,707	910
	その他保険引受収益	12	50	47
	資 産 運 用 収 益	7,043	6,010	9,896
	利息及び配当金収入	6,398	6,694	7,692
	有価証券売却益	2,978	2,364	4,237
	その他運用収益	1,082	248	1,175
	積立保険料等運用益振替	3,415	3,296	3,208
	その他経常収益	1,081	717	494
	経 常 費 用	173,904	178,435	167,417
	保 険 引 受 費 用	142,284	148,499	137,295
	正味支払保険金	73,327	84,529	78,126
	損害調査費	7,181	7,326	7,267
	諸手数料及び集金費	26,420	25,648	25,374
	満期返戻金	35,155	30,884	25,114
	契約者配当金	13	9	5
	支払備金繰入額			1,294
	その他保険引受費用	185	100	111
	資 産 運 用 費 用	3,683	1,776	1,187
	有価証券売却損	1,801	1,142	1,038
	有価証券評価損	1,766	19	84
その他運用費用	115	614	64	
営業費及び一般管理費	27,438	27,613	28,611	
その他経常費用	497	545	322	
経 常 利 益	8,819	5,254	5,359	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	525	1,495	479
	不動産動産処分益	525	1,495	479
	特 別 損 失	4,279	1,996	1,062
	不動産動産処分損	174	270	311
	減損損失			311
	価格変動準備金繰入額	2,281	403	395
	その他特別損失	1,824	1,321	44
税引前当期純利益	5,065	4,753	4,776	
法人税及び住民税	680	2,074	2,188	
法人税等調整額	1,373	18	355	
当期純利益	3,010	2,659	2,943	
前期繰越利益	1,235	1,544	1,552	
当期末処分利益	4,246	4,204	4,495	

(6) 利益処分の推移

(単位:百万円)

科 目 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
当 期 未 処 分 利 益	4,246	4,204	4,495
任 意 積 立 金 取 崩 額	16,753	11	211
計	20,999	4,216	4,707
利 益 処 分 額	19,454	2,664	3,054
利 益 準 備 金	300	300	400
株 主 配 当 金	1,114	1,308	1,683
任 意 積 立 金	18,040	1,055	971
次 期 繰 越 利 益	1,544	1,552	1,653

(7) 1株当たり配当金等の推移

項 目 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1 株 当 た り 配 当 金	7円00銭	7円00銭	8円00銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	17円76銭	16円79銭	15円64銭
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 た り 当 期 純 利 益	14円23銭	14円83銭	
配 当 性 向	39.4%	41.7%	51.2%
1 株 当 た り 純 資 産 額	441円76銭	473円57銭	592円31銭
従 業 員 一 人 当 た り 総 資 産	206百万円	197百万円	194百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均発行済株式の総数(加重平均)}} \times 100$ により算出しています。

()期中平均発行済株式の総数は、平成15年度は169,506千株、平成16年度は158,408千株、平成17年度は188,226千株です。

2. 平成17年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、転換社債が平成18年3月31日に償還となり潜在株式がなくなったことから記載していません。

2 資産の明細

(1) 現金及び預貯金の内訳と推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
現 金	166	0.3%	174	0.3%	153	0.3%
預 貯 金	50,564	99.7	58,107	99.7	52,220	99.7
(郵便振替・郵便貯金)	(412)	(0.8)	(593)	(1.0)	(729)	(1.4)
(当座預金)	(710)	(1.4)	(925)	(1.6)	(744)	(1.4)
(普通預金)	(38,091)	(75.1)	(45,935)	(78.8)	(37,486)	(71.6)
(通知預金)	(3,520)	(6.9)	(3,200)	(5.5)	(4,000)	(7.6)
(定期預金)	(6,530)	(12.9)	(6,152)	(10.6)	(7,960)	(15.2)
(譲渡性預金)	(1,300)	(2.6)	(1,300)	(2.2)	(1,300)	(2.5)
合 計	50,730	100.0	58,282	100.0	52,373	100.0

(2) 商品有価証券

該当ありません。

(3) 商品有価証券平均残高及び売買高

該当ありません。

(4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
国 債	25,193	9.1%	20,581	7.4%	21,096	6.8%
地 方 債	1,742	0.6	1,455	0.5	1,107	0.4
社 債	54,021	19.5	49,191	17.8	50,954	16.6
株 式	88,375	31.9	93,962	33.9	132,516	43.1
外 国 証 券	86,589	31.3	87,010	31.4	76,290	24.8
そ の 他 の 証 券	21,124	7.6	24,758	9.0	25,704	8.3
合 計	277,047	100.0	276,959	100.0	307,669	100.0

(5) 保有有価証券利回りの内訳と推移

区 分		年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
インカム利回り	公 社 債		1.67 %	1.61 %	1.54 %
	株 式 債		1.66	1.81	2.37
	外 国 証 券		2.76	2.96	3.68
	そ の 他		0.95	1.78	3.10
	合 計		2.05	2.18	2.64
実現利回り	公 社 債		1.76 %	1.72 %	2.08 %
	株 式 債		2.19	5.13	6.98
	外 国 証 券		1.87	1.77	4.19
	そ の 他		1.38	1.73	4.63
	合 計		1.89	2.55	4.25
時価総合利回り	公 社 債		0.23 %	1.82 %	1.92 %
	株 式 債		39.78	11.77	44.81
	外 国 証 券		3.63	3.69	3.59
	そ の 他		6.18	2.21	10.58
	合 計		11.90	5.59	17.68

(注) 1. インカム利回り ... 利息・配当金収入から示す利回り
 2. 実現利回り、時価総合利回り ... P.53(3)、P.54(4) をご参照ください。

(6) 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		年 度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
平成16年度末	国 債		6,130	50	1,021		1,018	12,360	20,581
	地 方 債		169	734	520	30			1,455
	社 債		7,094	16,020	10,846	6,897		8,331	49,191
	株 式 債							93,962	93,962
	外 国 証 券		8,724	14,235	18,126	22,192	9,297	14,434	87,010
	その他の証券		618	685	1,010	1,088	3,853	17,501	24,758
	合 計		22,736	31,727	31,526	30,208	14,169	146,591	276,959
平成17年度末	国 債		17	5,020	979	300	4,039	10,738	21,096
	地 方 債		559	407	123	16			1,107
	社 債		12,266	14,252	10,884	5,557		7,993	50,954
	株 式 債							132,516	132,516
	外 国 証 券		1,928	11,922	40,818	1,835	8,432	11,352	76,290
	その他の証券		25	1,502	996	593	3,994	18,591	25,704
	合 計		14,798	33,106	53,802	8,303	16,465	181,193	307,669

(7) 保有株式の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金 融 保 険 業	65,690	28,797	32.6	63,285	30,155	32.1	36,964	41,023	31.0
陸 運 業	20,223	8,030	9.1	20,066	8,669	9.2	20,336	12,856	9.7
商 業	13,120	9,217	10.4	13,496	8,544	9.1	11,315	12,403	9.4
鉄 鋼	21,640	4,441	5.0	21,573	4,981	5.3	22,573	10,596	8.0
機 械	13,616	4,108	4.6	13,618	4,565	4.9	13,549	8,934	6.7
建 設	9,900	4,123	4.7	10,005	4,723	5.0	9,450	7,280	5.5
電 気 ・ ガ ス 業	2,921	5,623	6.4	2,921	6,265	6.7	2,521	6,418	4.8
輸 送 用 機 器	9,722	4,874	5.5	9,735	5,632	6.0	8,019	5,853	4.4
食 料 品	6,127	4,310	4.9	6,127	4,759	5.1	6,206	5,234	4.0
金 属 製 品	3,914	2,351	2.7	3,914	2,731	2.9	3,914	4,898	3.7
そ の 他	23,119	12,498	14.1	22,500	12,932	13.7	21,772	17,016	12.8
合 計	189,997	88,375	100.0	187,246	93,962	100.0	156,624	132,516	100.0

(注)1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しています。

(8) 貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	期 間	期 間						期間の定め のないもの	合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
平成 16 年度末	貸 付 金	9,400	16,880	4,995	5,130	3,424	5,469	1,000	46,301
	変 動 金 利	4,253	10,807	3,107	4,212	2,849	2,512	1,000	28,743
	固 定 金 利	5,147	6,073	1,887	918	575	2,957		17,558
	うち国内企業向け	9,242	16,200	4,215	4,424	2,815	2,002	1,000	39,901
	変 動 金 利	4,253	10,806	3,107	3,690	2,815	2,002	1,000	27,676
	固 定 金 利	4,989	5,393	1,107	734				12,225
	う ち そ の 他	157	680	779	705	609	3,467		6,400
	変 動 金 利		0		522	34	509		1,067
	固 定 金 利	157	679	779	183	575	2,957		5,333
平成 17 年度末	貸 付 金	14,093	21,285	11,569	7,115	6,499	3,330		63,893
	変 動 金 利	10,493	16,850	10,182	6,326	4,303	714		48,869
	固 定 金 利	3,600	4,435	1,387	789	2,196	2,615		15,024
	うち国内企業向け	13,994	20,761	10,574	6,906	5,703	265		58,205
	変 動 金 利	10,493	16,849	9,654	6,309	4,272	265		47,845
	固 定 金 利	3,501	3,912	920	596	1,430			10,360
	う ち そ の 他	99	523	994	209	795	3,064		5,687
	変 動 金 利		0	527	16	30	448		1,024
	固 定 金 利	99	523	467	192	765	2,615		4,663

(注)約款貸付は含みません。

(9) 貸付金担保別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
担 保 貸 付	5,773	15.8 %	6,145	13.0 %	7,543	11.7 %
有価証券担保貸付	554	1.5	823	1.7	400	0.6
不動産・動産・財団担保貸付	5,218	14.3	5,233	11.1	7,054	10.9
指名債権担保貸付			89	0.2	89	0.2
保 証 貸 付	8,272	22.7	6,864	14.6	7,579	11.7
信 用 貸 付	20,701	56.8	32,221	68.3	47,645	73.7
そ の 他	725	2.0	1,070	2.3	1,125	1.7
一 般 貸 付 計	35,472	97.3	46,301	98.2	63,893	98.8
約 款 貸 付	998	2.7	856	1.8	772	1.2
合 計	36,470	100.0	47,158	100.0	64,666	100.0
(うち劣後特約貸付)	(6,500)	(17.8)	(7,000)	(14.8)	(6,000)	(9.3)

(10) 貸付金使途別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
設 備 資 金	7,645	21.0 %	9,684	20.5 %	15,207	23.5 %
運 転 資 金	28,824	79.0	37,473	79.5	49,458	76.5
合 計	36,470	100.0	47,158	100.0	64,666	100.0

(11) 貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
農 林 ・ 水 産 業		%		%		%
鉱 業						
建 設 業	32	0.1	1,022	2.2	3,721	5.7
製 造 業	1,961	5.4	3,078	6.5	5,167	8.0
卸 ・ 小 売 業	3,477	9.5	6,535	13.8	5,931	9.2
金 融 ・ 保 険 業	16,245	44.5	17,541	37.2	15,827	24.5
不 動 産 業	1,200	3.3	5,551	11.8	17,635	27.3
情 報 通 信 業					500	0.8
運 輸 業	8	0.0	6	0.0		
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	1,843	5.1	1,793	3.8	85	0.1
サ ー ビ ス 業 等	2,222	6.1	3,301	7.0	8,211	12.7
そ の 他	7,757	21.3	6,400	13.6	5,687	8.8
(うち個人住宅・消費者ローン)	(6,416)	(17.6)	(5,811)	(12.3)	(5,120)	(7.9)
小 計	34,748	95.3	45,231	95.9	62,768	97.1
公 共 団 体	148	0.4	135	0.3	110	0.2
公 社 ・ 公 団	575	1.6	934	2.0	1,014	1.5
約 款 貸 付	998	2.7	856	1.8	772	1.2
合 計	36,470	100.0	47,158	100.0	64,666	100.0

(注)業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

(12) 貸付金企業規模別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
大 企 業	23,532	66.4%	31,083	67.1%	40,675	63.6%
中 堅 企 業	1,679	4.7	5,801	12.6	12,069	18.9
中 小 企 業	2,354	6.6	2,880	6.2	5,349	8.4
そ の 他	7,905	22.3	6,536	14.1	5,798	9.1
一 般 貸 付 計	35,472	100.0	46,301	100.0	63,893	100.0

- (注)1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 2.中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます)。
 4.その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等です。

(13) 貸付金地域別内訳の推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末		
		構成比		構成比		構成比	
国 内	首 都 圏	21,866	75.3%	34,749	85.8%	53,583	91.2%
	近 畿 圏	1,058	3.6	504	1.3	500	0.8
	上記以外の地域	4,861	16.7	4,707	11.6	4,177	7.1
	国 内 計	27,786	95.6	39,962	98.7	58,261	99.1
海 外 計	1,265	4.4	525	1.3	500	0.9	
合 計	29,051	100.0	40,487	100.0	58,761	100.0	

- (注)1.個人ローン・約款貸付等は含みません。
 2.国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

(14) 住宅関連融資の推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
個人向ローン 地方住宅供給公社貸付	464	100.0%	422	100.0%	381	100.0%
合 計	464 (1.3%)	100.0	422 (0.9%)	100.0	381 (0.6%)	100.0
総 貸 付 残 高	36,470		47,158		64,666	

- (注)「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

(15) リスク管理債権の推移

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
破綻先債権額		200	
延滞債権額	4	98	96
3ヵ月以上延滞債権額			
貸付条件緩和債権額	413	188	176
合 計	418	487	272
貸付金残高に対する比率	1.1%	1.0%	0.4%
(参考)貸付金残高	36,470	47,158	64,666

(注)各債権の定義は次のとおりです。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(16) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

(17) 債務者区分に基づいて区分された債権の推移

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	298	96
危 険 債 権			
要 管 理 債 権	413	188	176
正 常 債 権	36,215	46,866	64,549
合 計	36,633	47,353	64,822

(注)上記の表は、債務者区分による開示情報(保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ハに規定する開示)に基づき、貸付金・貸付有価証券、及びそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。

- (3) 要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金)です。但し前記(1)(2)に掲げる貸付金を除きます。
- (4) 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)(2)(3)及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(18) 資産の自己査定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を策定し、適正な償却及び引当金の計上を行っています。なお、平成17年度末において 分類資産については、その全額について償却または引当を行っています。

平成16年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	非分類資産 (分類)	分 類 資 産				合 計
		分類	分類	分類	計	
貸 付 金	46,307	552		298	851	47,158
有 価 証 券	276,649	309		19	329	276,979
不動産及び動産	37,989	403		1	404	38,393
そ の 他	130,843	189	3	405	599	131,442
合 計	491,789	1,455	3	725	2,184	493,973

平成17年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	非分類資産 (分類)	分 類 資 産				合 計
		分類	分類	分類	計	
貸 付 金	63,938	630		96	727	64,666
有 価 証 券	307,102	567		84	651	307,754
不動産及び動産	37,904	183		44	228	38,133
そ の 他	107,534	138	2	325	466	108,001
合 計	516,480	1,520	2	551	2,074	518,555

(注)1.資産の自己査定結果における各分類債権の意義は次のとおりです。

- (1) 非分類(分類)資産
回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
- (2) 分類資産
債権確保上の諸条件が満身に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常
の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。
- (3) 分類資産
最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資
産です。
- (4) 分類資産
回収不能又は無価値と判定される資産です。

2.各欄の金額は、自己査定による償却及び評価損計上実施前の残高を表示しています。

(19) 不動産及び動産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
土 地	21,087	21,032	20,670
営 業 用	19,694	19,875	19,679
賃 貸 用	1,392	1,156	990
建 物	16,425	15,659	15,572
営 業 用	14,293	14,051	14,047
賃 貸 用	2,131	1,607	1,525
土地・建物合計	37,512	36,692	36,242
営 業 用	33,988	33,927	33,726
賃 貸 用	3,523	2,764	2,516
建設仮勘定			
営 業 用			
賃 貸 用			
不 動 産 計	37,512	36,692	36,242
営 業 用	33,988	33,927	33,726
賃 貸 用	3,523	2,764	2,516
動 産	1,810	1,700	1,846
合 計	39,322	38,392	38,088

(20) その他資産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
未 収 保 険 料	37	33	37
代 理 店 貸	9,619	9,405	8,940
共 同 保 険 貸	507	491	390
再 保 険 貸	6,706	6,334	6,037
外 国 再 保 険 貸	2,431	3,230	1,434
未 収 金	3,111	3,245	8,894
未 収 収 益	740	707	451
預 託 金	1,650	1,425	1,395
地震保険預託金	8,003	8,466	8,988
仮 払 金	3,566	3,564	4,091
金融派生商品	927	233	135
繰延ヘッジ損失	283	1,242	690
その他の資産	3,783	3,136	2,952
合 計	41,368	41,517	44,440

(21) 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

(22) 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

(23) 長期性資産

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
長 期 性 資 産	127,159	114,969	105,585

(注) 長期性資産の金額は、責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累積残高です。

3 負債・資本の明細

(1) 保険契約準備金の推移

支払備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
火 災	4,121	5,047	6,017
海 上	569	452	568
傷 害	2,786	2,815	2,911
自 動 車	24,070	22,824	22,894
自動車損害賠償責任	4,368	5,325	5,419
そ の 他	5,190	4,007	3,957
合 計	41,106	40,473	41,767

責任準備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
火 災	139,439	133,364	135,351
海 上	2,877	2,857	2,795
傷 害	96,051	89,465	84,278
自 動 車	40,829	38,721	38,275
自動車損害賠償責任	39,785	43,862	46,952
そ の 他	24,464	23,467	23,176
合 計	343,446	331,739	330,829

責任準備金の残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計	
平成16年度末	火 災	77,750	22,006	33,460	147	133,364
	海 上	384	2,473			2,857
	傷 害	4,173	6,654	78,237	399	89,465
	自 動 車	24,909	12,940	871		38,721
	自動車損害賠償責任	43,862				43,862
	そ の 他	12,557	8,105	2,794	10	23,467
	合 計	163,637	52,179	115,364	557	331,739
平成17年度末	火 災	82,179	23,514	29,500	156	135,351
	海 上	303	2,492			2,795
	傷 害	4,159	6,654	73,072	392	84,278
	自 動 車	24,494	12,940	840		38,275
	自動車損害賠償責任	46,952				46,952
	そ の 他	12,155	8,481	2,529	10	23,176
	合 計	170,245	54,082	105,942	559	330,829

〔責任準備金積立水準〕

区 分		年 度	平成16年度末	平成17年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約		標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約		平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率			100.0%	100.0%

- (注)1 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
- 2 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
- 3 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(2)引当金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成16年度末 残 高	平成17年度 増 加 額	平成17年度減少額		平成17年度末 残 高	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	174	232	174	232	洗い替えによる取崩額
	個別貸倒引当金	674	413	220	453	
計	848	646	220	628	646	
賞与引当金	658	685	658		685	
価格変動準備金	2,876	395			3,272	

個別貸倒引当金における平成17年度減少額・その他のうち、61百万円が回収による取崩額、391百万円が洗い替えによる取崩額です。

(3) 貸付金償却の額

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
貸付金償却額			159

(4) 資本金等明細表(含む利益準備金及び任意積立金)

(単位:百万円)

区 分	平成16年度末残高	平成17年度増加額	平成17年度減少額	平成17年度末残高	摘 要
資 本 金	15,635	4,754		20,389	1
うち既発行株式					
普通株式	(189,159,475株) 15,635	(23,537,071株) 4,754	(株)	(212,696,546株) 20,389	2 1
計	(189,159,475株) 15,635	(23,537,071株) 4,754	(株)	(212,696,546株) 20,389	
資本準備金及び その他資本剰余					
(資本準備金) 株式払込剰余金	7,865	4,754		12,620	1
(その他資本剰余金) 自己株式処分差益	3,882	0		3,882	3
計	11,747	4,754		16,502	
利益準備金 及び任意積立					
利益準備金	4,935	300		5,235	4
任意積立金					
特別準備金	19,840	500		20,340	4
配当引当積立金	5,700	300		6,000	"
退職慰労積立金					"
特別危険積立金					"
不動産圧縮積立金	1,553	54	11	1,596	"
不動産圧縮特別勘定積立金		200		200	"
計	32,028	1,355	11	33,372	

1 当期増加額は転換社債の株式転換によるものです。

2 当期増加株式数は、転換社債の転換によるものです。また、平成17年度末における自己株式数は2,270,354株です。

3 当期増加額は自己株式の処分によるものです。

4 当期増加額及び減少額は、すべて前期決算の利益処分によるものです。

4 損益の状況

(1) 売買目的有価証券運用益の内訳

該当ありません。

(2) 売買目的有価証券運用損の内訳

該当ありません。

(3) 有価証券売却益の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国 債 等	399	170	637
株 式	2,388	2,053	2,764
外 国 証 券	150	45	446
そ の 他 の 証 券	39	95	388
合 計	2,978	2,364	4,237

(4) 有価証券売却損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国 債 等	354	115	276
株 式	379	54	31
外 国 証 券	1,022	924	721
そ の 他 の 証 券	44	47	9
合 計	1,801	1,142	1,038

(5) 有価証券評価損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国 債 等			
株 式	1,659	19	84
外 国 証 券	106		
そ の 他 の 証 券	0		
合 計	1,766	19	84

(6) 不動産・動産処分益の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
不 動 産	523	1,494	479
動 産	1	0	0
合 計	525	1,495	479

(7) 不動産・動産処分損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
不 動 産	84	215	189
動 産	90	55	122
合 計	174	270	311

(8) 事業費(含む損害調査費)の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人 件 費	19,064	18,927	19,666
物 件 費	13,526	14,095	14,344
税金・拠出金等	2,028	1,916	1,868
諸手数料及び集金費	26,420	25,648	25,374
合 計	61,040	60,589	61,253

(注)合計欄の金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額です。

(9) 減価償却費明細表(含む賃貸用不動産等減価償却費)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価 ¹	平成17年度償却費	償却累計額	平成17年度末残高	償却累計率
建 物 (賃貸用不動産)	32,266 (3,501)	857 (87)	16,694 (1,976)	15,572 (1,525)	51.74% (56.45%)
動 産	7,448	498	5,602	1,846	75.22%
そ の 他 ²	1,701	344	1,646	55	96.76%
合 計	41,417	1,699	23,943	17,473	

¹ 取得原価は、減損評価損控除後としています。

² その他は、ソフトウェアについて記載しています。

(10) リース取引

平成16年度				平成17年度			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
動産	66百万円	30百万円	36百万円	動産	78百万円	44百万円	34百万円
取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料期末残高相当額 1年内 12百万円 1年超 23百万円 合計 36百万円 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 12百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。				取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 未経過リース料期末残高相当額 1年内 13百万円 1年超 20百万円 合計 34百万円 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 14百万円 減価償却費相当額 14百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。			
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 4百万円 1年超 7百万円 合計 11百万円				2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 4百万円 1年超 3百万円 合計 7百万円			
				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

5 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類	平成16年度末			平成17年度末			
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	60,710	63,598	2,888	29,719	32,858	3,138
	株 式	47,320	84,341	37,021	51,470	126,212	74,742
	外国証券	59,903	62,220	2,317	43,925	45,027	1,101
	そ の 他	13,180	13,890	709	7,883	10,152	2,268
	小 計	181,114	224,051	42,937	132,998	214,249	81,250
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	7,960	7,629	331	40,950	40,299	650
	株 式	6,208	5,678	530	1,810	1,678	132
	外国証券	22,190	20,789	1,400	28,410	27,763	646
	そ の 他	10,359	10,151	207	14,823	14,633	190
	小 計	46,719	44,249	2,469	85,995	84,375	1,620
合 計	227,833	268,300	40,467	218,993	298,624	79,630	

(注)「取得原価」欄には減損処理後の帳簿価額を記載しています。

前期及び当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成16年度			平成17年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	61,716	2,364	1,142	71,265	4,237	1,038

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

平成16年度末	平成17年度末
1. 満期保有目的の債券 該当ありません。	1. 満期保有目的の債券 該当ありません。
2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 83百万円 外国証券(非上場の外国株式) 3,500百万円	2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 83百万円 外国証券(非上場の外国株式) 3,500百万円
3. その他有価証券 株式(非上場の国内株式) 3,859百万円 外国証券(非上場の外国株式) 500百万円 買入金銭債権(コマーシャルペーパー) 3,999百万円 その他 716百万円	3. その他有価証券 株式(非上場の国内株式) 4,543百万円 買入金銭債権(コマーシャルペーパー) 999百万円 その他 918百万円

その他有価証券のうち満期のあるものの償還予定額

(単位:百万円)

種 類	平成16年度末				平成17年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	6,130	1,072	1,018	12,360	17	5,999	4,339	10,738
地 方 債	169	1,255	30		559	531	16	
社 債	7,094	26,867	6,897	8,331	12,266	25,136	5,557	7,993
外 国 証 券	8,724	32,362	31,489	3,193	1,928	52,741	10,267	4,570
そ の 他	4,618	1,696	4,941		1,025	2,498	4,588	
合 計	26,735	63,253	44,378	23,885	15,798	86,908	24,768	23,302

(注)「その他」には買入金銭債権として計上しているコマーシャルペーパーを含めています。

(2) 金銭の信託に係る時価情報

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

1. 取引の内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的

当社は、公社債の投資に係る将来の金利変動によるリスクを軽減する目的で、債券オプション取引を行っているほか、外貨建有価証券の投資に係る将来の為替変動によるリスクを軽減する目的で先物為替予約・通貨オプション取引を、また株式投資に係る将来の価格変動によるリスクを軽減する目的で、株式オプション取引を行っています。

当社では、取引の方針として、主として将来の金利・為替・価格の変動によるリスクを軽減するためにデリバティブ取引を活用することとし、投機を目的とした取引及びレバレッジ効果の高いハイリスクな取引は行わないこととしています。

上記のようなヘッジを目的とするデリバティブ取引以外に、一定のリスクの範囲内で運用収益を獲得する等の目的で行う為替予約取引、通貨オプション取引、債券オプション取引、株式オプション取引及びクレジットデリバティブ取引があります。

2. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しています。

市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格(為替・金利・株価等)の変動とボラティリティー(予想相場変動率)等の将来の変動によって損失を被る可能性です。

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性です。当社は、取引先について、資産規模・決算状況及び格付等を吟味し慎重に選定しているため、信用リスクは極めて小さいものと判断しています。

なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しています。

3.取引に係るリスク管理態勢

当社のデリバティブ取引に係るリスク管理は、経営上多額な損失を被ることがないように、市場リスクに晒されている資産に対し、そのリスク軽減のため適切かつ効果的にデリバティブ取引が利用されているか、また、取引限度を超えた単独の取引が存在していないか、等の点検に重点を置いて行っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引担当セクションと業務管理セクションを分離し相互牽制を行うとともに、取引量に応じた決裁権限規程及び資産運用規程等を定め、当該規程に基づき取引を行っています。デリバティブ取引の総量・リスク状況・含み損益の状況及びリスク軽減効果の状況については、定期的に、当社の金融リスク管理を担当しているリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

取引の時価等に関する事項

次の表における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体は、デリバティブ取引に係る市場リスクまたは信用リスクを表すものではありません。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

a. 通貨関連

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成16年度末			平成17年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	2,104		2,140	36	1,397	1,425	28	
	ユーロ	2,364		2,355	9				
	買建								
	米ドル	2,616		2,676	59				
ユーロ	699		692	6					
	豪ドル	409		411	1				
	合計	8,194		8,276	27	1,397	1,425	28	

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引...先物為替相場によっています。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成16年度末			平成17年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	株式オプション取引								
	売建								
	プット	300	300	37	17	300	()	0	54
		(54)	(54)			(54)			
	買建								
	コール	300	300	28	3	300	()	118	85
	(32)	(32)			(32)				
	合計	600	600	66	13	600		118	140

(注)1.時価の算定方法

株式オプション取引...株式オプション契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

2.オプション取引については、契約額の下に()で契約時のオプション料を示しています。

d.債券関連

該当ありません。

e.その他

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成16年度末				平成17年度末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	クレジットデリバティブ取引 売建	3,000	3,000	32	32	3,300	1,300	15	15
	合計	3,000	3,000	32	32	3,300	1,300	15	15

(注)時価の算定方法

クレジットデリバティブ取引...クレジットデリバティブ契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

企業集団の状況

1 主要な事業の内容及び組織の構成

当社及び当社の関係会社において営まれている主な事業の内容及び、各関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

(1) 保険及び保険関連事業

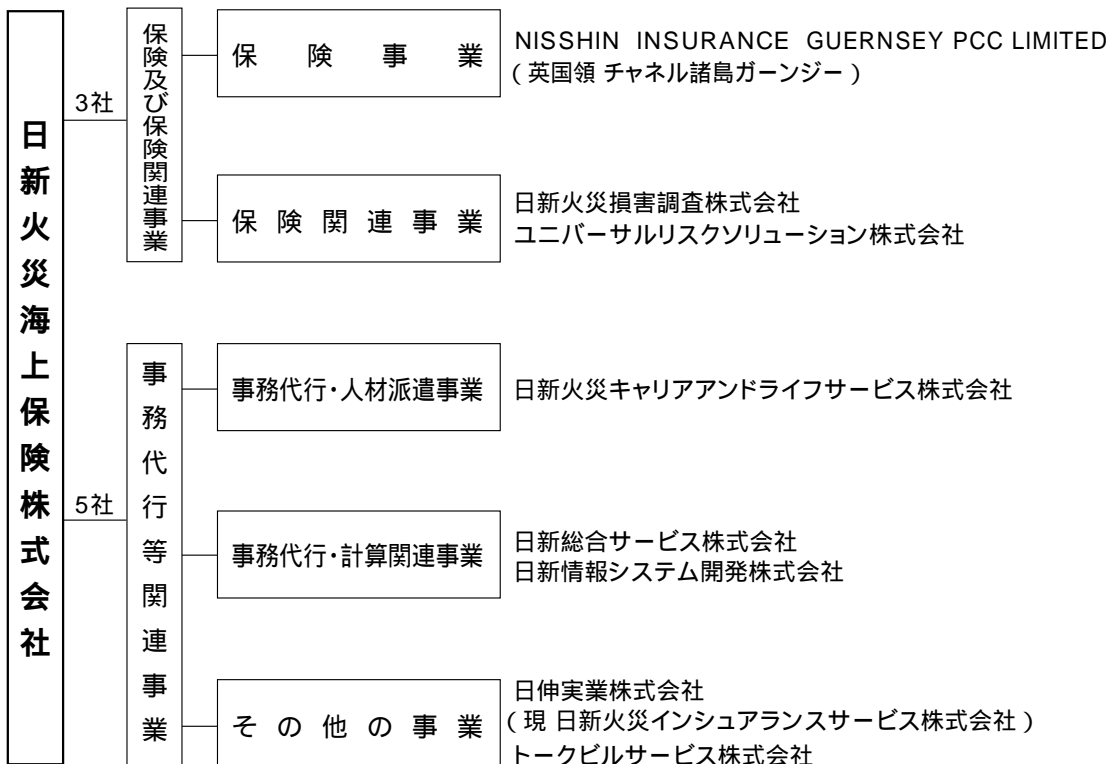
各種損害保険の元受・再保険の引受業務及び保険金の支払業務等を営む部門で、関係会社はこのうち保険金支払に係る損害調査業務及びリスクコンサルタント業務並びに海外での保険引受業務を行っています。

(2) 事務代行等関連事業

上記以外の各種業務を営む部門で、関係会社は物流関係のほか、各種事務代行業務を行っています。

[事業系統図]

(平成18年3月31日現在)



(注)1.平成18年3月末日現在、当社は東京海上日動火災保険株式会社から持ち株比率27.6%の出資を受けています。同社は株式会社ミレアホールディングスの完全子会社ですが、平成18年4月、両社間で会社分割が行われたことに伴い、東京海上日動火災保険株式会社が保有していた当社株式は、株式会社ミレアホールディングスに移転しました。

2.平成18年7月1日、日伸実業株式会社は日新火災インシュアランスサービス株式会社に社名を変更しました。

2 子会社等

(平成18年3月31日現在)

会社名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	当社子会社等の 議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日伸実業(株)	昭和 32. 7.24	百万円 20	10%	90%	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険代理業、個人ローン 業務、リース業務
日新火災損害調査(株)	45. 4. 1	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	自動車保険、その他 保険の損害調査業務
日新火災キャリアアンド ライフサービス(株)	55. 9.26	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	計算受託・福利厚生業務、 人材派遣業務
トークビルサービス(株)	58. 2. 1	10	10	90	東京都千代田区 神田駿河台2-3	不動産・付随設備保守・ 管理業務等
日新情報システム開発(株)	63.11. 1	20	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、 ソフトウェア開発
日新総合サービス(株)	平成 3. 4. 1	10	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	荷造・梱包及び印刷・ 製本、集配業務
NISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITED	12. 2.16	700	100		PO BOX 384, The Albany, South Esplanade, St. Peter Port, Guernsey GY14NF	損害保険業
ユニバーサルリスク ソリューション(株)	12. 4.11	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

3 連結財務諸表

連結子会社 THE NISSHIN FIRE INVESTMENT(EUROPE)S.A. 及び THE NISSHIN FIRE INVESTMENT (CAYMAN)LIMITEDは、平成14年3月に清算したため、連結の範囲に含めるべき重要な子会社が無くなったことから、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

1 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業において、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。このうち主なものは仙台ビル新築であり、その他のものを含め当期中の投資総額は17億9千万円でした。

2 主要な設備の状況

(平成18年3月31日現在)

店名	所在地	所属 出先機関	帳簿価額(百万円)			従業員数
			土地(面積 m ²)	建物	動産	
本店/東京本社 1	東京都千代田区	18 店	11,349 (3,939)	5,656	275	691 人
さいたま本社 2	さいたま市浦和区	8	3,091 (9,015)	1,854	506	277
神奈川統括営業部	横浜市中区	6	0 (234)	356	48	137
長野統括営業部	長野市	4	87 (947)	110	8	49
新潟統括営業部	新潟市	4	203 (1,041)	69	14	50
北海道統括営業部	札幌市中央区	9	5 (705)	245	27	101
東北事業本部	仙台市青葉区	26	1,075 (3,274)	1,093	166	243
静岡統括営業部	静岡市葵区	4	4 (170)	148	27	88
東海事業本部	名古屋市中区	12	555 (2,491)	955	80	207
北陸統括営業部	富山市	5	65 (1,026)	411	15	79
西日本事業本部	大阪市北区	33	374 (2,105)	435	128	533
九州事業部	福岡市博多区	15	406 (1,969)	215	49	207

1 東京営業第1部、東京営業第2部、西東京統括営業部、東関東統括営業部を含む

2 埼玉統括営業部、北関東統括営業部を含む

(注)1 上記「店名」は、本部又は独立統括営業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本部又は統括営業部に属する支店、支社及び営業所等出先機関の合計を記載しています。海外駐在員事務所は本店の所属出先機関に含んでいません。

2 上記は全て営業用設備です。

3 上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物(面積 m ²)
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (337)	470 (2,921)
武蔵野ビル (東京都武蔵野市)	119 (1,090)	267 (2,171)
京都ビル (京都市下京区)	0 (293)	36 (2,032)

4 前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	594 (2,613)	689

5 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券などの資産の価格変動による損失に備えるため、資産の一定割合をあらかじめ積み立てる準備金のことをいいます。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったのと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などによる解除の場合は、契約の当初まで遡るのではなく、将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項について不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

再保険料

再保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険料のことをいいます。

時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険などで、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の保険金請求権を、被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金がまだ支払われていないものについて、保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社があらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常災害時に備える「異常危険準備金」、積立保険の満期返れい金・契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼・全壊)や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目が出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくとする法則のことです。例えば、火災などの事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることになります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険 / 一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるもの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といいますが、また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、この場合、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるもの実際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した、譲渡したなど、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者がそれを保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険などの補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせた長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいますが、

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるもの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のこと、その金額は、保険会社と保険契約者との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金のこと、責任準備金・支払備金などがあります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の目的

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財などがこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費などの保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険の引受によって得られる利益を示すものです。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

損害保険契約または生命保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。これには、損害保険料控除制度と生命保険料控除制度があります。

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことで、なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン / ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険などが該当します。

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」や「てん補しない損害」などとして記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する全ての保険を指す場合もあります。

店舗の一覧

東京本社(本店)	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2211
ロンドン駐在員事務所	c/o Willis Ten Trinity Square	London EC3P 3AX, U.K.	44(0)20-7488-8121

1 営業店舗所在地の一覧

北海道事業部	〒060-0063	北海道札幌市中央区南3条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1311
札幌第1支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南3条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1315
小樽支社	〒047-0032	北海道小樽市稲穂2-22-1(日専連小樽ビル)	(0134)27-3311
函館支社	〒040-0001	北海道函館市五稜郭町33-1(五稜郭フコク生命ビル)	(0138)54-8591
札幌第2支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南3条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1316
苫小牧事務所	〒053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-14(王子不動産第3ビル)	(0144)34-8191
室蘭事務所	〒050-0074	北海道室蘭市中島町1-23-18(YSプラザビル4F)	(0143)45-3441
旭川支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9右1	(0166)26-4431
稚内事務所	〒097-0005	北海道稚内市大黒2-3-14(第2丹羽ビル)	(0162)22-9765
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-8251
帯広支社	〒080-0010	北海道帯広市大通南10-8(帯広フコク生命ビル)	(0155)22-8711
北見支社	〒090-0022	北海道北見市北二条東1(大槻ビル)	(0157)24-6471
東北事業本部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3153
北東北統括営業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4330
盛岡支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4316
花巻支社	〒025-0312	岩手県花巻市二枚橋6-335-1(ユーズステーション花巻)	(0198)26-1771
岩手南支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65-3821
一関事務所	〒021-0893	岩手県一関市地主町2-29(朝日生命ビル2F)	(0191)21-3221
大船渡営業所	〒022-0002	岩手県大船渡市大船渡町欠の下向1-123	(0192)25-0595
三陸事務所	〒026-0025	岩手県釜石市大渡町1-7-9(ウイングビル3F)	(0193)24-3118
青森支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-1461
むつ事務所	〒035-0072	青森県むつ市金谷1-4-6(アドバンスビル1F)	(0175)23-8621
弘前支社	〒036-8001	青森県弘前市代官町38(明治安田生命弘前第2ビル8F)	(0172)36-1555
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)43-1567
秋田支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837-5255
大館事務所	〒017-0814	秋田県大館市赤館町7-6	(0186)49-3568
大曲事務所	〒014-0027	秋田県大曲市大曲通町8-26(正和ビル2F)	(0187)63-0680
本荘事務所	〒015-0001	秋田県由利本荘市岩瀬下13-13(徳永ビル2F)	(0184)24-2922
中東北統括営業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3310
仙台支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)263-5465
仙南支社	〒981-1232	宮城県名取市大手町1-1-22	(022)382-6811
古川支社	〒989-6115	宮城県大崎市古川駅前1-5-11(向山館2F)	(0229)24-1620
気仙沼事務所	〒988-0017	宮城県気仙沼市南町2-5-12	(0226)24-2004
仙台東支社	〒983-0012	宮城県仙台市宮城野区出花1-9-3(ヴェーボートオパタ1F)	(022)259-6280
山形支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)622-4006
天童支社	〒994-0034	山形県天童市本町2-1-26(寿商事ビル2F)	(023)654-4471
米沢事務所	〒992-0039	山形県米沢市門東町3-3-1(米沢共立ビル2F)	(0238)22-7883
酒田支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234)23-5106
福島統括営業部	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-3151
郡山支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-2266
白河支社	〒961-0975	福島県白河市立石山1-3(丸昌ビル2F)	(0248)22-6618
福島支店	〒960-8107	福島県福島市浜町6-5	(024)531-1621
いわき支店	〒970-8026	福島県いわき市平字小太郎町2-6(いわきフコク生命ビル2F)	(0246)22-1881
会津若松支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24-5661
本店営業第1部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5548
本店営業第2部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5554
横浜自動車営業部	〒221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2223
首都圏第1事業本部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
東京ダイレクトサポートセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5596
東京営業第1部	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5115
東京中央支店	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5556
江東支店	〒130-0014	東京都墨田区亀沢4-5-4(ブルームビル1F)	(03)3625-2040
東京東支店	〒121-0816	東京都足立区梅島2-3-15(岩立ビル2F)	(03)3886-0111
東京営業第2部	〒170-6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-4888
池袋支店	〒170-6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-4061
新宿支店	〒160-0023	東京都新宿区西新宿3-2-11(新宿三井ビルディング二号館9F)	(03)3343-3941
渋谷支店	〒150-0042	東京都渋谷区宇田川町33-7(都民興業渋谷ビル5F)	(03)3464-1221
城南支店	〒144-0052	東京都大田区蒲田5-29-6(とみん蒲田ビル6F)	(03)3733-2251

神奈川統括営業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5280
横浜支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5288
横浜中央支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5291
横須賀サービス支社	〒238-0008	神奈川県横須賀市大滝町1-25-1(横須賀ベイビュービルディング5F)	(046)822-0974
川崎支店	〒210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-1-3(川崎フコク生命ビル2F)	(044)244-0171
神奈川県央支店	〒228-0803	神奈川県相模原市相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル8F)	(0463)21-2176
小田原支店	〒250-0011	神奈川県小田原市栄町1-6-1(小田原第一生命ビル6F)	(0465)23-0155
西東京統括営業部	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)525-2821
立川支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)527-7771
三鷹支店	〒180-0006	東京都武蔵野市中町1-16-10(日本生命ビル5F)	(0422)55-8177
山梨支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13	(055)228-1277
富士吉田支店	〒403-0004	山梨県富士吉田市下吉田50(山吉商店ビル2F)	(055)22-5801
東関東統括営業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
水戸支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)221-9125
土浦支店	〒300-0051	茨城県土浦市真鍋1-11-12(延増第1ビル4F)	(029)822-5748
下館支店	〒308-0841	茨城県筑西市二木成80-1(みすじビル3F)	(0296)25-0320
千葉支店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル2F)	(043)244-0521
木更津支店	〒292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-14(木更津東中央ビル5F)	(0438)23-2262
市川支店	〒272-0023	千葉県市川市南八幡3-6-18(ミーナアサヒビル3F)	(047)376-3321
柏支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-7443
首都圏第2事業本部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉新都心支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2295
埼玉中央支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1352
埼玉東支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)761-6181
埼玉北支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
埼玉西支店	〒350-1122	埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F)	(049)226-3411
北関東統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
群馬支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3	(027)224-3622
太田支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945	(0276)45-4691
宇都宮支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24	(028)635-1571
黒磯事務所	〒329-3153	栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号)	(0287)65-0931
小山営業所	〒323-0807	栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F)	(0285)24-4094
長野統括営業部	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-8016
長野支店	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-0232
上田支店	〒386-0018	長野県上田市常田2-20-26(常田ビル)	(0268)27-3240
松本支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3	(0263)33-3210
諏訪支店	〒392-0011	長野県諏訪市赤羽根1-8	(0266)57-6600
飯田事務所	〒395-0044	長野県飯田市本町4-1243	(0265)52-0280
新潟統括営業部	〒950-0087	新潟県新潟市東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0320
新潟支店	〒950-0087	新潟県新潟市東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6	(0258)32-2285
六日町支店	〒949-6600	新潟県南魚沼市六日町800-1(袈裟ビル2F)	(025)773-3547
三条支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23	(0256)33-1045
静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
静岡支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8861
藤枝支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前2-14-8(フルカワクワイエットビル2F)	(054)645-2200
沼津支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	(055)962-1311
富士支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
浜松支店	〒430-0928	静岡県浜松市板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4311
北陸事業部	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-2533
金沢支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル)	(076)263-2150
七尾支店	〒926-0052	石川県七尾市山王町ソ部41-8	(0767)53-0878
福井支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)21-0401
武生支店	〒915-0801	福井県武生市家久町53字9-1(コンパビル2F)	(0778)24-3523
富山支店	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-3545
高岡支店	〒933-0871	富山県高岡市駅前1-8-34(アラヤビル4F)	(0766)22-1824
東海事業本部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7111
中日本営業第1部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7196
知多営業所	〒475-0922	愛知県半田市昭和町1-35(半田名鉄南館ビル2F)	(0569)22-8267
三河支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1601
豊橋支店	〒440-0886	愛知県豊橋市東小田原町88	(0532)54-3188
愛知北支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-8400
一宮支店	〒491-0851	愛知県一宮市大江1-11-21	(0586)72-0178
中日本営業第2部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7531
岐阜支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28	(058)264-7261
高山支店	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	(0577)32-1277
多治見支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)22-7268
中津川営業所	〒508-0037	岐阜県中津川市えびす町7-30(イシックス駅前通りビル3F)	(0573)65-0451
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2477
津支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-5185
松阪支店	〒515-0004	三重県松阪市朝日町387-5(三井生命松阪ビル2F)	(0598)51-2030

西日本事業本部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3610
関西ダイレクトサポートセンター	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3323
京滋統括営業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4591
京都支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4592
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773)22-6327
大津支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077)522-4077
彦根支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749)22-1826
八日市支社	〒527-0022	滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F)	(0748)23-6378
大阪営業第1部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3600
大阪営業第2部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3607
難波支店	〒556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F)	(06)6647-7055
堺支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072)238-1985
和歌山支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31	(073)422-1131
田辺支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(0739)24-1621
新宮支社	〒647-0052	和歌山県新宮市橋本2-14-35	(0735)22-2353
大阪東支店	〒577-0012	大阪府東大阪市長田東3-2-43(SKパークビル9F)	(06)6745-8516
奈良支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草葉ビル6F)	(0744)23-3650
阪神統括営業部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3801
北大阪支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F)	(072)623-6146
梅田支店	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3608
神戸支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078)242-4911
姫路支店	〒670-0924	兵庫県姫路市紺屋町6	(0792)88-5580
枚方支社	〒573-0022	大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F)	(072)805-5571
中国統括営業部	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シンヨービル6F)	(082)247-9261
広島支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シンヨービル6F)	(082)247-9262
福山支店	〒720-0801	広島県福山市入船町2-8-3	(084)922-2129
尾道支社	〒722-0024	広島県尾道市西則末町2-22(東中国スズキビル)	(0848)25-5131
山口支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル3F)	(0835)25-1711
周南営業所	〒745-0073	山口県周南市代々木通り2-3(代々木公園前ビル5F)	(0834)21-1204
宇部担当	〒755-0042	山口県宇部市松島町11-18(Uビル4F)	(0836)21-4491
岡山支店	〒700-0904	岡山県岡山市柳町2-10-22	(086)225-0541
倉敷支社	〒710-0051	岡山県倉敷市幸町1-40(明治安田生命倉敷幸町ビル2F)	(086)424-5556
山陰統括営業部	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-2627
松江支店	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3525
米子支社	〒683-0053	鳥取県米子市明治町157(米子駅前パーキングビル)	(0859)34-5357
出雲支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853)23-6699
浜田事務所	〒697-0024	島根県浜田市黒川町4196(岡本ビル2F)	(0855)23-1090
鳥取サービス支店	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)23-4651
四国統括サービス部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0026
高松支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0030
松山支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5306
徳島支店	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3711
高知支店	〒780-0870	高知県高知市本町5-1-12	(088)823-4488
中村支社	〒787-0013	高知県四万十市右山天神町300	(0880)34-6010
九州事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
九州営業第1部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
福岡第1支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8161
唐津事務所	〒847-0821	佐賀県唐津市町田812-7	(0955)73-9449
福岡第2支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8165
沖縄事務所	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地2-12-21(電波堂ビル3F)	(098)863-3235
大牟田支社	〒836-0844	福岡県大牟田市浄真町6-1	(0944)55-1311
久留米支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町6-21(ニッシンビル)	(0942)35-2819
佐賀支社	〒840-0833	佐賀県佐賀市中の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0952)22-4711
北九州支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923-1581
大分支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535-2143
九州営業第2部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
熊本支店	〒860-0844	熊本県熊本市水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7211
八代支社	〒866-0843	熊本県八代市花園町17-11(森ビル2F)	(0965)35-5270
阿蘇事務所	〒869-2301	熊本県阿蘇市内牧620-3	(0967)32-3242
鹿児島支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254-1115
宮崎支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橋通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3833
長崎支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大町25	(095)825-4131
諫早支社	〒854-0026	長崎県諫早市東本町5-17(土橋ビル4F)	(0957)21-4855
佐世保支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3171
海上保険室			
営業グループ	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5552
西日本グループ	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル)	(06)6343-3619

2 サービスセンターの一覧

北海道

北海道事業部	
北海道損害サービス課 (011) 241-1314	旭川サービスセンター (0166) 23-2732
札幌サービスセンター (011) 241-1313	道東サービス支店SC (0154) 23-8260

東北

東北損害サービス部	
損害サービス課 (022) 227-3620	八戸サービス支店SC (0178) 43-1567
火新サービスセンター (022) 227-2135	秋田サービスセンター (018) 837-5254
仙台サービスセンター (022) 227-2133	岩手南サービスセンター (0197) 65-3833
山形サービスセンター (023) 624-2900	郡山サービスセンター (024) 932-2280
酒田サービスコーナー (0234) 23-5968	福島サービスセンター (024) 631-1645
盛岡サービスセンター (019) 623-4368	会津若松サービスセンター (0242) 24-5797
青森サービスセンター (017) 775-1465	いわきサービスセンター (0246) 22-1951

関東・甲信越

首都圏損害サービス第1部	
損害サービス課 (03) 5282-5557	市川サービスセンター (047) 376-3350
火新サービスセンター (03) 5282-5558	柏サービスセンター (04) 7163-8256
医療保険サービスセンター (03) 5282-5647	水戸サービスセンター (029) 224-0823
傷害サービスセンター (03) 5282-5559	土浦サービスセンター (029) 826-1322
東京第1サービスセンター (03) 5282-5560	下館サービスセンター (0296) 25-0320
東京第2サービスセンター (03) 5282-5668	立川サービスセンター (042) 624-0711
千葉サービスセンター (043) 244-3130	山梨サービスセンター (055) 228-1218

首都圏損害サービス第2部

損害サービス課 (048) 834-2249	埼玉新都心サービスセンター (048) 834-1834
安心サービスセンター (048) 834-1539	埼玉東サービスセンター (048) 755-2836
自賠責損害サービスセンター (048) 834-2577	埼玉西サービスセンター (049) 226-3413
太田サービスセンター (0276) 45-4702	埼玉北サービスセンター (048) 623-1215
松本サービスセンター (0263) 33-9700	新潟サービスセンター (025) 245-0345
長野サービスセンター (026) 244-0442	三条サービスセンター (0256) 32-8159
宇都宮サービスセンター (028) 635-1183	長岡サービスセンター (0258) 32-2293
群馬サービスセンター (027) 224-5021	

首都圏損害サービス第3部

損害サービス課 (045) 633-5345	横浜サービスセンター (045) 461-2521
火新サービスセンター (045) 633-5345	川崎サービスセンター (044) 244-4446
神奈川県央サービスセンター (042) 749-1921	静岡サービスセンター (054) 254-8896
神奈川サービスセンター (045) 633-5295	沼津サービスセンター (055) 962-7086
湘南サービスセンター (0463) 21-6651	富士サービスセンター (0545) 51-9731
横須賀サービス支社SC (046) 822-0576	浜松サービスセンター (053) 455-4395
小田原サービスセンター (0465) 24-3381	

東海・北陸

中日本損害サービス部	
損害サービス課 (052) 231-9292	豊橋サービスセンター (0532) 56-4744
火新サービスセンター (052) 231-9225	岐阜サービスセンター (058) 264-8231
名古屋サービスセンター (052) 231-9226	一宮サービスセンター (0586) 72-0511
津サービスセンター (059) 227-6231	富山サービスセンター (076) 433-3557
三重サービス支店SC (059) 351-2977	高岡サービスセンター (0766) 28-1834
多治見サービスセンター (0572) 25-8661	福井サービスセンター (0776) 27-2851
愛知北サービスセンター (0568) 81-6911	金沢サービスセンター (076) 263-2180
三河サービスセンター (0564) 21-1576	

近畿

近畿損害サービス部	
損害サービス課 (06) 6343-3628	大阪東サービスセンター (06) 6745-8609
火新サービスセンター (06) 6343-3634	奈良サービスセンター (0744) 23-3982
京都サービスセンター (075) 211-4594	北大阪サービスセンター (072) 625-3071
彦根サービスセンター (0749) 23-1960	福知山サービス支社SC (0773) 24-6390
大津サービスセンター (077) 622-4179	神戸サービスセンター (078) 242-4930
大阪サービスセンター (06) 6343-3639	姫路サービスセンター (0792) 88-5376
和歌山サービスセンター (073) 422-1134	堺サービスセンター (072) 222-3873
田辺サービスセンター (0739) 24-1671	

中国

中国損害サービス部	
損害サービス課 (082) 247-9265	岡山サービスセンター (086) 224-7976
火新サービスセンター (082) 247-9272	倉敷サービスコーナー (086) 424-5556
広島サービスセンター (082) 247-9265	松江サービスセンター (0852) 22-3575
福山サービスセンター (084) 923-4108	出雲サービスコーナー (0853) 23-6699
山口サービスセンター (0834) 21-1585	鳥取サービス支店SC (0857) 21-7415

四国

近畿損害サービス部	
損害サービス課 (06) 6343-3628	伊予三島支社 (0896) 24-5324
火新サービスセンター (06) 6343-3634	徳島支店 (088) 622-3716
高松支店 (087) 851-0032	高知支店 (088) 823-4469
松山支社 (089) 941-8298	

九州

九州損害サービス部	
損害サービス課 (092) 281-8135	大分サービスセンター (097) 635-2141
火新サービスセンター (092) 281-8136	熊本サービスセンター (096) 325-7115
福岡サービスセンター (092) 281-8164	鹿児島サービスセンター (099) 254-1115
久留米サービスセンター (0942) 33-4450	宮崎サービスセンター (0985) 24-3883
大牟田サービスセンター (0944) 55-1039	長崎サービスセンター (095) 825-4135
佐賀サービスセンター (0952) 22-4181	佐世保サービスセンター (0956) 23-3230
北九州サービスセンター (093) 923-1591	

海上保険部門

海上保険室	
業務海損グループ (03) 5282-5532	西日本グループ (06) 6343-3619

フリーダイヤル
 ジョコ ナシナン
 テレフォンサービスセンター 0120-25-7474

当社の店舗網

海外ネットワーク

(平成18年6月28日現在)



国内営業店舗及び損害サービス拠点数

支店	93	営業所	5	損害サービス拠点	98
支社	43	事務所	17		



日新火災海上保険株式会社

日新火災の現状 2006 平成18年7月21日発行
東京本社 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3
経営企画部 TEL(03)3292-8000(大代表)